

長野市監査委員告示 第1号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人 風間 孝三 氏から、別紙のとおり平成24年度包括外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年2月22日

長野市監査委員	増	山	幸	一
	同	轟	光	昌
	同	松	木	茂盛
	同	高	野	正晴

平成 24 年度

長野市包括外部監査の結果に関する報告書

監査テーマ

「市税等の非課税・免税・減免・軽減等に関する事務の執行について」

「固定資産税の非課税・免税等及び償却資産の事務の執行について」

平成 24 年度長野市包括外部監査人

外部監査人 税理士 風間孝三

補 助 者 税理士 鈴木秀一

補 助 者 税理士 新木淳彦

補 助 者 税理士 渡邊典昭

目 次

I 包括外部監査の概要	7
1. 外部監査の種類.....	7
2. 選定した特定の事件（テーマ）.....	7
3. 特定の事件（テーマ）として選定した理由.....	7
4. 外部監査対象期間.....	7
5. 外部監査の実施期間.....	7
6. 監査の着眼点.....	7
7. 主な監査手続・手法.....	8
8. 外部監査の対象.....	9
9. 外部監査人及び補助者.....	10
10. 利害関係.....	10
11. その他.....	10
II 市税等の非課税・免税・減免・軽減等に関する事務の執行について	11
1. 個人市民税.....	11
（1）概要.....	11
①減免.....	11
②租税条約に伴う非課税.....	12
（2）監査の結果等.....	13
①実施した監査手続.....	13
②実施した監査の結果等.....	14
（3）その他.....	14
2. 法人市民税.....	15
（1）概要.....	15
①減免.....	15
②休業法人の均等割の取扱い.....	16
（2）監査の結果等.....	18
①実施した監査手続.....	18
②実施した監査の結果等.....	18
3. 軽自動車税.....	20
（1）概要.....	20
①障害者に対する減免.....	20
②公益減免.....	22
③構造減免.....	24
④軽自動車税 減免内訳数（過去3カ年の推移）.....	25
（2）監査の結果等.....	26

①実施した監査手続.....	26
②実施した監査の結果等	26
4. 入湯税	27
(1) 概要	27
(2) 監査の結果等.....	28
①実施した監査手続.....	28
②実施した監査の結果等	28
5. 事業所税.....	30
(1) 概要	30
①事業所税について.....	30
②課税の仕組み.....	30
③非課税.....	31
④課税標準の特例	31
⑤減免	32
⑥納税義務者及び調定額推移	33
⑦近隣他市との比較.....	34
(2) 監査の結果等.....	35
①実施した監査手続.....	35
②実施した監査の結果等	36
6. 国民健康保険料	37
(1) 概要	37
①被保険者数の推移.....	37
②保険料の賦課.....	37
③保険料の平均額及び最高、最低年額	38
④保険料の納付状況.....	39
⑤国民健康保険料の減免	40
(2) 監査の結果等.....	44
①実施した監査手続.....	44
②実施した監査の結果等	45
7. 保育料	47
(1) 概要	47
①保育施設の状況	47
②平成 24 年度保育料徴収基準表（月額）	48
③減免等.....	50
④保育料の徴収手続き	52
⑤滞納者ごとの対応 図	54
(2) 監査の結果等.....	57
①実施した監査手続.....	57

②実施した監査の結果等	57
(3) その他.....	59
8. 市営住宅使用料.....	60
(1) 概要	60
①市営住宅管理戸数.....	61
②市営住宅建設状況.....	61
③市営住宅の申込状況.....	61
④市営住宅使用料	62
⑤市営住宅の特定目的住宅数.....	62
⑥市営住宅使用料等の減免.....	63
(2) 監査の結果等.....	71
①実施した監査手続.....	71
②実施した監査の結果等	71
9. 下水道使用料	73
(1) 概要	73
①現行下水道使用料.....	74
②年度別件数、汚水量、使用料の推移（税抜）	75
③生活保護受給者の減免額.....	76
④災害に伴う避難者の水道料金等の免除.....	76
(2) 監査の結果等.....	77
①実施した監査手続.....	77
②実施した監査の結果等	77
10. 下水道事業受益者負担金及び分担金	78
(1) 概要	78
①受益者負担金.....	78
②受益者分担金.....	79
③下水道事業受益者負担金（分担金）の減免について.....	80
(2) 監査の結果等.....	87
①実施した監査手続.....	87
②実施した監査の結果等	88
III 固定資産税の非課税・免税等.....	89
1. 固定資産税の概要	89
(1) 課税の概要	89
(2) 用語の意義	89
(3) 納税義務者	90
①納税義務者の定義.....	90
②過去5年間納税義務者推移.....	92
(4) 固定資産税の賦課期日	92

(5) 固定資産税の納期.....	93
(6) 固定資産税の免税点.....	94
2. 課税標準及び税率の概要.....	95
(1) 土地・家屋の価格.....	95
①適正な時価.....	95
②土地の種類.....	95
③宅地の評価方法.....	96
④地積.....	100
⑤家屋の種類.....	100
⑥家屋の評価額.....	100
(2) 税率.....	101
①標準税率.....	102
②不均一課税による税率.....	102
3. 課税の流れの概要.....	106
(1) 資産税課の年間事務フロー.....	106
①資産税課所属の人数と経験年数.....	106
②土地評価担当の年間スケジュール.....	107
③家屋評価担当の年間スケジュール.....	108
④フローチャートでみる詳細業務手順.....	110
(2) 固定資産税の推移.....	114
①税率に関する推移.....	114
②免税点に関する推移.....	114
③土地・家屋固定資産調定額推移.....	115
④土地概要.....	115
⑤土地面積及び評価額推移.....	126
⑥家屋棟数等推移.....	127
⑦家屋に関する概要.....	131
4. 固定資産税に関する問題点（償却資産税を除く）.....	136
(1) 非課税制度と減免制度及び課税免除.....	136
①非課税制度の概要.....	136
②減免制度の概要.....	136
③課税免除の制度概要.....	136
④減免と課税免除の違い.....	137
(2) 非課税制度に関する監査手続等.....	137
①監査の視点及び手続等.....	137
②監査の結果等.....	138
(3) 免税制度に関する監査手続等.....	140
①監査の視点及び手続等.....	140

②監査の結果等.....	143
IV 償却資産の事務の執行について.....	148
1. 償却資産.....	148
(1) 償却資産の概要.....	148
①課税客体となる償却資産.....	148
②償却資産の特殊性.....	148
(2) 概要調書.....	149
①償却資産推移.....	149
②平成24年度償却資産に関する概要調書.....	149
(3) 固定資産税（償却資産）年間業務スケジュール概要.....	152
2. 償却資産に関する問題点.....	153
(1) 免税点.....	153
①免税点の意義.....	153
②免税点の沿革.....	154
③監査の結果等.....	154
(2) シーラーハガキの送付.....	156
①シーラーハガキの意義.....	156
②シーラーハガキのフォーマット.....	156
③監査の結果等.....	157
(3) 償却資産の調査.....	157
①調査の現況〈償却資産 年度別〉.....	157
②調査根拠.....	161
③実地調査の処理手順.....	161
④調査方式.....	162
⑤国税関係、資料の活用制度.....	163
⑥監査の結果等.....	163
(4) 特定附帯設備に係る固定資産税のみなし（分離）課税について.....	164
①家屋の所有者以外の者が取り付けた家屋の附帯設備.....	164
②長野市の資料.....	166
③特定附帯設備に係る固定資産税のみなし（分離）課税申告書.....	168
④勸奨文章.....	169
⑤固定資産税（償却資産）申告の手引き.....	170
⑥周知の現状.....	171
⑦監査の結果等.....	171
(5) 屋外広告物.....	172
①屋外広告物.....	172
②償却資産.....	172
③屋外広告物の許可申請.....	172

④長野市の冊子	173
⑤監査の結果等	173
(6) 少額償却資産の除外	174
①少額償却資産の除外の意義	174
②資産区分図	175
③長野市の資料	177
④監査の結果等	177
⑤その他	178
V その他	179
1. 収納業務	179
(1) 監査の手続き	179
(2) 監査の結果等	179
2. 災害減免について長野市の広報等による被災者への配慮について	180
(1) 監査の手続き	180
(2) 監査の結果等	180
3. 生活保護に関する件	182
(1) 概要	182
①年度別被保護世帯人員の推移（実数）	182
②法定扶助事業	182
③法外援護事業	184
④生活保護費算定基準	185
(2) 生活保護に関する歳入、歳出	186
①生活保護に関する歳入	187
②生活保護に関する歳出	188
(3) 生活保護の現状	188
①現状	188
②ケースワーカー〔Caseworker〕	189
(4) 保育資産の調査	190
(5) その他	191
4. 平成 18 年度包括外部監査における指摘、意見についての措置状況についての検証	192

I 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び長野市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 11 年 3 月 30 日長野市条例第 4 号）の規定に基づく監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に規定する特定の事件として、以下を選定した。

- (1) 市税等の非課税・免税・減免・軽減等に関する事務の執行について
- (2) 固定資産税の非課税・免税等及び償却資産の事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）として選定した理由

- (1) 市税等収入を非課税・免税・減免・軽減等の視点から監査することで、事務の公正性、平等性等を問う。
- (2) 固定資産税の非課税等の実態を検証することで問題点を提言し、償却資産については、課税客体等の適法性及び事務全体の経済性、効率性、有効性を検討する。

市税等収入は地方公共団体の歳入において重要な項目である。長引く景気低迷の中、市税等収入は減少傾向にあり、国からの地方交付税等の削減にともない市の財政は逼迫する状況になっている。その中で、市税収入の課税及び税以外の公金収入の算出された額が法令に準拠し、公平性が確保され、また効率的に執行されていることを検証する意義は大きいと判断し、当該事件を選定した。

4. 外部監査対象期間

平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日）。
ただし、必要に応じ他の年度についても監査の対象とした。

5. 外部監査の実施期間

平成 24 年 7 月 19 日から平成 25 年 1 月 31 日まで

6. 監査の着眼点

※地方自治法第 2 条第 14 項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

※地方自治法第 2 条第 15 項

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

包括外部監査人は、上記の規定の趣旨に則ってなされているかどうか、意を用いなければならないと定めている。

これは包括外部監査が、経済性（Economy）と効率性（Efficiency）、さらに有効性（Effectiveness）の見地から評価判定を行うべきことを求められている。そこで、長野市等においても、今回の特定の事件（テーマ）について、事務の執行が適正に処理されているか、問題点の把握、検討を行う。

- (1) 市税等の非課税・免税・減免・軽減等（以下非課税等）に関する法令及び市条例等に基づいて適正に事務の執行が行われているか、そして非課税等の措置が受けられない対象者まで適用を受けていないか、逆に、非課税等の措置を受けられる者が漏れていないか等に着眼し、問題点の把握、検討を行う。
 - ・賦課決定までの事務手順について検証
 - ・法令等に基づいた非課税等の可否決定の事務手順について検証
 - ・平成 18 年度包括外部監査（収入（市税・国保料）について）における指摘、意見についての措置状況について検証
- (2) 固定資産税の非課税・免税等に関して（1）の検証、及び償却資産の課税漏れの発生を抑止するために、提出された申告書が適正であるか否かをどのように調査しているのかに着眼し、より効率的な調査方法及び申告漏れ防止の方法等について考察を行う。

7. 主な監査手続・手法

(1) 関係書類の閲覧

- ①非課税・免税・減免・軽減等に関係、関連のある担当部署より、関係書類や資料の提供を受け、検証し問題点を把握する。
- ②固定資産税の非課税・免税等に関して①により問題点を把握し、償却資産についても、担当部署より関係書類や資料の提供を受け、分析検討を行う。

(2) 関係者への質問（ヒアリング）

担当者に対して質問、確認を行う。

*非課税・免税・減免・軽減の定義

○非課税・・・税金が課されないこと。

（課税標準そのものから除外され、その性質から当然に税が課されないもの。）

- 免税・・・税を免除すること。課税しないこと。
（一般的に課税対象とされながらも、政策等の観点から、申告等の手続きを経るとこにより、納税義務者の租税債務が免除となるもの。）
- 減免・・・税を軽くしたり、免除すること。
（担税力の減少その他の事情に着目し、申請に基づいて課税権者の租税債権の全部又は一部を放棄、消滅させることで税負担の軽減や免除となるもの。）
- 軽減・・・税を減らして軽くすること。
（税率の引下げや控除等の措置を講じることにより、納税義務者の租税債務の負担を軽くするもの。）

* 申告が必要な償却資産の対象

- ・ 土地および家屋以外で事業の用に供することができる資産
- ・ 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形償却資産以外の有形資産
- ・ 減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金、または必要な経費に算入できるもの
- ・ 自動車税の課税客体である自動車、および軽自動車税の課税客体である軽自動車等でない車両

8. 外部監査の対象

(1) 市税等（固定資産税含む）の非課税・免税・減免・軽減等に関する事務の執行について

税目及び手数料等	監査内容	担当課
個人市民税	・ 賦課決定までの事務処理 ・ 租税条約に伴う非課税及び市税条例に基づく減免の事務処理	市民税課
法人市民税	・ 賦課決定までの事務処理 ・ 減免の事務処理	
軽自動車税	・ 非課税・減免の事務処理	
入湯税	・ 非課税・減免の事務処理	
事業所税	・ 賦課決定までの事務処理 ・ 非課税・減免・特例の事務処理	
国民健康保険料	・ 国民健康保険料決定までの事務処理 ・ 減免・軽減の事務処理	国民健康保険課

保育料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料決定までの事務処理 ・ 減免の事務処理 	保育家庭支援課
市営住宅使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃決定までの事務処理 ・ 減免の事務処理 	住宅課
下水道使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減免の事務処理 	経営管理課
下水道事業受益者負担金及び分担金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減免の事務処理 ・ 徴収の事務処理 	業務課
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賦課決定までの事務処理 ・ 非課税・減免・免税の事務処理 	資産税課

(2) 償却資産の事務の執行について

償却資産の賦課決定までの事務処理及び課税漏れ調査の実施状況

(3) その他

- ・ 賦課決定後又は手数料等決定後の収納事務処理
- ・ 多くの減免等を受けている生活保護の認定における事務処理

9. 外部監査人及び補助者

外部監査人	税理士	風間 孝三
補助者	税理士	鈴木 秀一
補助者	税理士	新木 淳彦
補助者	税理士	渡邊 典昭

10. 利害関係

選定した特定の事件について、包括的外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

11. その他

本報告書における金額の表示方法については、原則「千円未満切捨て」による表示方法を採用している。従って、合計欄の値が端数処理の関係上一致していない場合がある。

Ⅱ 市税等の非課税・免税・減免・軽減等に関する事務の執行について

1. 個人市民税

(1) 概要

① 減免

ア 減免に関する法令

地方税法第 323 条、長野市市税条例第 41 条及び長野市市税条例施行規則第 20 条

長野市市税条例

(市民税の減免)

第 41 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認められるものに対し、市民税を減免する。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 学生及び生徒
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人
- (5) 認可を受けた地縁による団体
- (6) 削除
- (7) 特定非営利活動法人
- (8) 天災その他特別の事情がある者

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 年度（法人税割にあってはその課税標準の算定期間）納期の別及び税額
- (2) 減免を受けようとする事由

イ 減免の該当者

個人市民税の減免該当者は、上記条例のうち、(1)、(2)、(3)及び(8)に規定する者である。

ウ 減免の割合

長野市市税条例施行規則第 20 条によると、

- 1 生活保護受給者、所得が皆無の場合で生活が著しく困難となっ

- た者、学生及び生徒 100分の100
- 2 天災その他特別の事情がある者
- (1) 死亡した場合 100分の100
 - (2) 障害者となった場合 100分の90
 - (3) 所有し、かつ居住する住宅又は家財について損害を受けた場合 損害額(保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を控除した金額)の当該住宅又は家財の価額に対する割合が100分の30以上であり、かつ前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合、所得金額と損害の割合に応じて定めている。

エ 事務の流れ

市民税の減免は当該年度分の税額のうち、市民税減免申請書の提出があった後に納期限の到来する税額について適用している。

申請のほとんどが生活保護受給者である。生活保護受給者の場合、厚生課で生活保護受給証明書の交付を受け、市民税課に申請を行う。その後、減免の処理を行い、本人に減免承認通知書を送付している。

なお、当該年度1月1日現在の生活保護受給者については、厚生課から提供された該当者リストにより、当初課税前に非課税処理を行っている。

オ 実績

平成23年度実績

申請減免件数 50 (生活保護 47、生活困窮 1、火災 2)
申請減免額 市県民税 1,823,200円 (市 1,100,740円、
県 722,460円)

平成24年度実績 (平成24年12月31日現在)

申請減免件数 33 (生活保護 31、生活困窮 1、火災 1)
申請減免額 市県民税 1,919,900円 (市 1,157,500円、
県 762,400円)

② 租税条約に伴う非課税

ア 根拠法令

「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」、「租税条約の規定によって所得税を免除される外国政府職員、教授、留学生等に係る住民税の取扱いについ

て」(昭和40年6月10日自治府第62条各都道府県総務部長あて税務局長通達)

イ 非課税所得の対象者

外国人の所得に対する二重課税及び脱税を防止するため、日本と諸外国との間で租税条約が締結されている。(46カ国)

所得税については税務署へ、個人住民税については市へ届出書を提出することにより非課税となる。

市への主な届出者は、中国からの留学生(信州大学)、事業所の技能実習生(中国人)、アメリカからの語学教員である。

ウ 非課税となる所得

- 税務署に届出をしたことにより認定された事業所からの収入
- 本人が住民税の非課税所得の届出書を提出したもの
- 条約により住民税について非課税である取り決めがあるもの

エ 事務の流れ

当初課税までに提出された租税条約適用者の給与支払報告書については、給与を非課税所得として処理している。

当初課税後の届出については、税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写しと市の独自様式である「非課税所得の届出書」を提出してもらい、非課税処理を行い、本人に更正通知書を送付している。

留学生の場合、所得税の源泉徴収はなくても、給与支払報告書を合算した結果、住民税のみが課税となるケースがある。その場合でも「非課税所得の届出書」が必要となるため、学生証の写し又は在学証明書を添付して提出してもらう。

オ 実績

平成23年度実績 処理件数 59 (留学生7、教員1、技能実習生51)

平成24年度実績 処理件数 65 (留学生5、教員4、技能実習生56)

(2) 監査の結果等

①実施した監査手続

減免及び非課税の手続きが適正に行われているか関係者から意見を聴取した。また、租税条約に伴う非課税については関係書類を16件(留

学生 3、教員 3、技能実習生 10) 抽出して、記載事項が適正であるか、添付書類が網羅されているか、及び事務の流れが適正かについて検証をした。

②実施した監査の結果等

【 問 題 な し 】

(3) その他

納税者の租税に対する正しい理解の周知、賦課徴収や申告納税制度等の租税教育を通じ、健全な納税環境が整備されるよう小中学校への租税教育を推進されたい。

2. 法人市民税

(1) 概要

①減免

ア 減免の対象者

前掲長野市市税条例第 41 条 1 項のうち、(4)、(5)及び(7)に規定する、公益社団法人及び公益財団法人、許可を受けた地縁による団体、特定非営利活動法人である。

イ 減免基準

これらの法人に対して画一的に減免の取り扱いをするのではなく、それら法人の事業活動が社会一般の利益を増進させる公益性の強いものに限りに、その必要性を認めるものである。

そこで、減免の基準を次のとおり定めている。

- a 収益事業を行っていないこと。
- b 事業活動が直接、広く社会一般の不特定多数を対象としており、かつその事業活動の帰結（目的）が広く社会一般の不特定多数の利益を増進させる公益性のあるものであること。
- c 非課税の範囲に掲げられているもの（地方税法第 296 条に規定されているもの）との兼ね合いが必要であると思われるものであること。

* ここでいう不特定多数とは社会一般を対象とした社会的な事業であり、法人や団体事業者等を対象とした職業的なものではない。

ウ 減免の内容

長野市市税条例施行規則第 20 条 4 項により、均等割額を全額免除する。

エ 事務の流れ

長野市市税条例第 41 条 2 項によれば、減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、(1)年度納期の別及び税額、(2)減免を受けようとする事由を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならないとしている。添付書類は決算書と事業報告書である。

申請があった場合は、「税情報閲覧申請書」を用いて長野税務署に赴き、収益事業を行っていないか確認をしている。

オ 減免の状況

	公益社団 公益財団	NPO	地縁団体	合計
平成 22 年度	20	59	208	287
平成 23 年度	23	76	238	337
平成 24 年度 (長野市内法 人件数)	25 (26)	85 (162)	244 (254)	354 (442)

②休業法人の均等割の取扱い

ア 事務の流れ

a 不申告法人の処理

i 申告納付期限 1 ヶ月前

全法人へ「法人市民税確定申告書」、「申告案内書」を送付する。

ii 申告納付期限後 2 ヶ月半後

不申告台帳へ登録する。「法人市民税の申告納付について（催告）」を送付する。

iii 申告納付期限後 3 ヶ月後

申告があれば調査終了となり、不申告台帳から除却する。申告がない場合は、調査（解散登記の確認、現地調査、電話調査、給与・国税情報等の書類調査）を行い、活動が認められたときは不申告台帳から外し、賦課決定をする。活動が不明のときは継続して調査をする。

iv 申告納付期限後 1 年 2 ヶ月後

再度、「法人市民税の申告納付について（催告）」を送付する。

v 申告納付期限後 1 年 3 ヶ月後

申告があれば調査終了となり、不申告台帳から除却する。申告がない場合は、iiiの調査を再び行い、活動が認められたときは不申告台帳から除却し、賦課決定をする。活動が不明のときは継続して調査をする。活動がないと判断した時は調査終了とし、不申告台帳から除却する。

iiiからivの間に「法人活動休止報告書」の提出があった法人については休業法人管理台帳にも登録する。その後、現地調査を行い、活動が確認できなければ、法人が指定した休業の日又は最終申告のあった事業年度末日に遡って、不申告台帳及び休業法人管理台帳から除却す

る。

b 解散法人の処理

法人が解散登記をして市に解散異動届を提出したものについては、解散法人管理台帳に登録する。そして、清算終了まで管理することになるが、1年以上経過しても清算予納申告、清算終了の異動届及び清算確定申告書の提出がない場合は、新規に不申告台帳に登録する。その後、現地調査、書類調査を経て活動が確認できなければ解散事業年度末日に遡って、解散法人管理台帳及び不申告台帳から除却する。

c 休業法人

不申告法人のうち、「法人活動休止報告書」の提出があった法人を休業法人という。休業法人は法定の手続きに則り解散・清算が行われず登記簿上は存在しているが、事実上事業活動は行われていない法人である。

イ 休業法人に対する課税

地方税法第 294 条 1 項 3 号において、市町村内に事務所又は事業所を有する法人は、均等割額及び法人税割額の合算額を課すると規定されている。法人税割が課されなくとも、市町村内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する法人について均等割は課される。ここで、総務省「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村関係）」によると、事務所等とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

したがって、休業法人については、人的設備、物的設備、事業の継続性の三要件を備えていれば均等割は課されることになる。具体的には、継続的に事業を行ってきた法人が休業状態となっても、建物や設備等の施設が存在し、清算人が清算活動を行っている限りにおいて均等割は課されるのである。

ウ 休業法人等の状況

(単位：件)

	不申告法人	休業法人
平成 21 年度	323	51
平成 22 年度	657	47
平成 23 年度	614	43

	解散した法人			内、清算終了異動なし（注 1）
		内、清算終了異動あり		
			内、清算確定申告あり	
平成 21 年度	151	130	112	21
平成 22 年度	153	115	107	38
平成 23 年度	128	91	84	37

（注 1）清算終了異動がない法人の中には、清算予納中の法人も含まれる
（H21 年度 8、H22 年度 11、H23 年度 18）

（2）監査の結果等

①実施した監査手続

NPO 法人の減免については、減免申請書を 10 件抽出して、納期限の遵守、記載事項が要件に合致しているか、添付書類が備わっているかについて検証を行った。

休業法人の均等割免除については、休業法人管理台帳の中から活動が認められないと判断して除却した法人を 10 件抽出して、均等割免除に至る手続きの適正性の検証を行った。

eLTAX の利用状況及び申告書の送付手続きについて、実施状況と効率性について検証を行った。

②実施した監査の結果等

【 問 題 な し 】

ア NPO 法人の減免については問題なし。

【 意 見 】

イ 不申告法人については、法人の代表者又は関係者と連絡が取れた場合、聞き取りと現地へ赴いて調査を行うことによって、事務所等と言い得るための三要件を備えているか確認を行っている。事務所等がなく、清算人がいない等、三要件を備えていないと判断したときは「法人活動休止報告書」を提出させている。今回確認をした 10 件の「法人活動休止報告書」に記載されている活動休止年月日は、申告書の提出のなかった事業年度の開始の日とされている。したがって、申告書未提出事業年度を含めてそれ以後も均等割が課税されないことになる。

法定の手続きに則って清算終了する法人の場合は清算期間中も均等割を納付する。それに照らせば、法定の手続きに則らない休業法人の場合でも清算期間に相当する期間はあるはずである。申告書未提出事業年度であっても、事業年度開始当初は事業を行っていた可能性はある。また、途中で事業そのものを終了したとしてもその後清算活動を行っていることも考えられる。

したがって、一律に活動休止年月日を申告書未提出事業年度の開始日とせず、個々の事情を勘案して決めるべきである

【 意 見 】

ウ 電子申告を行う法人への申告用紙の送付は必要ないので、節約のため、送付方法を検討されたい。

eLTAX の利用状況については、平成 23 年度は法人市民税申告件数 14,591 件のうち 6,491 件であり、利用率は 44.5%であったが、まだ普及率が高いとはいえないため、eLTAX の普及をさらに進めるべきである。

3. 軽自動車税

(1) 概要

軽自動車税は、主たる定置場所在の市町村において、4月1日現在の所有者に課される税金で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車が対象となる。

身体障害者等の方や社会福祉事業者等が所有する軽自動車等に対する減免等がある。

長野市市税条例

(軽自動車の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

①障害者に対する減免

障害者手帳等の交付を受けている者で障害等級表に該当し、障害者本人が所有して使用する軽自動車等。また、身体障害者又は精神障害者等が所有する軽自動車で、当該障害者のために当該障害者と生計を一にする者が運転するもの又は当該障害者を常時介護する者が運転するもの。（18歳未満の身体障害者、精神障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車を含む）

減免の対象となる障害等級は別表のとおり。

障害等級表

1 身体障害者

身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号別表5号）

障害の区分	障害の等級	
	身体障害者本人が所有し運転する場合	身体障害者と生計を一にする方が運転をする場合※
視覚障害	1・3・4級	左欄と同じ
聴覚障害	2・3級	左欄と同じ
平衡機能障害	3級	左欄と同じ
音声機能障害	3級 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る	左欄と同じ
上肢不自由	1・2級	左欄と同じ

下肢不自由		1・2・3・4・5・6級	1・2・3級
体幹不自由		1・2・3・4・5・6級	1・2・3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く	左欄と同じ
	移動機能	1・2・3・4・5・6級	左欄と同じ
心臓機能障害		1・3級	左欄と同じ
腎臓機能障害		1・3級	左欄と同じ
呼吸器機能障害		1・3級	左欄と同じ
膀胱又は直腸の機能障害		1・3級	左欄と同じ
小腸の機能障害		1・3級	左欄と同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1・2・3級	左欄と同じ
肝臓機能障害		1・2・3級	左欄と同じ

※身体障害者で年齢満18歳未満のもの、知的または精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車を含む。

※構造が専ら身体障害者等の用に供するものと認められる軽自動車等は障害等級に関係なく認めてよい。（車イスでの乗降が可能な改造車等）

2 療育手帳制度によるもの

昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生児童家庭局長通知

「療育手帳制度について」第3、1、(1)による。

療育手帳	総合判定 重度 (A)
------	-------------

3 戦傷病者

恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号の1又は第1号の3による。

障害の区分	障害の等級	
	身体障害者本人が所有し運転する場合	身体障害者と生計を一にする方が運転する場合※
視覚障害	特別・第1・第2・第3・第4項症	左欄と同じ

聴覚障害	特別・第1・第2・第3・ 第4項症	左欄と同じ
平衡機能障害	特別・第1・第2・第3・ 第4項症	左欄と同じ
音声機能障害	特別・第1・第2項症	左欄と同じ
	喉頭摘出による音声機能 障害がある場合に限る	左欄と同じ
上肢不自由	特別・第1・第2・ 第3項症	左欄と同じ
下肢不自由	特別・第1・第2・第3・ 第4・第5・第6項症	特別・第1・第2・第3項症
	特別・第1・第2・ 第3項症	
体幹不自由	特別・第1・第2・第3・ 第4・第5・第6項症	特別・第1・第2・第3項症
	第1・第2・第3項症	
心臓機能障害	特別・第1・第2・ 第3項症	左欄と同じ
腎臓機能障害	特別・第1・第2・ 第3項症	左欄と同じ
呼吸器機能障害	特別・第1・第2・ 第3項症	左欄と同じ
膀胱又は直腸の機能 障害	特別・第1・第2・ 第3項症	左欄と同じ
小腸の機能障害	特別・第1・第2・ 第3項症	左欄と同じ
肝臓の機能障害	特別・第1・第2・ 第3項症	左欄と同じ

②公益減免

社会福祉事業を行うことを目的とする公益法人等で収益事業を行わないものが所有者として登録し、公益のため直接使用すると認める軽自動車等。

減免の対象となるものは別表のとおり。

公益減免

・減免の範囲

下記の条件を満たしたときは、軽自動車税を全額減免する。

納税義務者	減免の対象となる軽自動車等
社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）2 条に規定する社会福祉事業を行う者（※1）	1 施設入所者の小・中学校への通学又は施設に通園する園児の送迎に専ら使用するもの。
	2 施設（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条 2 項に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターを除く。）入所者の通院及び外出又は資材の購入等に専ら使用するもの。
	3 授産施設が身体障害者等に対し、授産用の原材料又は製品の無料の運搬に専ら使用するもの。
	4 施設を経営する介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）41 条に規定する指定居宅サービス事業者又は同法 42 条の 2 に規定する指定地域密着型サービス事業者が所有し、要介護者又は要支援者を当該施設へ送迎するために専ら使用するもので、車椅子の昇降装置及び固定装置を装着し、又は座席が回転し乗降を補助する装置があるもの。
	5 施設を経営する障害者自立支援法（平成 17 年法律 123 号）第 29 条 1 項に規定する指定障害者福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設が所有し、支給決定障害者等を当該施設へ送迎するために専ら使用するもの。
	6 市からの委託事業に専ら使用するもので、市長が特に必要と認めたもの。
使用者が非課税団体である場合の所有者（※2）	所有者が受け取るリース料に軽自動車税が含まれていないもの。
・幼稚園を経営する学校法人 ・これに準ずる者 児童福祉法の規定による保育所を経営する者	当該施設に通園する園児の送迎に専ら使用するもの。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区 ・ 土地改良区連合会 	土地改良事業の用に専ら使用するもの。
<ul style="list-style-type: none"> ・ (財)長野県交通安全協会 ・ これに準ずる者 	交通安全の指導及び普及宣伝に専ら使用するもの。
<ul style="list-style-type: none"> ・ (社)長野県防犯協会連合会 ・ これに準ずる者 	地域防災又は地域防犯の用に専ら使用するもの。
<ul style="list-style-type: none"> ・ (財)長野県健康づくり事団 ・ (財)全日本労働福祉協会 	結核予防、成人病予防及び健康診断に専ら使用するもの。
道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 99 条 1 項に規定する指定自動車教習所	自動車の運転に関する教習用に専ら使用するもの。
(社)長野市開発公社	公共事業の用に専ら使用するもの。

※ 1

社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法法人及び特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条 2 項に規定する特定非営利活動法人に限る。

※ 2

非課税団体とは、地方税法第 443 条 1 項の規定による非課税団体をいう。

③構造減免

身体障害者等の利用者に専ら供するもの及び専ら身体障害者が運転するために構造変更が加えられ、車いすの昇降装置、固定装置等特別の仕様により構造された軽自動車。

（自動車検査証に記載されている【用途】又は【車体の形状】の欄で、障害者等の輸送用等であることが確認できるもの。）

④軽自動車税 減免内訳数（過去3ヶ年の推移）

		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		
		障害者 減免	公益 減免	障害者 減免	公益 減免	障害者 減免	公益 減免	
原付	50CC 以下	45	14	38	14	36	14	
	90CC 以下	6	0	5	0	5	0	
	125CC 以下	1	5	2	5	3	5	
	ミニカー	0	0	0	0	0	0	
軽自動車・小型特殊	軽二輪	1	0	0	0	0	0	
	軽三輪	1	0	1	0	1	0	
	四輪 乗用	営業用	0	0	0	0	0	0
		自家用	943	57	1,021	61	1,120	76
	四輪 貨物	営業用	0	1	0	1	0	1
		自家用	301	128	300	135	293	154
	雪上車	0	0	0	0	0	0	
	農耕車	4	1	4	1	3	1	
特殊車	0	0	0	0	0	0		
二輪小型		0	11	0	11	1	11	

合計	1,302	217	1,371	228	1,462	262
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

(2) 監査の結果等

①実施した監査手続

平成 22 年度から平成 23 年度の長野市が減免している軽自動車税の減免手続きが適正に行われているか検証するため、事務処理の基準及び減免申請関係の書類を閲覧し、必要に応じ担当者に質問した。

②実施した監査の結果等

【 問 題 な し 】

減免申請関係の書類は適正に行われており、事務処理の基準及び事務処理において、指摘事項なし。

4. 入湯税

(1) 概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設整備並びに観光の振興に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯税を課税するもので、入湯税の徴収については特別徴収の方法によっている。

12歳未満の方、一般公衆浴場等の入湯客、学校教育上の行事の場合等の入湯は課税が免除される。

<長野市の制度の概要>

納税義務者	鉱泉浴場（鉱泉施設）の入湯客
課税されない方	<ul style="list-style-type: none"> ① 12歳未満の方。 ② 共同浴場又はいわゆる銭湯に入湯する方。 ③ 利用料金が1,000円以下である施設に日帰りで入湯する方。 ④ 学校の生徒等で修学旅行その他学校行事に参加している方及び引率者。 ⑤ 医療提供施設において入湯する者。
税率	<ul style="list-style-type: none"> ① 宿泊客 1人1泊につき150円。 ② 日帰り客 1人1日につき100円。
徴収の方法	徴収については、特別徴収の方法による。
特別納税義務者	鉱泉浴場の経営者。
特別徴収義務者の手続	特別徴収義務者（鉱泉浴場経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分を入湯客数、税額その他必要な事項を記入した入湯税納入申告書を提出するとともに、納入金額を長野市に納入。
特別徴収義務者の申告	<ul style="list-style-type: none"> ① 鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する前日までに、必要な事項を記載した鉱泉浴場経営開始（変更）申告書を市長に提出。 ② 提出した鉱泉浴場経営開始（変更）申告書の内容に異動があったときは、直ちにその旨を記載した鉱泉浴場経営開始（変更）申告書を市長に提出。
帳簿記載義務等	特別徴収義務者は、入湯客数など必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載した日から1年間保存。

＜入湯税に対する減免＞

入湯税現年度調定額推移

区分 \ 年度	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23
特別徴収義務者数 (人)	8	8	10	10	9
入湯客数 (人)	194,298	175,605	165,001	181,507	181,770
調定額 (千円)	27,709	25,189	23,505	25,772	26,149
前年対比 (%)	108.9	90.9	93.3	109.6	101.5

(2) 監査の結果等

①実施した監査手続

平成 19 年度から平成 23 年度の、長野市における入湯税の減免等の手続きが適正に行われているか検証するため、平成 23 年 9 月分の入湯税納入申告書の 7 件及び関係書類を閲覧し、調定手続きのプロセスを確認した。また非課税・減免の手続きに関し必要に応じ担当者に質問し検証した。

②実施した監査の結果等

【 指 摘 】

ア 鉱泉浴場経営開始(変更)申告書について提出が未提出な案件が 3 件あるが、長野市市税条例により提出義務を課していることから未提出の状態が継続しているので改善されたい。(平成 21 年度の増加 2 施設、平成 23 年度の減少 1 施設。)

【 指 摘 】

イ 鉱泉浴場経営開始(変更)申告書についてファイル基準表に明示されておらず保存年数等が明瞭になっていない。鉱泉浴場経営開始(変更)申告書の保存年限は、口頭で 7 年保存であると説明を受けたが、経営実態が変更になり、鉱泉浴場経営変更申告があった場合に、変更前後での突合を行うためには、7 年を超える保存年限が妥当であると考えます。

【 意 見 】

ウ 定期的・計画的調査の実施をされたい。平成 19 年度に全箇所調査を実施し、内 7 カ所の事業所については申告書と帳簿の突合が行われ差異はみられなかった。1 箇所については申告書と突合されていない。また平成 21 年度の新規の事業所についても調査されていないので調査されたい。更に日帰り施設について条例で課税免除の規定を設けているが、その課税免除規定の妥当性を確認していないので実態調査を含め質問検査権を行使されたい。

【 意 見 】

エ ホームページの記載について、事業者への課税免除制度の説明や申告書をダウンロードできるなど工夫されたい。また入湯税対象施設について長野市では現在非公開であるが、公開されている事例もあり、情報公開の視点との均衡を考慮し課税対象施設のホームページでの公開を検討されたい。

5. 事業所税

(1) 概要

①事業所税について

「大都市及び大都市類似の都市では、人口や企業が集中して活動することによって、交通混雑や居住環境の悪化などの諸問題が発生し、都市機能が低下しています。事業所税は、こうした都市において必要となる道路、公園、上・下水道などの都市環境の整備改善に要する費用に充てるための目的税であり、大都市地域における行政サービスと企業活動との受益関係に着目し、これらの地域に所在する一定の規模以上の事務所、事業所に対して特別の税負担をお願いするものです。」（長野市 事業所税（申告の手引き）より）

事業所税は、都市環境の整備等に要する費用に充てるための目的税であることから、全ての市町村が課するものではなく、その課税団体は、地方税法に規定する団体に限られる（地方税法第 701 条の 30、701 条の 31.1 項 1 号、735 条、地方税法施行令第 56 条の 15）。

長野市は人口 30 万人以上の政令で指定する都市に該当するため、事業所税を課することとされる。

②課税の仕組み

事業所税は資産割と従業者割とで構成されている。そして、免税点が設けられていて、資産割では事業所床面積の合計面積（非課税部分は除く）が 1,000 m²以下、従業者割では従業者の数（非課税に係る者を除く）の合計数が 100 人以下の場合は事業所税が課税されない（地方税法第 701 条の 43.1 項）。

	資産割	従業者割
課税客体	事業所等において法人又は個人の行う事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課税標準	事業所床面積	従業者給与総額
税率	1 m ² につき 600 円	100 分の 0.25
免税点	事業所床面積 1,000 m ² 以下	従業者数 100 人以下
免税点 の判定	長野市内に所在する事業所等を 合算した事業所床面積又は従業者数	
納付方法	申告納付	

課税標準の 算定期間	法人：事業年度 個人：1月1日～12月31日
申告納付期限	法人：事業年度終了の日から2ヶ月以内 個人：翌年の3月15日まで

この他、免税点以下であっても次に該当する者について、納税義務はないが申告義務はある（長野市市税条例第156条3項）。

- 1 前事業年度（法人）又は前年（個人）に納税義務があった場合。
- 2 課税標準の算定期間末日において、市内の各事業所等の事業所床面積の合計面積（非課税に係る事業所床面積及び休止施設を含む。）が800㎡を超える場合。
- 3 課税標準の算定期間末日において、市内の各事業所等の従業者（非課税に係る従業者を含む。）の数の合計数が80人を超える場合。

③非課税

ア 非課税の内容

事業所税においては、この税が都市環境の整備改善等に要する費用に充てるための目的税であることに鑑み、その創設の趣旨、目的、その性格からみて事業所税を課すべきではないと考えられる事業所等において行われる事業について、非課税の措置を講じている。

a 人的非課税（地方税法第701条の34,1項、2項）

(1) 国及び公共法人、(2) 公益法人等又は人格のない社団等（収益事業以外の事業）に対しては、事業所税が非課税とされている。

b 用途非課税（同条3項、4項、5項）

主な施設としては、福利厚生施設、自動車運送事業用施設、路外駐車場、消防用設備等・防災施設等がある。

イ 非課税の確認方法

申告書に添付する「非課税明細書（第44号様式別表2）」によって確認している。特に、新設事務所の場合は判定根拠となる平面図を提出させている。

④課税標準の特例

ア 課税標準の特例の内容

非課税措置と同様に事業所税の創設及び目的から事業所税を軽減すべきと考えられる特定の事業所等については、地方税法第701条の41及び附則第

33 条において課税標準の特例措置が講じられている。

a 人的な課税標準の特例

協同組合等でその本来の事業の用に供する施設は、資産割・従業者割のそれぞれ 2 分の 1 が控除される。協同組合等とは、農業協同組合、信用金庫、及び中小企業等協同組合などの法人をいう。

また、学校教育法に規定する専修学校又は各種学校において直接教育の用に供する施設は、同じく資産割・従業者割のそれぞれ 2 分の 1 が控除される。

b 用途による課税標準の特例

長野市において主なものとしては次の施設が挙げられる。

- i 公害防止又は資源の有効利用のための施設は、資産割の 4 分の 3 が控除される。
- ii 旅館業法に規定するホテル又は旅館の客室、食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設に限る。）、広間（主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く。）、ロビー、浴室、厨房、機械室その他これらに類する施設で宿泊に係るものは、資産割の 2 分の 1 が控除される。
- iii 倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫については、資産割の 4 分の 3 が控除される。
- iv タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設は、資産割・従業者割のそれぞれ 2 分の 1 が控除される。

イ 課税標準の特例の確認方法

申告書に添付する「非課税明細書（第 44 号様式別表 3）」によって確認している。

⑤減免

ア 減免の内容

a 「事業所税減免申請書」の提出

天災その他特別な事情がある場合において、減免を必要とすると認められる者その他特別な事情があると認められる者については、事業所税が減免される（長野市市税条例 159 条 1 項）。

条例に基づき減免を受けようとする場合は、「事業所税減免申請書」に減免を受けようとする事由等を記載して、申告納付期限前 7 日までに申告書と一緒に提出しなければならない。

b 減免の対象者

減免の対象者については、長野市市税条例施行規則第 43 条に規定されている。

平成 23 年度の減免対象者数は 43 法人であり、内訳は次のとおりである。

減免の種類		事業者数	減免の種類		事業者数
43-1	災害		43-12	ビルメンテナンス業	3
43-2	教科書出版		43-13	列車内食堂、売店	
43-3	指定自動車教習所	2	43-14	故紙の回収	2
43-4	一般貸切旅客自動車		43-15	家具の製造販売	8
43-5	酒類卸売業	3	43-16	パンの製造事業	3
43-6	タクシー事業	1	43-17	ねん糸・かさ高加工糸	
43-7	中小企業近代化		43-18	野菜又は果実の漬物	4
43-8	農林中央金庫		43-19	倉庫業者	13
43-9	農業協同組合等	2	43-20	粘土製造業者	
43-11	果実飲料	2	43-21	市長が特に必要と認める者	

イ 減免の手順

- a 前年度実績のあった者に対して、申告書発送の際に減免申請書様式、案内通知を同封する。
- b 申告納付期限前 7 日までに減免申請書、申告書類、添付資料等をまとめて提出させる。
- c 申請書類を審査し、決裁後減免決定通知を申告納付期限前までに申請者宛に送付する。
- d 申請者は、減免決定通知に記載された減免後の事業所税を確認して納付する。

⑥納税義務者及び調定額推移

平成 23 年度の内訳

区分	納税義務者数	事業所床面積(A)	(A)のうち非課税分	(A)のうち特例対象分	課税標準	調定額
資産割	663 人	3,786,332 m ²	828,780 m ²	261,135 m ²	2,657,196 m ²	1,596,290 千円

従業者割	140 人	157,662,217 千円	19,117,013 千円	7,491,040 千円	130,372,349 千円	325,925 千円
合計	803 (680) 人	—	—	—	—	1,920,215 千円

() 内実人員。課税標準は減免後の数値。

調定額推移

(単位：件・千円)

		平成 19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
資産割	義務者数	652	658	645	659	663
	調定額	1,489,322	1,511,127	1,527,692	1,538,182	1,594,290
従業者割	義務者数	127	145	143	139	140
	調定額	316,687	328,852	325,358	312,246	325,925
合計	義務者数	779	803	788	798	803
	調定額	1,806,009	1,839,979	1,853,050	1,850,428	1,920,215
前年度比(%)		104.3	101.9	100.7	99.9	103.8

新增設に係る事業所税は平成 15 年 4 月 1 日廃止

⑦近隣他市との比較

	長野市	宇都宮市	前橋市	富山市	岐阜市(注 2)
人口(千人)	386	514	338	416	418
均等割(人)(注 1)	444	563	—	563	448
資産割(人)	663	640	721	846	—
〃 調定額(千円)	1,594,290	2,434,224	—	2,769,146	1,321,002
従業者割(人)	140	184	128	168	—
〃 調定額(千円)	325,925	558,118	—	429,571	204,045

計(千円)	1,920,215	2,992,343	1,398,744	3,198,717	1,525,047
-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

(注 1) 法人市民税均等割税率区分従業者数 50 人超の法人数。

(注 2) 岐阜市は平成 22 年度のもの。納税義務者は合計で 675 人。

長野市と人口が同程度の近隣市を選んで比較をした。その結果、他市と比べて申告義務者及び調定額ともに著しい差異はなかった。

(2) 監査の結果等

①実施した監査手続

減免申請書及び確定申告書を 10 件抽出して、減免に至る手続きの適正性及び確定申告書の計算の正確性について検証を行った。

法人市民税の申告書において、均等割の税額を算出するため従業者数が記載される。そこで、法人市民税の申告書に記載されている従業者数が 200 人以上いる法人を抽出して、事業所税の申告法人との関係を調べた。

- a 法人市民税の申告書において、従業者数が 200 人以上の法人数 68 人
- b aのうち、事業所税申告の従業者割について、申告納付義務及び申告義務がある法人数 51 人
 - i 従業者割について納税額がある法人数 47 人
 - ii 従業者割について申告義務がある法人数 4 人
- c 従業者割について、申告納付義務及び申告義務がない法人数 (a-b)17 人

内 訳

業種	人数
卸売業・小売業	6
サービス業	5
製造業	3
運輸・通信業	1
農業	1
不動産業	1

eLTAX の利用状況及び申告書の送付手続きについて、実施状況と効率性について検証を行った。

②実施した監査の結果等

【 意 見 】

ア 確認した申告書のうち 1 件について、課税標準の特例における条文の記載誤りに関する見落としがあった。条文を正しく理解すると共に、誤りやすい事例については事例集を作成するなどして、組織の中のノウハウとして蓄積することを検討されたい。

【 意 見 】

イ 免税点を超える者は申告義務と納税義務がある。免税点以下であっても一定の条件を満たせば申告義務はある。資産割については、固定資産税の課税資料等から申告漏れがないか調査している。しかし、従業者割については、従業者数の情報である法人市民税申告書の従業者数及び給与支払報告書の記載人数を利用して、申告漏れがないか調査することはしていない。

法人市民税の申告書に記載されている従業者数が 200 人以上いる法人のうち、申告納付及び申告がない法人数は 17 法人であった。事業所税と法人市民税とでは人数の把握方法が違うにしても、事業所税の申告納税義務のある者は 100 人超、申告義務のみある者は 80 人超であるから、従業者が 200 人以上いるにもかかわらず申告書の提出がない法人は、パート数が多いなど何らかの理由がある法人であろうと思われるが、未申告法人の可能性もある。

したがって、申告の網羅性を高めるために、法人市民税申告書と給与支払報告書の記載人数を参考にして事業所税の申告義務があるか否かを調査すべきである。

【 意 見 】

ウ 事業所税では、現地へ赴いての調査を行っていないとのことである。申告書の記載内容の検証をするために、許容範囲内で年間の件数を決めて現地調査を行うべきである。

【 意 見 】

エ 電子申告を行う法人への申告用紙の送付は必要ないので、節約のため、送付方法を検討されたい。

eLTAX の利用状況については、平成 21 年度 0.75%、22 年度 2.52%、23 年度 3.68%であり、毎年利用率は上がっているが、まだ低い状況にあるため、eLTAX の普及をさらに進めるべきである。

6. 国民健康保険料

(1) 概要

長野市の国民健康保険被保険者数は、平成 24 年 3 月末現在で 90,830 人（国保加入率 23.5%）前年度に比べ 615 人の減少となっている。平成 20 年度から後期高齢者医療制度が発足し、従来の医療分と介護分に支援分を加えた 3 本立てで保険料が計算されている。低所得世帯の軽減、後期高齢者医療制度創設に伴い 75 歳以上の人と同居する国民健康保険加入者の軽減、リストラ等の離職者の軽減、災害等の軽減がある。

①被保険者数の推移

年 度	全 市		国 保		加入率 (%)	
	世帯数	人口 (人)	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
23 年度	154,127	386,026	医療分 53,531	90,830	医療分 34.73	23.53
			介護分再掲 26,513	32,835	介護分 17.20	8.51
22 年度	153,202	387,146	医療分 53,568	91,445	医療分 34.97	23.62
			介護分再掲 26,473	32,994	介護分 17.28	8.52
21 年度	152,343	387,815	医療分 53,837	92,165	医療分 35.34	23.77
			介護分再掲 26,098	32,556	介護分 17.13	8.39
20 年度	148,121	380,883	医療分 52,929	91,517	医療分 35.73	24.03
			介護分再掲 25,641	32,382	介護分 17.31	8.50

②保険料の賦課

(24 年度)

区 分	料 率
所得割	前年中の所得金額（ただし、分離譲渡所得は課税譲渡所得金額とする。）から市民税の基礎控除額を差引いた金額に医療分は 6.9%支援分は 2.4%介護分は 2.4%を乗じて算出

被保険者均等割	医療分 15,480 円 (15,480 円) 支援分 5,280 円 (5,280 円) 介護分 7,560 円 (7,560 円)
世帯別平等割	医療分 18,000 円 (18,000 円) 支援分 6,720 円 (6,720 円) 介護分 6,240 円 (6,240 円)
賦課限度額	医療分 500,000 円 (500,000 円) 支援分 130,000 円 (130,000 円) 介護分 100,000 円 (100,000 円)

()内は 23 年度、24 年度は料率等の改定は行っていない。

③保険料の平均額及び最高、最低年額

		調定額 (円)	平均額		1 世帯当たり		年間平均(4~3 月)	
			1 世帯当たり (円)	1 人当たり (円)	最高年額 (円)	最低年額 (円)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)
23 年 度	医 療 分	5,048,583,578	94,037	55,173	500,000	10,040	53,687	91,505
	介 護 分	755,964,124	28,307	22,744	100,000	4,140	26,706	33,238
	支 援 分	1,720,652,158	32,050	18,804	130,000	3,600	53,687	91,505
22 年 度	医 療 分	5,186,039,875	96,209	56,262	470,000	13,390	53,904	92,177
	介 護 分	776,915,560	29,375	23,528	100,000	5,520	26,448	33,021
	支 援 分	1,761,441,415	32,677	19,109	120,000	4,800	53,904	92,177
21 年 度	医 療 分	5,503,755,867	103,336	60,127	470,000	13,390	53,261	91,536
	介 護 分	819,415,662	31,728	25,280	100,000	5,520	25,826	32,414

	支 援 分	1,856,846,091	34,863	20,285	120,000	4,800	53,261	91,536
--	-------------	---------------	--------	--------	---------	-------	--------	--------

④保険料の納付状況

(単位：千円)

年 度	区分		調定額	収納額	不納 欠損額	滞納 繰越額	収納率 (%)
23 年 度	一 般	現年度分	6,740,719	6,110,259	360	630,100	90.65
		滞納繰越分	1,464,877	244,779	508,897	711,201	16.71
		計	8,205,596	6,355,038	509,257	1,341,301	77.45
	退 職	現年度分	784,850	754,513	38	30,299	96.13
		滞納繰越分	72,541	17,504	22,423	32,614	24.13
		計	857,391	772,017	22,461	62,913	90.04
	計	現年度分	7,525,569	6,864,772	398	660,399	91.22
		滞納繰越分	1,537,418	262,283	531,320	743,815	17.06
		計	9,062,987	7,127,055	531,718	1,404,214	78.64
22 年 度	一 般	現年度分	6,960,722	6,250,955	2,219	707,548	89.80
		滞納繰越分	1,434,043	200,024	440,704	793,315	13.95
		計	8,394,765	6,450,979	442,923	1,500,863	76.85
	退 職	現年度分	764,678	729,308	129	35,241	95.37
		滞納繰越分	63,755	12,908	16,985	33,862	20.25
		計	828,433	742,216	17,114	69,103	89.59
	計	現年度分	7,725,400	6,980,262	2,349	742,789	90.35
		滞納繰越分	1,497,798	212,933	457,688	827,177	14.22
		計	9,223,198	7,193,195	460,037	1,569,966	77.99
21 年 度	一 般	現年度分	7,521,014	6,700,429	254	820,331	89.09
		滞納繰越分	1,617,452	263,609	714,496	639,347	16.30
		計	9,138,466	6,964,038	714,750	1,459,678	76.21
	退 職	現年度分	800,469	768,869	0	31,600	96.05
		滞納繰越分	87,436	20,060	37,009	30,367	22.94
		計	887,905	788,929	37,009	61,967	88.85
	計	現年度分	8,321,483	7,469,298	254	851,931	89.76
		滞納繰越分	1,704,888	283,669	751,505	669,714	16.64
		計	10,026,371	7,752,967	751,759	1,521,645	77.33

⑤国民健康保険料の減免

長野市国民健康保険条例

(保険料の減免)

第 28 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となつた者、またはこれに準ずると認められる者
- (2) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者
 - ア 被保険者の資格を取得した日において、**65 歳以上**である者
 - イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。）の被扶養者であつた者
 - (ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第 3 条 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。
 - (イ) 船員保険法の規定による被保険者
 - (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
 - (エ) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
 - (オ) 健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第 3 条第 2 項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第 126 条第 3 項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。
- (3) その他特別の事情があると認められる者

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、その事由発生の日から 10 日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名および住所
- (2) 納期限および保険料の額
- (3) 減免を受けようとする理由

3 第 1 項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、ただちにその旨を市長に申告しなければならない。

【保険料の軽減について】		対象者	賦課決定の事務手順	対象者の把握	根拠法令等
種類 低所得世帯 (7割・5割・2割)	前年中の所得額が一定基準以下の世帯		①市民税課の所得データ入力によって、賦課期日(その年の4月1日)現在で判定し、減額基準に照らして自動的に、均等割額と平等割額を軽減している。 ②世帯主変更が起きた場合は、変更後の世帯状況を自動的に減額基準に照らして軽減している。	国保賦課データと市民税の所得マスタが連携されており、自動的に対象者を決定している。	・施行令第29条の7第5項第3号 ・市条例第22条
旧被保	75歳以上(65歳以上で一定の障害があると認定された人)の人が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の人が国民健康保険に引き続き加入することになる者		①申請の必要は無し。自動的に対象者を減免している。 ②一週間の届出書を翌週にチェックする。(←喪失の場合も自動的に入力されるので、喪失日・喪失事由が適正かの再チェック、転出者に特定同一世帯所属者異動連絡票が発行されているかなど確認するため) ③自動的に減免とならない転入者や、旧被保が転居・世帯分離によりその世帯を離れる場合は、月初に出る世帯リストにより確認をし、連絡票によって修正をする。	国保賦課データと市民税の所得マスタが連携されており、自動的に対象者を決定している。転入者は、他市からの特定同一世帯所属者異動連絡票によって把握している。	・施行令第29条の7第2項第9号及び、第3項第8号
非自発的失業者	雇用保険受給資格者証の離職理由該当コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34の者		①申請の必要あり。離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、失業者の所得のうち給与所得を30/100として算定する。 ②担当者が、対象者をオンラインで入力し、減免額は自動計算している。 ③毎月、月初に登録修正一覧表が出力されるため、入力確認をする。 ④非自発該当者が世帯変更をした場合はリストが打ち出しされ、次番に情報の載せ換えをしている。	申請書の提出による。 ※国保料の試算の際、お渡しする試算表に、軽減制度の案内を載せ周知を図っている。加入の際は「国保のしおり」及び納額通知書等によって周知している。	・施行令第29条の7の2 ・市条例第22条の2

【保険料の減免について】		対象者	賦課決定の事務手順	対象者の把握	根拠法令等
種類	旧被扶養者	被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の扶養者から国民健康保険被保険者となった者	①加入手続きの際に、該当者に保険料の減免申請書を書いてもらう。 ②担当者が、対象者をオンラインで入力し、減免額は自動計算している。 ③一週間分の届出書を翌週にチェックする。(←年齢が対象となっているか、減免申請が洩れていないか、転出者に旧被扶養者異動連絡票が発行されているかなど確認するため) 更に、毎週の世帯主変更が起きた旧被扶対象者世帯のチェックリストにより、確認修正している。 ④毎月、月初にチェックリストが出力され、対象者の適用内容を確認する。	申請書の提出による。 転入者は、他市からの旧被扶養者異動連絡票によって把握している。 ※納額通知書裏面、「国保のしおり」等で周知している。 届出書チェックにより申請漏れを確認したら、連絡をし、減免申請書の提出を促している。	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年保 国策第0221 001号 平成22年1 月事務連絡 市条例第28 条第1項第2号
	災害等	災害等により生活が著しく困難となった者	①申請者の申し出により、事実を証明する書類の準備を依頼する。 ②書類から減免対象となるか確認する。 ③減免申請書を受け付ける。 ④更正決定通知書により、申請以降の納期分を減免とする。(但し、納付済みの場合は還付しない。) ⑤毎月、月初にチェックリストが出力され、対象者の適用内容を確認する。	申請書の提出による。 ※納額通知書裏面や「国保のしおり」により周知	<ul style="list-style-type: none"> 国保法第77 条 市条例第28 条第1項第1号
	その他特別な事情	失業、事業の休廃止、病気等により通常に就業できなくなり、著しく所得の減少があった者	同上	申請書の提出による。 ※納額通知書裏面や「国保のしおり」により周知	<ul style="list-style-type: none"> 国保法第77 条 市条例第28 条第1項第3号
	東日本大震災 長野県栄村を中心とする地震	東日本大震災により被災した者及び、長野県北部の地震により被災した者	①申請者の申し出により、被災状況によって必要な書類の添付を依頼する。 ②書類から減免対象となるか確認する。 ③減免申請書を受け付ける。 ④減免承認・不承認決定通知書により通知し、長野市に転入時或いは、社会保険等喪失日から減免とする。(但し、25年3月31日納期限分までとする。) ⑤毎月、月初にチェックリストが出力され、対象者の適用内容を確認する。	申請書の提出による。 ※被災地からの転入者に対し、減免申請案内通知を同封し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> 国保法第77 条 厚生労働省 事務連絡

国民健康保険課減免業務フロー		事項	国保課職員	システム1 住民基本台帳(基幹系)	システム2 賦課システム	出カリスト
当月初	<p>転入・転出・転居、死亡・出生の届出(随時)</p> <p>加入・喪失の届出(随時)</p> <p>※非自発的失業者、旧被扶養者、条例減免対象者、東日本大震災等被災者は、別途申請書を提出(随時)</p>	<p>住民異動届の受付・審査・入力 (市民課職員対応) 国保資格関係届の確認・保険証発送</p> <p>届出書の受付・審査・入力 保険証発送</p> <p>申請書の受付・審査</p> <p>非自発的失業者・旧被扶養者オンライン入力</p>	<p>住民基本台帳に反映</p> <p>↑</p> <p>↑</p> <p>↑</p>	<p>国保資格を端末に表示</p> <p>国保資格を端末に表示</p>	<p>オンライン異動者リスト (毎週)</p>	
月末 翌月初	<p>締め</p> <p>旧被保険者情報の作成(1回目)</p> <p>各種子エックリスト出力①</p>	<p>転入者で、特定同一世帯所属者異動連絡票が他市から送られてきた場合に作成</p> <p>※リストチェック</p>	<p>宛名情報のデータ月末締め</p> <p>↑</p>	<p>国保資格情報のデータ月末締め 情報政策課で入力</p>	<p>旧被保険者異動リスト 旧被保険者確認用リスト 旧被保険者子エックリスト 条例減免異動子エックリスト 非自発的失業者登録修正一覧表 非自発的失業者喪失情報一覧</p>	
5日ごろ	<p>旧被保険者連絡票の作成(2回目)</p> <p>資格・減免連絡票の作成</p> <p>オンライン修正</p>	<p>チェックリスト①確認後、修正が必要となった場合に作成</p> <p>条例減免対象者、東日本大震災等被災者の場合に作成</p> <p>条例減免及び非自発的修正 (リスト確認後、修正が必要となった場合)</p>	<p>↑</p> <p>↑</p>	<p>情報政策課で入力</p> <p>情報政策課で入力</p> <p>国保資格を端末に表示</p>		
6日ごろ	異動賦課処理			<p>住基データ、市民所得マスタ等と、異動連絡票データを反映させた 国保賦課データを突合し、国保台帳を作成する。</p>		
7日ごろ	各種子エックリスト出力②	<p>※リストチェック (第2回目の旧被保険者連絡票、資格・減免連絡票、旧被扶及び非自発的のオンライン修正が反映されたリストのチェック)</p>			<p>旧被保険者異動リスト 旧被保険者確認用リスト 旧被保険者子エックリスト 条例減免異動子エックリスト 減免子エックリスト 非自発的失業者登録修正一覧表 非自発的失業者喪失情報一覧</p>	
9日ごろ	金額訂正入力票の作成	<p>リスト確認後、修正が必要となった場合</p>		<p>金額訂正等の処理後のデータを反映させた国保台帳を作成する。 賦課データ更新</p>		
15日ごろ	納額通知書納品					
16日ごろ	納額通知書発送					

イ 軽減世帯状況（本算定賦課期日現在の状況）

		21年度	22年度	23年度
世帯数	2割	※3,176世帯	※3,599世帯	7,068世帯
	4・5割	2,193世帯	2,555世帯	2,817世帯
	6・7割	11,366世帯	12,718世帯	12,800世帯
軽減額 (単位：千)	2割	※47,446	※53,884	96,414
	4・5割	72,378	83,712	113,629
	6・7割	401,858	453,323	530,999

※平成21・22年度の2割軽減は法定外軽減。平成23年度から法定の軽減。

ウ 非自発的失業者

	21年度	22年度	23年度
世帯数	—	1,128世帯	710世帯

エ 旧被扶養者

	21年度	22年度	23年度
世帯数	267世帯	346世帯	397世帯
軽減額	6,010,240円	7,757,620円	9,426,370円

オ 東日本大震災

	21年度	22年度	23年度
世帯数	—	2世帯	28世帯
軽減額	—	14,540円	1,182,100円

カ 災害等、その他特別な事情

	21年度	22年度	23年度
世帯数	9世帯	4世帯	—
軽減額	577,900円	624,450円	—

(2) 監査の結果等

①実施した監査手続

平成21年度から23年度の減免について、減免の手続きが適正に行われているか検証するため、担当者に質問し関係書類を閲覧し確認した。サンプリングにより旧被扶養者に対する減免については平成23年9月分の「国民健康保険料減免申請書」85件を検証し、非自発的失業者については平成23年9月分ファイ

ルについて「非自発的失業に係る給与所得軽減申請書」52件を検証した。又災害減免については平成23年度全28件について「減免申請書」を検証した。

②実施した監査の結果等

【意見】

ア 「非自発的失業者に係る所得軽減申請書」の版が新旧混在して使用されているので統一されたい。

【意見】

イ 「旧被扶養者の国民健康保険減免申請書」として提出された平成23年9月分85件のうち5件について日付の記載がない。4件について申請者の印がないものがあつたので手順に沿った申請書を受理すべきである。

【意見】

ウ 保険料に関する申告書の提出期限が遵守されていない。条例第29条によれば、保険料の納付義務者及びその世帯に属する被保険者について、市民税申告書を提出している者、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書が提出されている者以外の者がいる場合、保険料の納付義務者は、4月15日までに保険料に関する申告書を提出しなければならない。この条例の趣旨は、被保険者の所得を正確に把握して迅速に保険料の賦課額を算定することである。実際にこの申告書の提出が求められる者は、前々年に所得がなく、かつ前年の市民税申告書等が申告期日までに提出されていない者であり、多くは保険料の軽減世帯である。これらの者については前年の所得を把握することができず、暫定の賦課額で一旦通知せざるを得ない。その後、保険料に関する申告書を提出させて、正確な所得が把握できたところで更正をして納付書を再送付している。

おそらく、4月15日までに保険料に関する申告書が提出されていれば一度の計算と納付書の送付で済むはずであるので、事務手続きが重複することがない。期日までに保険料に関する申告書を提出させるよう広報の強化、申告書の事前送付を行うなど、何らかの方策を取り、申告期限の遵守を図るべきである。

【意見】

エ 長野市国民健康保険条例第28条1項1号に規定する減免基準を「国民健康保険料の減免取扱基準」に定めている。このうち減免原因が「災害等により生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる

者」について「減免の適用条件」が示されているが、その内（3）の中で、「災害により、納税義務者等の所有に係る住宅又は家財につき、損害を受けた金額がその住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以上である場合」と規定されている。その住宅又は家財の価格は、具体的に価格の考え方が示されていない。また「保険料の納付が著しく困難と認められるとき。」とあるが実務での扱いにおいて具体的な事例を運営要領等に明示すべきである。

7. 保育料

(1) 概要

長野市には現在保育施設として、市立保育園 42 園（運営委託 2 園、指定管理 4 園）、私立保育所 41 園（夜間保育所 1 園、認定こども園 3 園）が設置されている。

保育料は、公立保育所、私立保育所を問わず、扶養義務者の税額に応じて定められている国の徴収基準を基本として決定されており、市町村民税非課税世帯（B 階層）のうち、母子、父子、障害者世帯については保育料が免除されている。他に多子軽減及び長野市独自の減免制度がある。

①保育施設の状況

保育所 各年度 4 月 1 日現在
幼稚園 各年度 5 月 1 日現在

区分	年度	施設数	定員 (人)	在籍児 (人)	職員数 (人)	内 訳			
						園長	保育士 (教諭)	調 理	事務 その他
市立 保育所	24	42	3,620	3,130	555	42	422	84	7
	23	42	3,670	3,158	539	42	412	85	5
	22	46	3,840	3,277	556	46	425	85	0
	21	44	3,660	3,268	542	44	414	82	2
	20	44	3,640	3,358	530	44	400	84	2
	19	44	3,610	3,417	542	43	415	82	2
	18	44	3,630	3,491	529	44	401	81	3
	17	40	3,395	3,335	502	40	365	94	3
16	32	2,820	2,877	418	32	305	78	2	
私立 保育所	24	41	4,770	4,883	759	41	593	79	46
	23	40	4,710	4,748	738	40	572	78	48
	22	40	4,660	4,705	741	40	562	84	55
	21	42	4,715	4,654	721	42	543	83	53
	20	42	4,705	4,729	721	42	542	79	58
	19	43	4,725	4,842	713	43	542	77	51
	18	41	4,510	4,759	763	41	572	87	63
	17	45	4,800	4,835	745	45	554	112	34
16	44	4,750	4,816	760	44	565	90	61	

私立 幼稚園	24	28	5,870	4,244	465	28	346	2	89
	23	28	5,870	4,121	469	28	328	5	108
	22	28	5,870	4,136	446	28	330	2	86
	21	29	5,975	4,190	443	29	331	5	78
	20	29	5,975	4,367	431	29	321	5	76
	19	29	5,975	4,487	458	29	342	0	87
	18	29	5,975	4,437	369	29	277	0	63
	17	29	5,975	4,452	342	26	252	0	64
	16	28	6,100	4,436	363	23	273	0	67
公立幼 稚園 (県立)	24	1	90	54	7	1	5	—	1
	23	1	90	53	7	1	5	—	1
	22	1	90	59	7	1	5	—	1
	21	1	90	60	8	1	6	—	1
	20	1	90	67	8	1	6	—	1
	19	1	90	65	7	1	5	—	1
	18	1	90	77	7	1	5	—	1
	17	1	90	82	7	1	5	—	1
	16	1	90	86	6	1	5	—	0

②平成 24 年度保育料徴収基準表（月額）

階層区分	定義		3歳未満児	3歳以上	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円	
B1	A階層及びD階層を除く、23年分所得税非課税世帯で、右の区分に該当する世帯 (注)③	23年度分(22年分所得に対する)市町村民税非課税世帯	左の区分に該当する世帯で母子、父子、障害者世帯(注)②	0	0
B2			左の区分に該当する世帯で上記以外の世帯	1,800 (900)	1,200 (600)

C1	23年度分(22年分所得に対する)市町村民税課税世帯	左の区分に該当する世帯で母子、父子、障害者世帯(注)②	8,900 (4,450)	6,600 (3,300)
C2		左の区分に該当する世帯で上記以外の世帯	9,900 (4,950)	7,600 (3,800)
D1	A階層を除く23年分所得税課税世帯で、その所得税額が右の区分に該当する世帯 (注)③	7,500円未満	14,200 (7,100)	11,900 (5,950)
D2		7,500円以上 20,000円未満	19,400 (9,700)	16,800 (8,400)
D3		20,000円以上 40,000円未満	24,500 (12,250)	21,700 (10,850)
D4		40,000円以上 60,000円未満	31,500 (15,750)	25,200 (12,600)
D5		60,000円以上 80,000円未満	40,500 (20,250)	26,100 (13,050)
D6		80,000円以上 103,000円未満	44,000 (22,000)	26,600 (13,300)
D7		103,000円以上 183,000円未満	50,500 (25,250)	27,200 (13,600)
D8		183,000円以上 283,000円未満	53,600 (26,800)	28,700 (14,350)
D9		283,000円以上 413,000円未満	54,500 (27,250)	29,600 (14,800)
D10		413,000円以上 734,000円未満	55,600 (27,800)	30,700 (15,350)
D11		734,000円以上	56,700 (28,350)	31,800 (15,900)

(注)

- ① 同一世帯から保育園、幼稚園又は認定こども園、特別支援学校の幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童デイサービスを利用している2人以上の就学前児童がいる場合、年齢の低い児童(2子目)に係る保育料は()内の額に軽減。なお、同一世帯から3人以上前記の施設のい

ずれかを利用している場合は、3 子目（3 番目に年齢の高い児童）以降の保育料は無料。

- ② 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金を受けている方と同居の世帯が対象。
- ③ 所得税・市民税は、配当控除や住宅取得控除等の税額控除適用前の額。
- ④ 保育料は、入園した年度の初日の前日現在の年齢で認定し、入園後に年齢がかわっても、年度中は入園した年度の初日の前日現在の年齢。
- ⑤ 表中の D1～D11 階層における所得税額は、平成 22 年度税制改正により廃止された年少扶養控除（0 歳～15 歳）及び特定扶養控除（16 歳～18 歳）の上乗せ部分について、引き続き当該扶養控除があるものとして税制改正前の控除額で計算することにより調整した額。

③減免等

ア 多子軽減

- ・同一世帯から保育所に 2 人以上の就学前児童がいる場合に保育料を軽減
- ・幼稚園又は認定こども園、特別支援学校の幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童デイサービスの利用者も算定の対象

1 人目 (年齢の高い児童)	全額徴収
2 人目	半額徴収
3 人目以降	全額無料

イ 母子世帯等

B階層（所得税非課税世帯で市町民村税非課税世帯）及びC階層（所得税非課税世帯で市町村民税課税世帯）のうち、母子、父子、障害者世帯については無料又は軽減。

ウ 長野市独自の減免

保育所保育料、一時預かり利用料及び休日利用料（以下「保育料等」という。）について全部又は一部の減免。

下記に該当する児童がいる世帯が対象

児童福祉法第 24 条本文の規定により入所処置した児童及び長野市保育所設置及び使用条例第 6 条に規定する保育時間以外の保育を利用した児童
長野市一時預かり事業実施要綱に定める事業を利用した児童
長野市立保育所休日保育事業実施要綱に定める事業を利用した児童

長野市保育所保育料等減免内規（長野市保育所保育料減免基準額表）

	減 免 事 由	減免額	減免期間
1	月の途中で生活保護法の適用を受けた場合	全 額	生活保護の適用を受けた日の属する月
2	天災、火災等の災害により支出が著しく増加した場合	全額又は一部	災害の属する月から 1 年間
3	児童が保育中に発生した事故により、入院、又は通院治療するため、引き続き月の半分以上休園した場合	全額又は一部	休園初日の属する月又は翌月から、登園の日の属する月又は前月まで
4	伝染病等により園長から登園停止を指示され、引き続き月の半分以上休園した場合	全額又は一部	休園初日の属する月又は翌月から、登園の日の属する月又は前月まで
5	児童が死亡し、又は重度の障害により保育不能となった場合	全 額	その事由が生じた日の属する月
6	保護者の長期疾病、失業等により収入が著しく減少した場合	一 部	申請の日の属する月又は、翌月から入所措置期間内
7	世帯構成の変更に伴い収入が著しく減少した場合	一 部	申請の日の属する月又は、翌月から入所措置期間内
8	その他、市長が特に必要と認めた場合	全額又は一部	必要と認める期間

備考：3 の項及び 4 の項について原則として 2 ヶ月以内とし長期にわたる場合は、

措置を解除するものとする。

④保育料の徴収手続き

ア 保育料徴収マニュアル（年間スケジュール）

<通知書関係>

○督促状

発送：毎月（保育料の納期限が月末であるため、翌月 15 日頃に発送し、15 日以内の納期としている。）

内容：4 月分から 2 月分までの督促状については、基本的に園長からの手渡しを実施。3 月分だけは、保護者の自宅へ郵送。

○催告書

発送：4 回／年

内容：在園児については、7 月、11 月、2 月の 3 回は、基本的に園長からの手渡しを実施し、4 月だけは、保護者の自宅へ郵送。卒園児は 4 回とも保護者の自宅へ郵送。

○最終催告書

発送：1 回／年

内容：卒園、退園者を中心に、催告書の支払いに応じない保護者の自宅へ郵送。

○分納誓約書

内容：一括払いが困難であるときに、分納誓約を結ぶ。基本的に 24 回払い（2 年）以下で誓約すること。

<滞納整理関係>

○夜間電話催告

時期：4 回／年（5 月、8 月、10 月、12 月）

対象：在園児中心

内容：催告書を交付後に初期督促として実施。

○休日臨戸訪問

時期：2 回／年（9 月、12 月）

対象：卒園児・退園児中心

内容：保育料徴収及び分納誓約書の取得。

○昼間電話催告

時期：随時

対象：在園児中心

内容：初期督促として実施。

○平日臨戸訪問

時期：随時

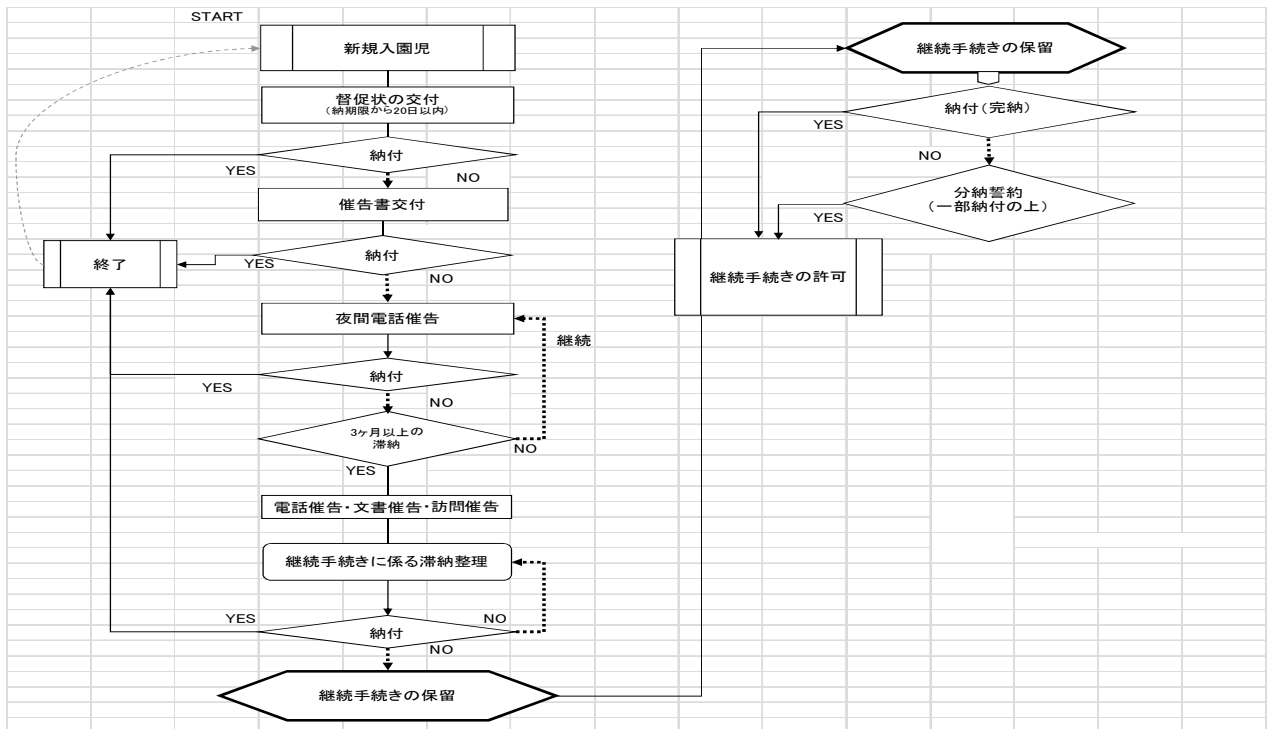
対象：卒園児・退園児中心

内容：保育料徴収及び分納誓約書の取得。

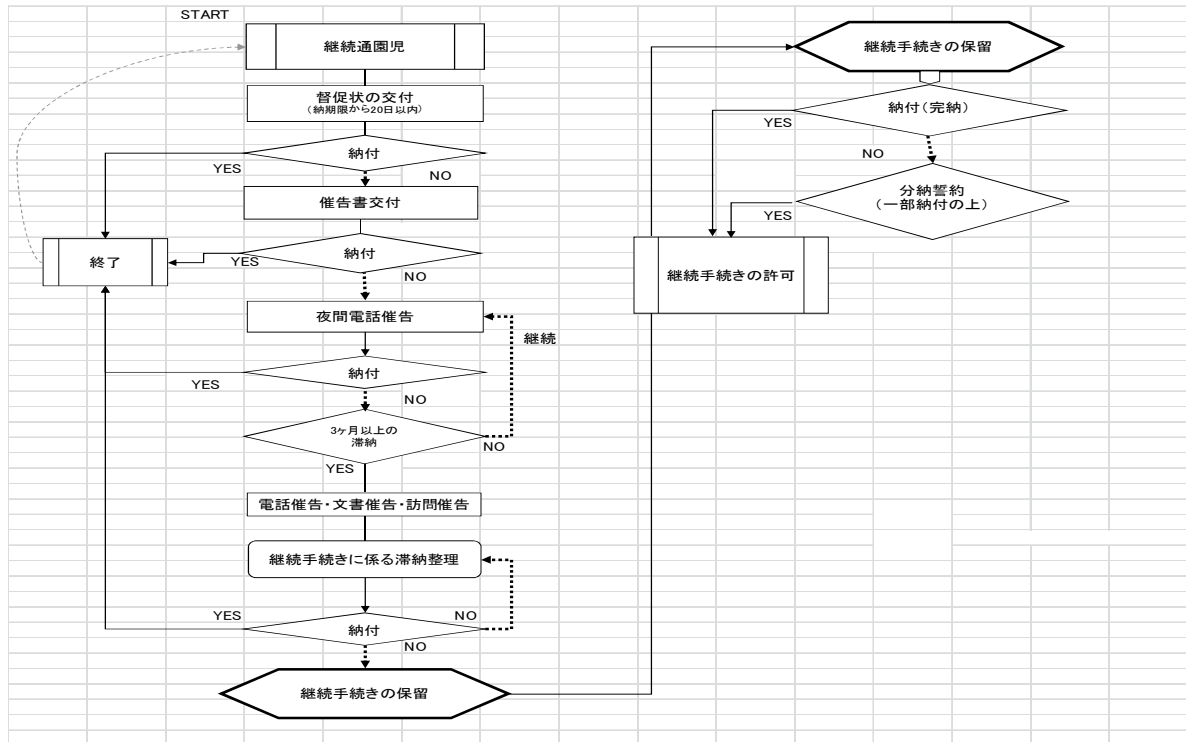
⑤滞納者ごとの対応 図

滞納者ごとの対応		在園児			卒園児・退園児	
	新規入园児	継続退園児	卒園予定児	前年度在籍卒園児・退園児	卒園児・退園児	
4月		出納整理期間の滞納整理	出納整理期間の滞納整理	出納整理期間の滞納整理		
5月	督促状手渡し開始	催告書送付 夜間電話催告 督促状手渡し開始	催告書送付 夜間電話催告 督促状手渡し開始	催告書送付 夜間電話催告	催告書送付	
6月				最終催告書送付	最終催告書送付	
7月						
8月	催告書手渡し開始 夜間電話催告	催告書手渡し開始 夜間電話催告	催告書手渡し開始 夜間電話催告 休日臨戸訪問	催告書送付 夜間電話催告	催告書送付	休日臨戸訪問
9月						
10月	夜間電話催告	夜間電話催告	夜間電話催告	夜間電話催告		
11月	催告書手渡し 夜間電話催告	催告書手渡し 夜間電話催告	催告書手渡し 休日臨戸訪問 夜間電話催告	催告書送付 休日臨戸訪問 夜間電話催告	催告書送付	休日臨戸訪問
12月	継続手続き時の滞納整理	継続手続き時の滞納整理	卒園前の滞納整理			
1月						
2月	催告書手渡し	催告書手渡し	催告書手渡し	催告書送付	催告書送付	
3月						
随時	保育園での面談 平日臨戸訪問	保育園での面談 平日臨戸訪問	保育園での面談 平日臨戸訪問	平日臨戸訪問 各種調査	平日臨戸訪問 各種調査	

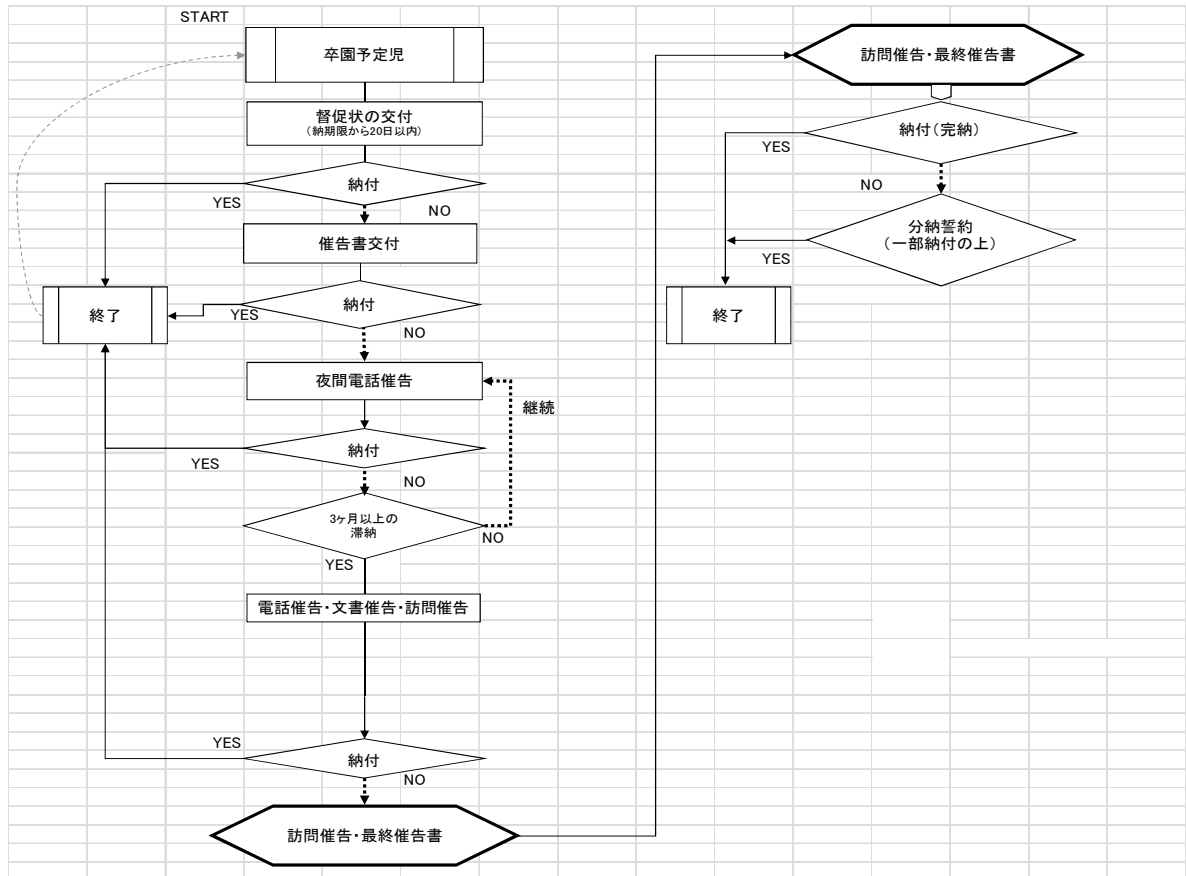
ア 新規入园児 図



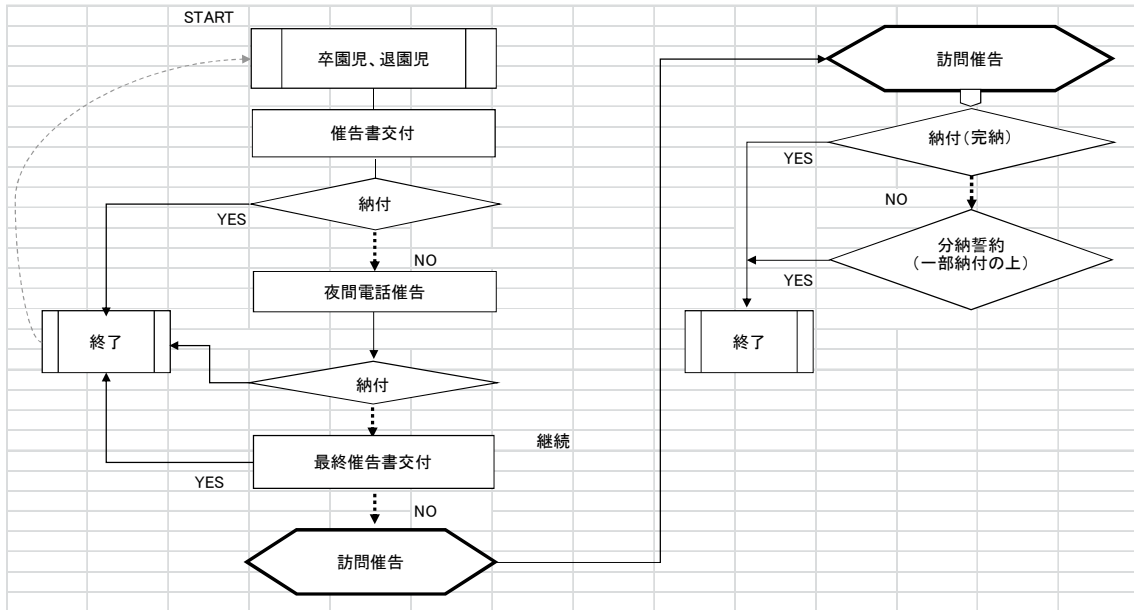
イ 継続通園児 図



ウ 卒園予定児 図



エ 卒園児、退園児 図



⑥保育料収納状況 図

保育料収納決算状況																	
区分	年度	額定額			収入額			不納欠損			収入未済額			収納率%			
		現年度分	滞納繰越分	計	現年度分	滞納繰越分	計	現年度分	滞納分	計	現年度分	滞納分	計	現年度分	滞納分	計	
公立分	8	596,597,020	348,170	596,945,190	596,046,030	9,000	596,055,030	0	0	0	550,990	339,170	890,160	99,908%	2,585%	99,85%	
	9	619,830,930	890,160	620,721,090	619,278,410	134,700	619,413,110	0	29,300	29,300	552,520	726,160	1,278,680	99,911%	15,132%	99,79%	
	10	674,363,620	1,278,680	675,642,300	673,646,370	88,100	673,734,470	0	0	0	717,250	1,190,580	1,907,830	99,894%	6,890%	99,72%	
	11	687,352,660	1,907,830	689,260,490	686,895,110	265,000	687,160,110	0	170,870	170,870	457,550	1,471,960	1,929,510	99,933%	13,890%	99,70%	
	12	658,345,400	1,929,510	660,274,910	658,205,440	11,000	658,216,440	0	37,000	37,000	139,960	1,881,510	2,021,470	99,979%	0,570%	99,99%	
	13	696,731,380	2,021,470	698,752,850	692,527,850	143,850	692,671,700	0	393,290	393,290	4,203,530	1,484,330	5,687,860	99,997%	7,116%	99,13%	
	14	697,761,370	5,687,860	703,449,230	692,507,280	2,326,980	694,834,260	0	504,820	504,820	5,254,090	2,856,060	8,110,150	99,247%	40,911%	98,78%	
	15	697,185,650	8,110,150	705,295,800	694,074,100	2,895,530	696,969,630	0	445,000	445,000	3,111,550	4,769,620	7,881,170	99,554%	35,703%	98,82%	
	16	772,988,710	7,881,170	780,869,880	767,135,840	769,972,370	767,135,840	0	322,500	322,500	5,852,870	4,732,840	10,585,710	99,243%	35,942%	98,60%	
	17	863,660,110	10,585,710	874,245,820	853,857,310	4,240,770	858,098,080	0	293,660	293,660	9,802,800	6,051,280	15,854,080	98,865%	40,061%	98,15%	
	18	858,414,460	15,854,080	874,268,540	851,836,440	6,734,970	858,571,410	0	559,090	559,090	6,578,020	8,560,020	15,138,040	99,234%	42,481%	98,20%	
	19	841,813,580	15,138,040	856,951,620	837,390,730	4,472,160	841,862,890	0	451,830	451,830	4,422,850	10,214,050	14,636,900	99,475%	29,543%	98,24%	
	20	814,594,660	14,636,900	829,231,560	810,611,010	4,796,140	815,407,150	0	942,330	942,330	3,983,650	8,898,430	12,882,080	99,511%	32,767%	98,33%	
	21	779,503,410	12,882,080	792,385,490	779,266,740	3,838,510	783,105,250	0	677,560	677,560	236,670	8,866,010	8,602,680	99,970%	29,797%	98,83%	
	22	775,097,770	8,866,010	783,963,780	769,810,560	3,099,690	772,910,250	0	1,564,490	1,564,490	5,287,210	3,701,830	8,989,040	99,318%	37,051%	98,65%	
	23	765,798,950	9,225,710	775,024,660	759,278,770	3,480,480	762,759,250	0	480,300	480,300	6,520,180	5,264,930	11,785,110	99,149%	37,726%	98,42%	
	私立分	8	1,031,564,860	5,065,890	1,036,630,750	1,029,061,430	489,040	1,029,550,470	0	252,980	252,980	2,503,430	4,323,870	6,827,300	99,757%	9,654%	99,32%
		9	1,074,742,760	6,773,400	1,081,516,160	1,072,012,250	6,650,700	1,078,662,950	0	911,650	911,650	2,730,510	5,207,680	7,938,190	99,746%	9,666%	99,18%
		10	1,126,310,110	7,834,700	1,134,144,810	1,121,870,470	798,040	1,122,668,510	0	1,167,200	1,167,200	4,439,640	5,689,640	10,309,100	99,606%	10,865%	98,99%
		11	1,158,478,980	10,309,100	1,168,788,080	1,155,037,780	967,920	1,156,005,700	0	791,870	791,870	3,441,200	5,549,310	11,990,510	99,703%	9,389%	98,91%
		12	1,096,212,790	11,990,510	1,108,203,300	1,093,243,490	1,365,360	1,094,608,850	0	1,111,340	1,111,340	2,989,300	9,513,810	12,483,110	99,729%	11,387%	98,77%
		13	1,182,099,070	12,483,110	1,194,582,180	1,168,777,570	777,026	1,169,554,596	0	1,470,820	1,470,820	13,321,500	10,235,264	23,556,764	98,873%	6,225%	97,90%
		14	1,170,394,180	23,556,764	1,193,950,944	1,155,780,880	5,533,150	1,161,314,030	0	1,108,330	1,108,330	14,613,300	16,915,284	31,528,584	98,751%	23,489%	97,27%
15		1,141,009,830	31,528,584	1,172,538,414	1,124,616,500	7,672,760	1,132,289,260	0	2,474,584	2,474,584	16,393,330	21,381,240	37,774,570	98,563%	24,336%	96,57%	
16		1,069,481,980	37,774,570	1,107,256,550	1,054,815,480	7,113,400	1,061,928,880	0	2,094,110	2,094,110	14,666,500	28,429,210	43,095,710	98,623%	18,900%	95,92%	
17		1,225,812,840	43,095,710	1,268,908,550	1,206,201,910	8,480,420	1,214,682,330	0	2,142,350	2,142,350	19,610,930	32,472,940	52,083,870	98,400%	19,678%	95,73%	
18		1,221,950,330	52,083,870	1,274,034,200	1,204,602,860	12,755,760	1,217,358,620	0	3,317,770	3,317,770	17,347,470	36,022,340	53,369,810	98,580%	24,485%	95,55%	
19	1,244,130,410	53,369,810	1,297,500,220	1,231,581,140	11,114,980	1,242,696,120	0	3,455,950	3,455,950	12,549,270	38,798,880	51,248,150	98,991%	20,826%	95,78%		
20	1,243,937,380	51,248,150	1,295,285,530	1,233,483,490	12,154,470	1,245,637,960	0	2,105,020	2,105,020	10,453,890	37,088,660	47,542,550	99,160%	23,671%	96,17%		
21	1,190,944,790	47,542,550	1,238,487,340	1,179,066,320	10,997,150	1,190,063,470	0	2,802,470	2,802,470	11,878,470	33,742,930	45,621,400	99,003%	23,131%	96,09%		
22	1,171,268,700	33,742,930	1,205,011,630	1,159,747,320	7,002,410	1,166,749,730	0	1,992,740	1,992,740	11,521,380	24,747,780	36,269,160	99,016%	20,752%	96,82%		
23	1,208,796,230	48,147,630	1,256,943,860	1,197,960,320	6,701,800	1,204,662,120	0	2,431,860	2,431,860	10,835,910	39,013,970	49,849,880	99,104%	13,919%	95,84%		
計	8	1,628,161,880	5,414,060	1,633,575,940	1,625,107,460	498,040	1,625,605,500	0	252,980	252,980	3,054,420	4,663,040	7,717,460	99,812%	9,199%	99,51%	
	9	1,694,573,690	7,663,560	1,702,237,250	1,691,290,660	788,770	1,692,079,430	0	940,950	940,950	3,283,030	5,933,840	9,216,870	99,806%	10,292%	99,40%	
	10	1,800,673,730	9,113,380	1,809,787,110	1,795,516,840	886,140	1,796,402,980	0	1,167,200	1,167,200	5,156,890	7,060,040	12,216,930	99,714%	9,724%	99,26%	
	11	1,845,831,640	12,216,930	1,858,048,570	1,841,932,890	1,232,920	1,843,165,810	0	962,740	962,740	3,898,750	10,021,270	13,920,020	99,789%	10,092%	99,20%	
	12	1,754,558,190	13,920,020	1,768,478,210	1,751,448,930	1,376,360	1,752,825,290	0	1,148,340	1,148,340	3,109,260	11,395,320	14,504,580	99,823%	9,888%	99,11%	
	13	1,878,830,450	14,504,580	1,893,335,030	1,861,305,420	920,876	1,862,226,296	0	1,864,110	1,864,110	17,525,030	11,719,594	29,244,624	99,067%	6,349%	98,36%	
	14	1,868,155,550	29,244,624	1,897,400,174	1,848,288,160	7,860,130	1,856,148,290	0	1,613,150	1,613,150	19,867,390	19,771,344	39,638,734	98,937%	26,877%	97,83%	
	15	1,838,195,480	39,638,734	1,877,834,214	1,818,690,600	10,568,290	1,829,258,890	0	2,919,584	2,919,584	19,504,880	26,150,860	45,655,740	98,939%	26,662%	97,41%	
	16	1,842,470,690	45,655,740	1,888,126,430	1,821,951,320	9,949,930	1,831,901,250	0	2,416,610	2,416,610	20,519,370	33,162,050	53,681,420	98,861%	21,854%	97,03%	
	17	2,089,472,950	53,681,420	2,143,154,370	2,060,059,220	12,721,190	2,072,780,410	0	2,438,010	2,438,010	29,413,730	38,524,220	67,937,950	98,592%	23,698%	96,72%	
	18	2,080,364,790	67,949,950	2,148,314,740	2,056,439,300	19,490,730	2,075,930,030	0	3,876,860	3,876,860	23,925,490	44,582,360	68,507,850	98,850%	28,684%	96,63%	
19	2,085,943,990	68,507,850	2,154,451,840	2,068,971,870	15,581,140	2,084,553,010	0	3,907,780	3,907,780	16,972,120	49,012,930	65,985,050	99,186%	22,752%	96,76%		
20	2,058,532,040	65,985,050	2,124,517,090	2,044,094,500	16,950,610	2,061,045,110	0	3,047,350	3,047,350	14,437,540	45,987,090	60,424,630	99,299%	25,689%	97,01%		
21	1,970,448,200	60,424,630	2,030,872,830	1,958,333,060	14,835,660	1,973,168,720	0	3,480,030	3,480,030	12,115,140	42,108,940	54,224,080	99,365%	24,552%	97,16%		
22	1,846,366,470	42,108,940	1,888,475,410	1,829,557,880	10,102,100	1,839,659,980	0	3,557,230	3,557,230	16,808,590	28,448,610	45,258,200	99,136%	23,990%	97,55%		
23	1,974,595,180	57,373,340	2,031,968,520	1,957,239,090	10,182,280	1,967,421,370	0	2,912,160	2,912,160	17,356,090	44,278,900	61,634,990	99,121%	17,747%	96,82%		

⑦認定こども園短時間利用児保育料の収入状況

【なかじょう幼稚園】

年度	調定額			収入額			収入未済額			収納率		
	現年度分	滞納繰越分	計	現年度分	滞納繰越分	計	現年度分	滞納分	計	現年度分	滞納分	計
21	480,000	0	480,000	480,000	0	480,000	0	0	0	100.00%	0	100.00%
22	1,600,000	0	1,600,000	1,560,000	0	1,560,000	40,000	0	40,000	97.50%	0	97.50%
23	1,944,000	40,000	1,984,000	1,944,000	0	1,944,000	0	40,000	40,000	100.00%	0	97.98%

⑧一時預かり保育料の収入状況

年度	件数	調定額			収入額			収入未済額			収納率		
		現年度分	滞納繰越分	計	現年度分	滞納繰越分	計	現年度分	滞納分	計	現年度分	滞納分	計
21	11,500	21,505,700	0	21,505,700	21,505,700	0	21,505,700	0	0	0	100.00%	0	100.00%
22	10,756	20,035,500	0	20,035,500	20,035,500	0	20,035,500	0	0	0	100.00%	0	100.00%
23	19,072	36,294,500	0	36,294,500	36,294,500	0	36,294,500	0	0	0	100.00%	0	100.00%

⑨延長保育料の収入状況

年度	件数	調定額			収入額			収入未済額			収納率		
		現年度分	滞納繰越分	計	現年度分	滞納繰越分	計	現年度分	滞納分	計	現年度分	滞納分	計
21	310	432,900	0	432,900	432,900	0	432,900	0	0	0	100.00%	0	100.00%
22	261	391,500	0	391,500	391,500	0	391,500	0	0	0	100.00%	0	100.00%
23	323	484,500	0	484,500	484,500	0	484,500	0	0	0	100.00%	0	100.00%

⑩休日保育料の収入状況

年度	件数	調定額			収入額			収入未済額			収納率		
		現年度分	滞納繰越分	計	現年度分	滞納繰越分	計	現年度分	滞納分	計	現年度分	滞納分	計
21	739	1,299,200	0	1,299,200	1,299,200	0	1,299,200	0	0	0	100.00%	0	100.00%
22	548	1,054,500	0	1,054,500	1,054,500	0	1,054,500	0	0	0	100.00%	0	100.00%
23	991	2,021,400	0	2,021,400	2,021,400	0	2,021,400	0	0	0	100.00%	0	100.00%

(2) 監査の結果等

①実施した監査手続

平成 20 年度から平成 23 年度の減免について、減免申請書 1 件（伝染病等の休園）及び関係資料を閲覧し、必要な事項を質問し検証した。

②実施した監査の結果等

【 指 摘 】

ア 長野市保育所保育料等減免内規の記載内容が不明瞭である。

長野市保育所保育料減免基準額表の減免額欄に全部又は一部とあるが、一部が

どの程度なのか不明である。

同基準額表の 1（生活保護法の適用を受けた場合）の平成 21 年度から平成 23 年度での適用件数 142 件については職権で減免している。同基準額表の 4（伝染病等により園長から登園停止を指示され、引き続き月の半分以上休園した場合）の平成 20 年度での適用件数 1 件は減免申請書の提出を受け決定されている。また、世帯構成の変更に伴い収入が著しく減少した場合の平成 21 年度から平成 23 年度での適用件数 49 件については、保育料を算定する保護者を判定員から外し再算定していることから、実際には減免ではなく保育料の再更正をしている。

長野市保育所保育料等減免内規第 3 において、「申請書を市長に提出しなければならない」とし、同但し書きで「別表 1 の項及び 3 から 5 の項に該当するときは、この限りではない」となっているが、手続きの透明性を高めるため、申請書の提出を求めるべきである。また、7 の項（世帯構成の変更に伴う収入が著しく減少した場合）は減免ではなく再更正の手続きによって処理されているため実際の運用に即して見直すべきである。

平成 21 年度から平成 23 年度における災害等の減免 7 件については同内規で定められた減免保育所保育料減免申請書の市長への提出、決定、通知の手続きが取られていないため、申請書の受理、決定、通知を行うべきである。

以上のことから、長野市保育所保育料等減免内規を見直し、要綱等で減免についての取り扱いを定めるべきである。

【 指 摘 】

イ 感染性胃腸炎に伴う減免の決定額は長野市保育所保育料等減免内規の基準に従っておらず不適正な決定であるので適正に処理されたい。

内容は平成 21 年 1 月 24 日感染性胃腸炎に伴い平成 21 年 1 月 24 日出席停止し 1 月 24 日から 3 月 29 日（内 3 月 2 日から 5 日は出席のため除く）の 1 月分 7 日、2 月分 23 日、3 月分 19 日の欠席に対し 111,180 円の減免をしている。内規によれば「伝染病等により園長から登園停止を指示され、引き続き月の半分以上休園した場合」「休園初日の属する月又は翌月から、登園の属する日の属する月又は前月まで」とされており、1 月分については月の半分以上の休園とならないため減免の対象とならず、15,260 円過大な減免となっている。

【 意 見 】

ウ 保育料の滞納者への納付手続きに際し保育料分納誓約書の提出を求めている。保育料徴収マニュアルでは、在園児については催告書を送付、卒園、退園者を中心に、催告書を送り一括支払いができない場合、分納誓約を結ぶことになっている。

保育料の収納事務について滞納者について分納誓約書を入手できない案件があった。卒園、退園者について転居や行方が不明なため誓約書の入手ができないということであるが、分納誓約書は時効の中断のための資料として重要であるため、滞納者から漏れなく入手することが必要である。

(3) その他

長野県では様々な福祉サービスの質の向上を目指し福祉サービス第三者評価事業を実施している。長野県における保育所の第三者評価の実施状況の事例は少ないが第三者評価は、事業者の経営理念、基本方針、職員の育成、地域との交流のほか、食事の提供や健康管理などの具体的サービスについて評価するものであり、福祉サービスの質の向上のための措置の一環として位置づけられている。第三者評価の受審は強制されるものではないが、現状では長野市立保育所では実施していない。第三者評価の受審を検討し、運営委託先や指定管理事業所が受審するよう指導することを希望する。

8. 市営住宅使用料

(1) 概要

長野市は、安全・安心でかつ環境に配慮した良好な住環境形成のため、市民や事業者などに対し、様々な情報を積極的に提供することや、住宅に困窮する低所得者等に対し、公的賃貸住宅として市営住宅や特定公共賃貸住宅、若者向け住宅、厚生住宅（以下「市営住宅等」という。）を管理し、供給等による良質な賃貸住宅の確保を中心に展開している。平成 24 年度で木造、簡易耐火（平屋）、簡易耐火（二階建て）、中層耐火、高層耐火の 3,590 戸の住宅を管理している。条例の災害減免等の規定により家賃又は敷金の減免制度がある。

市営住宅 「公営住宅法」により建設管理する市民向けの住宅で、住宅に困窮していること及び低額所得世帯等の条件がある。

特定公共賃貸住宅 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき地方自治体が建設管理する住宅で、公営住宅より上位の所得を要する等の条件がある。旧戸隠村、旧鬼無里村、旧大岡村、旧信州新町及び旧中条村に建設されたが、定住促進策でもある。

若者向け住宅 地域に定住する若者世帯のための住宅で、旧戸隠村、旧鬼無里村、旧信州新町に建設された。

厚生住宅 住宅困窮者及び母子世帯等の住宅対策のために、旧鬼無里村及び旧信州新町に建設された戸建住宅。

①市営住宅管理戸数

(H24.4.1 単位：戸)

年度 \ 区分	木造	簡平	簡二	中耐	高層	合計	団地数
平成 24 年度	357	618	854	1,279	482	3,590	57 団地
平成 23 年度	374	618	854	1,279	482	3,607	57 団地
平成 22 年度	388	625	854	1,279	482	3,628	59 団地
平成 21 年度	331	584	811	1,279	482	3,487	51 団地
平成 20 年度	339	584	811	1,279	482	3,495	52 団地
平成 19 年度	347	584	811	1,279	482	3,503	53 団地
平成 18 年度	366	584	811	1,279	482	3,522	56 団地
平成 17 年度	382	584	828	1,279	482	3,555	57 団地
平成 16 年度	363	543	746	1,230	453	3,335	44 団地
平成 15 年度	385	546	749	1,293	390	3,363	45 団地

※各年とも 4 月 1 日現在の戸数である。

②市営住宅建設状況

(単位：戸)

年度 \ 区分	中層 3～5 階建	高層 6～8 階建	高層 9～14 階建	合 計
平成 19 年度～23 年度	0	0	0	0
平成 15 年度～18 年度	18	0	0	18
平成 11 年度～14 年度	60	0	0	60

※戸数は着工年度による。(複年債務工事)

③市営住宅の申込状況

年度 \ 区分	公募戸数 (戸)	申込者数 (人)	倍 率
平成 23 年度	170	559	3.28
平成 22 年度	175	809	4.62
平成 21 年度	192	960	5.00
平成 20 年度	169	1,088	6.43
平成 19 年度	114	769	6.75
平成 18 年度	157	1,183	7.54
平成 17 年度	166	1,179	7.10
平成 16 年度	133	1,100	8.27

④市営住宅使用料

(H24.4.1 現在 単位：円)

分 規格	区	最 低	最 高	
			一 般 世 帯	裁 量 世 帯
1LDK・1K・1DK		8,800	34,500	45,500
2K・2DK・2LDK		500	51,000	67,300
3K・3DK・3LDK		9,400	51,000	67,300
4K・4DK		14,200	51,600	68,000
5DK		20,300	32,400	41,500

⑤市営住宅の特定目的住宅数

(H24.4.1 現在 単価：個数)

	市営住宅	その他の住宅	計
身体障害者向け住宅	110	0	110
視覚障害者向け住宅	4	0	4
シルバーハウジング	21	0	21
グループホーム	4	0	4
計	139	0	139

※身体障害者向け住宅は身体障害者向け住宅 32 戸、車いす使用者向け住宅 53 戸、歩行困難者向け住宅 25 戸の合計とした。

特定目的住宅 身体障害者向け住宅（身体障害者、車いす使用者、歩行困難者向け住宅）、視覚障害者向け住宅、シルバーハウジングといった障害者、高齢者に配慮した住宅で、申込みには障害者向け住宅は障害の程度、シルバーハウジングでは申込者が 65 歳以上であることなどのいくつかの要件があり一般住宅と募集が別枠となっている。

身体障害者向け住宅 身体障害者、車いす使用者向け住宅、歩行困難者向け住宅のことでそれぞれの障害に配慮した住宅。

シルバーハウジング 住宅施策と福祉施策との連携により、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公共賃貸住宅の供給と生活援助員による日常生活支援サービスの提供を併せて行う高齢者世帯向け住宅。

グループホーム 数名の障害者が社会福祉法人等の援助のもと、地域社会の中にある賃貸住宅等において通勤、職業訓練などをしながら、同居あるいは近隣に居住する世話人による日常生活援助を受けて共同生活を行うための公営住宅。

⑥市営住宅使用料等の減免

ア 長野市営住宅の設置及び管理に関する条例による減免又は徴収猶予

(家賃の減免又は徴収猶予)

第 16 条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前 3 号に準ずる特別の事情があるとき。

(敷金)

第 18 条 市長は、入居決定者から入居時における 3 月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収することができる。

- 2 市長は、第 16 条各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 第 1 項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、家賃、損害賠償金等に未納があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。
- 4 敷金には利子を付けない。

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第 37 条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 14 条第 1 項、第 29 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 11 条に規定するところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第 38 条 市長は、法第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 14 条第 1 項、第 29 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 11 条に規定するところにより当該入居者の家賃を減額するものとする

(駐車場の管理)

第 40 条の 2 規則で定める駐車場を使用しようとする者は、市長の承諾を受けなければならない。

2 前項の規定により駐車場の使用の承諾を受けた者は、近傍同種の駐車場の料金を限度として規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

3 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

4 第 17 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定は、第 2 項の使用料について準用する。

(使用許可)

第 41 条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第 45 条第 1 項の事業等を定める省令（平成 8 年厚生省・建設省令第 1 号）第 2 条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第 1 条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対し、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 市長は、前項の規定による許可に条件を付けることができる。

(使用手続)

第 42 条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市長の定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、社会福祉法人等から前項の規定による申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対し、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに市営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知するものとする。

3 社会福祉法人等は、前項の規定により市営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日までに市営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第 43 条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で、市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

長野市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

(家賃等の減免又は徴収猶予)

第 11 条 条例第 16 条 (条例第 18 条 2 項、第 29 条 3 項及び第 31 条 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。) の家賃 (敷金を含む。) の減免又は徴収の猶予の基準は、別表第 1 のとおりとする。

2 条例第 16 条の家賃 (敷金を含む。) の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、市営住宅家賃 (敷金) 減免・徴収猶予申請書 (様式第 10 号) に理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

別表第 1 (第 11 条関係)

○1 家賃又は敷金の減免の基準

区分		減免の額	減免の期間
条例第 16 条 1 号の場合	1 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) の規定に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 1 項の支援給付 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 127 号) 附則第 4 条 1 項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。) を受けているとき。	家賃又は敷金の額から住宅扶助認定額又は住宅支援給付認定額を控除した額の全額	減免事由が存在する期間のうち市長が相当と認める期間
	2 入居者の収入 (同居者の収入を含み、入居者又は同居者が支援給付を必要とする状態にある者である場合にあっては、市長が別に定める収入を除く。以下同じ。) が生活保護法の規定に基づく保護の基準に相当し、市長が別に定める減額基準額 (以下「減額基準額」という。) 以下となったとき (この項の 1 又は 3 に該当する場合を除く。)	家賃又は敷金の 2 分の 1 の額	同上

	3 入居者の収入が減額基準額を下回り市長が別に定める免除基準額（以下「免除基準額」という。）以下となったとき（この項の1に該当する場合を除く。）。	家賃又は敷金の全額	同上
条例第16条2号の場合	1 入居者の収入から直接疾病により支出した費用で市長が認める額を控除した額が減額基準額以下となったとき。	家賃又は敷金の2分の1の額	当該費用及び収入の状況に応じて市長が相当と認める期間
	2 入居者の収入から直接疾病により支出した費用で市長が認める額を控除した額が免除基準額以下となったとき。	家賃又は敷金の全額	同上
条例第16条3号の場合	1 入居者の収入から災害により直接受けた損害額のうち市長が認める額を控除した額が減額基準額以下となったとき。	家賃又は敷金の2分の1の額	当該損害額及び収入の状況に応じて市長が相当と認める期間
	2 入居者の収入から災害により直接受けた損害額のうち市長が認める額を控除した額が免除基準額以下となったとき。	家賃又は敷金の全額	同上
条例第16条4号の場合	1 次の各号のいずれかに該当する場合で、入居者の収入が市長が別に定める額以下となったとき。	家賃又は敷金の3分の1の額	減額事由が存在する期間のうち市長が相当と認める期間
	(1) 入居者又は同居の親族の少なくとも1人が次のいずれかに該当する場合		
	ア 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に掲げる重度		

	障害ノ状態にあるもの又は同表第1号表ノ3に掲げる第1款症の傷病の状態にあるとき。		
	イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる1級から4級までの障害の程度であるとき。		
	ウ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定により療育手帳の交付を受けている者であつて、障害の程度が重度又は中程度と判定されたとき。		
	(2) 入居者が母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、現に20歳に満たない者を扶養している場合		
	(3) 入居者が60歳以上であつて、同居の親族のすべてが次のいずれかに該当する場合		
	ア 入居者の配偶者		
	イ 18歳未満の者		
	ウ 60歳以上の者		
	(4) 入居者が昭和20年9月2日前から引き続き、日本の国籍を有し、かつ、日本以外の地域（未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161		

	号) 第 2 条第 1 項 2 号及び未帰還者に関する特別措置法施行令 (昭和 34 年政令第 51 号) 第 1 条に規定する地域をいう。) に居住していた者及びこれに準ずる者で、帰国後 5 年に満たないものである場合		
	2 その他市長が特に認めるとき。	市長が相当と認める額	市長が相当と認める期間

備考：家賃又は敷金の 2 分の 1 又は 3 分の 1 の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

○2 徴収の猶予の基準

1 に準ずる場合で、徴収を猶予すべきものと市長が認めるときにおいて、その都度市長が定める期間、徴収を猶予するものとする。

イ 長野市厚生住宅の設置及び管理に関する条例

(家賃の減免又は徴収猶予)

第 14 条 市長は、次の各号に掲げる特別な事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) その他前 2 号に準ずる特別な事情があるとき。

ウ 長野市若者向住宅の設置及び管理に関する条例

(家賃の減免又は徴収猶予)

第 14 条 市長は、次の各号に掲げる特別な事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) その他前 2 号に準ずる特別な事情があるとき。

エ 長野市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例

(家賃の減免又は徴収猶予)

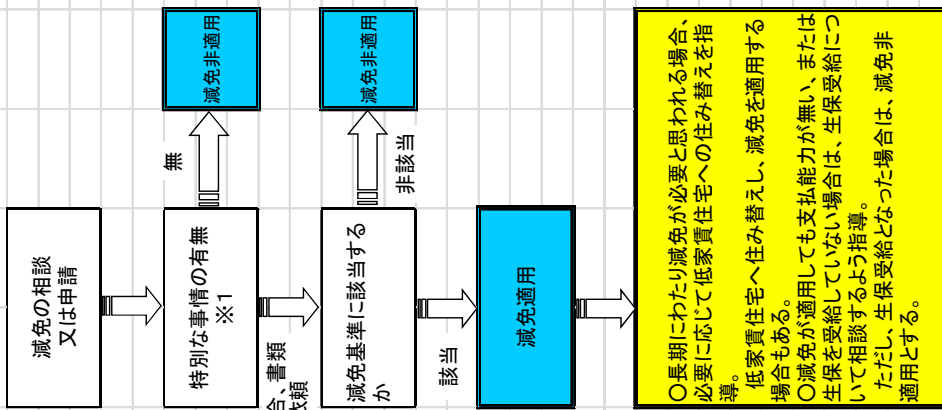
第 16 条 市長は、次の各号に掲げる特別な事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) その他前 2 号に準ずる特別な事情があるとき。

オ 長野市営住宅の家賃又は敷金の減免又は徴収猶予に関する事務取扱基準

以下は長野市営住宅における、家賃又は敷金の減免等に関する取扱基準である。

【家賃減免手順】



減免基準	減免の額	減免の期間
<p>名職人及び同居者の収入が生活保護法の規定に基づく保護の基準に相当し、市長が定める額（減額基準額）以下となったとき</p> <p>名職人及び同居者の収入から直接疾病により支出した費用で市長が認める額を控除した額が減額基準額以下となったとき</p> <p>名職人及び同居者の収入から直接疾病により支出した費用で市長が認める額を控除した額が免除基準額以下となったとき</p> <p>名職人及び同居者の収入から災害により直接受けた損害額のうち市長が認める額を控除した額が減額基準額以下となったとき</p> <p>名職人及び同居者の収入から災害により直接受けた損害額のうち市長が認める額を控除した額が免除基準額以下となったとき</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が別に定める額以下となったとき</p> <p>(1) 入居者又は同居の親族が次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦傷病者手帳の交付を受け、重度傷害の状態の者又は第1款の者 ・ 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの者 ・ 療育手帳の交付を受け、障害の程度が重度又は中程度と判定されたとき <p>(2) 母子家庭で20歳未満に満たないものを扶養しているとき</p> <p>(3) 入居者が60歳以上で、同居の親族の全てが次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の配偶者（60歳以上） ・ 18歳未満の者 ・ 60歳以上の者 <p>(4) 5陽者で帰国後5年に満たない者</p> <p>その他市長が別に認めるとき</p>	<p>家賃の2分の1の額</p> <p>家賃の2分の1の額</p> <p>家賃の全額</p> <p>家賃の2分の1の額</p> <p>家賃の全額</p> <p>家賃の3分の1の額</p>	<p>市長が相当と認める期間</p> <p>市長が相当と認める期間</p> <p>市長が相当と認める期間</p> <p>市長が相当と認める期間</p> <p>市長が相当と認める期間</p> <p>市長が相当と認める期間</p>

○ 減額基準額⇒生活保護法による保護の基準別表第1生活扶助基準第1章基準生活費1居宅の2級地-1に係る第1類及び第2級の基準生活費の額に、第2章年齢加算の額、母子加算の額及び障害者加算の額並びに条例第14条の規定により算出された額（家賃）を加算した額とする。

○ 免除基準額⇒減額基準額の2分の1の額。

○ 別に定める額⇒減額基準額の1.2倍の額

※1
 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき
 入居者又は同居者が病氣にかかったとき
 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき
 その他特別の事情があるとき

カ 家賃及び敷金の減免

a 市営住宅の減免

年度	条例第 37 条 減免		条例第 41 条 許可数	条例第 38 条 減免	条例第 16 条 減免		条例第 18 条 の減免	条例第 40 条 の 2 の 減免
	件数	金額			件数	金額		
平成 21	15	93,800	2 件	0 件	46	524,400	0 件	0 件
平成 22	11	52,900	2 件	0 件	49	571,800	0 件	0 件
平成 23	1	7,300	4 件	0 件	55	625,200	0 件	0 件

b 厚生住宅の減免、徴収猶予の事例なし

c 若者向け住宅の減免、徴収猶予の事例なし

d 特定公共賃貸住宅の減免、徴収猶予の事例なし

(2) 監査の結果等

①実施した監査手続

長野市営住宅設の設置及び管理に関する条例（以下「市条例」）及び長野市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に定める家賃及び敷金の減免について、平成 21 年度から平成 23 年度の減免を検証した。市条例第 16 条の減免について、平成 22 年度の減免対象者 49 件、平成 23 年度の対象者 55 件について減免申請書を閲覧し事務の執行を検証した。また市条例第 18 条、第 37 条、第 38 条の減免、及び第 41 条の事例について平成 21 年度から平成 23 年度の減免等の関係書類を閲覧し、必要に応じ減免等手続きについて担当者に質問し検証した。

②実施した監査の結果等

【 意 見 】

ア 敷金については市条例第 18 条第 2 項により、家賃と同じく市条例第 16 条と同様の適用がなされると定められている。しかし、家賃を減免している者に対する敷金の減免は 0 件となっている。敷金の減免についても家賃同様の適用基準を満たしていると考えられるので、家賃の減免を適用する者については、敷金の減免についても説明し、減免を受けられるよう対応すべきである。また、厚生住宅や若者向け住宅、特定公共賃貸住宅では減免の事例があり、住宅使用料及び敷金の減免の内容についてホームページ等でわかりやすく

周知することに改善の余地がある。

【 意 見 】

イ 市条例第 16 条の減免の適用を受ける対象者のうち 34 名は、平成 21 年度から平成 23 年度まで継続して同じ減免措置を受けている。「長野市営住宅の家賃又は敷金の減免又は徴収猶予に関する事務取扱基準」では、長期にわたって減免が必要と思われる場合は、必要に応じて低家賃住宅への住み替えを指導するとしている。また、生活保護を受けていない場合は、生活保護受給について福祉事務所に相談するように指導するとしている。

低家賃への指導は平成 22 年度で 2 件、平成 23 年度で 2 件の事例があった。家賃の未収が発生した場合に生活保護受給の申請を指導する対応事例があったが、申請者の家庭状況及び生活状況を調査の上、積極的に相談、指導することが望ましい。

【 意 見 】

ウ 市条例 41 条適用によるグルーホーム事業への目的外使用について平成 21 年度で 2 件、平成 22 年度で 2 件、平成 23 年度で 4 件であった。使用状況は増えてきたが空き家対策を含め長野市の持っている住宅ストックの利用について経済性、効率性、有効性の点から使用を更に促進すべきである。

【 意 見 】

エ 長野県暴力団排除条例では契約を締結するにあたり、相手方に暴力団員ではない旨の事項を表明させ、「この表明に背いた場合は無催告の解除の異議を申し立てることなく応じる」、「解除に伴う損害は自ら負う」ことを確約するなど暴力団員との契約の禁止等の規定を定めている。暴力団等反社会的勢力の相手方の素性を見抜き関係を持たないようにする効果があると判断されるので入居者の誓約書に暴力団排除条項を追加することが好ましい。

9. 下水道使用料

(1) 概要

長野市の下水道は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備事業により、全戸水洗化を目指している。このうち公共下水道事業は、単独公共下水道、千曲川流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道により、整備を進めている。下水道使用料については長野市公共下水道条例第 24 条の 2 に規定する減免制度がある。

単独公共下水道事業は、昭和 6 年に都市計画事業の一環として計画されたが、諸般の事情により中止となった。その後昭和 28 年 3 月に、文化都市・観光都市としての発展を期待し、JR 長野駅から善光寺までの市街地中心部 261.2ha を対象に事業認可を取得、分流式による公共下水道第 1 期計画に着手した。昭和 34 年 11 月には、南部終末処理場が一部完成し、活性汚泥法による高級処理を開始した。

その後、市街地周辺の急速な都市化とそれに伴う河川汚濁に対するため、昭和 49 年 9 月東部終末処理場（東部浄化センター）の新設を含めた事業認可を取得、昭和 56 年 8 月に同処理場を供用開始した。なお、平成 9 年 4 月には、南部終末処理場が老朽化したことからこれを廃止し、東部終末処理場に統合された。現在の計画面積は、犀川以北の 3,221.5ha となっている。

千曲川流域関連公共下水道事業は、下流処理区と上流処理区があり、長野市北部、東部、篠ノ井、川中島、更北、若穂、松代及び豊野地区を対象として、整備面積 6,454.6ha が計画されている。

下流処理区は昭和 61 年 12 月の 190.0ha の事業認可を取得、平成 3 年 3 月に下流処理終末処理場（クリーンピア千曲）を供用開始し、上流処理区は、平成 4 年 7 月に 720.0ha の事業認可を取得、平成 8 年 10 月に上流処理区終末処理場（アクアパル千曲）を供用開始した。なお、旧豊野町の公共下水道事業（計画面積 306.0ha）は、下流処理区に編入し上下水道局でその事業を所管している。

特定環境保全公共下水道事業には飯綱処理区のほか、若穂地区と松代地区の一部を対象にした下流処理区、平成 21 年度より市長部局（産業振興部）より上下水道局へ一元化された、旧戸隠村の戸隠高原処理区と豊岡処理区、旧鬼無里村の鬼無里処理区がある。また、平成 22 年 1 月の合併により、旧信州新町の新町処理区と旧中条村の中条処理区も上下水道局へ移管された。飯縄処理区は、平成 3 年 2 月に 103.0ha の事業認可を取得、平成 8 年 7 月に一部を供用開始した。下流処理区は、平成 10 年 9 月に 75.8ha の事業認可を取得、平成 12 年 11 月に一部を供用開始した。戸隠高原処理区は、平成 4 年 1 月に 85.0ha の事業認可を取得、平成 8 年 3 月に一部を供用開始した。豊岡処理区は、平成 8 年 10 月に 49.0ha の事業認可を取得、平成 11 年 3 月に一部を供用開始した。鬼無里処理区

は、平成 7 年 1 月に 49.0ha の事業認可を取得、平成 10 年 3 月に一部を供用開始した。新町処理区は、平成 6 年 12 月に 49.0ha の事業認可を取得、平成 14 年 4 月に一部を供用開始した。中条処理区は、平成 9 年 12 月に 57.0ha の事業認可を取得、平成 14 年 9 月に一部を供用開始した。計画面積は合計で 1,276.5ha となっている。

農業集落排水事業は、平成 6 年に信田東部地区を供用開始してから、平成 19 年に山布施地区を供用開始するまで、22 地区の整備を完了した。浄化槽整備事業は、市が設置管理する戸別浄化槽事業が、平成 7 年に鬼無里地区で開始され、平成 23 年度から、下水道事業の計画区域外の長野市全区域に拡大して実施している。また、市が補助金を交付して設置を支援する設置補助制度（合併処理浄化槽設置事業補助金・環境部所管）が旧長野、豊野、大岡地区で実施されてきた。

平成 23 年度末における下水道の普及率は長野市全体で 93.5%となっている。

①現行下水道使用料

(1 ヶ月につき)

種別	基本使用料		超過使用料	
	汚水排除量	使用料(円)	汚水排除量	使用料(円)
一般汚水	8 立方メートルまで	1,420.65	立方メートル (5～ 8)	(162.75)
			9～20	162.75
			21～50	185.85
			51～100	217.35
			101～300	247.8
			301～500	275.1
			501 以上	296.1
別荘汚水	10 立方メートルまで	1,746.15	(6～ 10)	(162.75)
			11～20	162.75
			21～50	185.85
			51～100	217.35
			101～300	247.8
			301～500	275.1
公衆浴場汚水	8 立方メートルまで	1,060.5	(5～ 8)	(22.05)
			9～1,200	22.05
			1,201 以上	42

注) 下水道使用料は、上記表に基づき算出した基本使用料と超過使用料の合計額とする。

ただし、使用日数が 15 日以下のときの基本使用料は、一般汚水 4 m³まで 709.8 円、別荘汚水 5 m³まで 872.55 円、公衆浴場汚水 4 m³まで 530.25 円とし、超過使用料は括弧内に掲げる汚水排水量まで括弧内に定める使用料を適用する。

平成 18 年 6 月 1 日施行 改定率 平均 8.00%。

生活保護世帯は、昭和 62 年 4 月 1 日から全額免除。

②年度別件数、汚水量、使用料の推移（税抜）

（単位：m³、%、円）

区分 用途	年度	排水件数		有収汚水量		調定金額	
		件数	対前年比	汚水量	対前年比	使用料	対前年比
一般 家事用	19	115,493	103.56	24,212,709	103.09	4,275,786,513	105.25
	20	120,218	104.09	24,624,300	101.70	4,354,732,561	101.85
	21	129,433	107.67	26,348,910	107.00	4,647,120,912	106.71
	22	134,006	103.53	27,358,913	103.83	4,815,444,340	103.62
	23	137,658	102.73	27,524,136	100.60	4,861,975,458	100.97
業務用	19	8,889	104.90	8,065,903	100.70	1,893,685,019	102.47
	20	9,051	101.82	8,150,037	101.04	1,907,407,189	100.72
	21	8,945	98.83	8,437,729	103.53	1,995,526,401	104.62
	22	8,921	99.73	8,793,536	104.22	2,093,727,305	104.92
	23	8,978	100.64	8,766,336	99.69	2,068,540,135	98.80
公衆 浴場用	19	7	77.78	34,474	88.38	808,151	85.96
	20	8	114.29	30,481	88.42	718,925	88.96
	21	7	87.50	32,980	108.20	782,782	108.88
	22	7	100.00	30,436	92.29	713,674	91.17
	23	6	85.71	28,558	93.83	664,945	93.17
合計	19	124,389	103.65	32,313,086	102.47	6,170,279,683	104.38
	20	129,277	103.93	32,804,818	101.52	6,262,858,675	101.50
	21	138,385	107.05	34,819,619	106.14	6,643,430,095	106.08
	22	142,934	103.29	36,182,885	103.92	6,909,885,320	104.01
	23	146,642	102.59	36,319,030	100.38	6,931,180,538	100.31

*1. 平成 21 年度から特環・農集排・小規模排水・浄化槽等を含む。

*2. 件数は年度末の排水件数。

③生活保護受給者の減免額

減免認定方法は下水道使用料減免申請書及び生活保護受給証明書により認定。

減免解除は各課連絡一覧表（厚生課発行）により確認し解除。

年 度	生 活 保 護 受 給 者 分		
	年間延べ件数	年間汚水量 (m ³)	年間金額 (税込 : 円)
平成 21 年度	5,367	104,723	21,594,226
平成 22 年度	6,582	130,254	26,590,527
平成 23 年度	7,467	143,660	30,536,060

④災害に伴う避難者の水道料金等の免除

長野市地域防災計画に定める避難計画に基づき、避難のための立ち退き勧告又は指示された者で、一時的に長野市水道給水区域又は下水道排水区域緊急避難した者の水道料金等が免除される。免除対象は長野市水道事業給水条例第 32 条、長野市公共下水道条例第 24 条の 2、長野市農業集落排水処理施設の管理に関する条例第 13 条、戸別浄化槽の管理に関する条例第 13 条の規定に基づく水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び戸別浄化槽使用料である。

東日本大震災の避難者（栄村からの避難者も含む）に対し「激甚災害等に伴う避難者に対する水道料金等の減免に関する取扱要領」による上下水道料金の全額免除

減免対象世帯

【平成 24 年 3 月 31 日現在】

住宅区分	入居中世帯数	転出世帯数	延べ世帯数
市営住宅	26	8	34
県営住宅	9	8	17
県住宅供給公社	3	0	3
雇用促進住宅	4	1	5
その他	28	11	39
合計	70	28	98

減免金額 (平成 23 年度分) (税別)

上水料金	1,306,804 円
下水使用料	1,599,488 円
合計金額	2,906,292 円

(2) 監査の結果等

①実施した監査手続

平成 21 年度から平成 23 年度の生活保護法による下水道使用料の減免申請書及び激甚災害等に伴う避難者の水道料金、東日本大震災などの災害減免について「激甚災害等に伴う避難者に対する水道料金等の減免に関する取扱要領」に従って水道料金及び公共下水道等使用料等免除申請書及び関係書類を閲覧し、必要に応じ減免手続きについて担当者に質問し検証した。

②実施した監査の結果等

【 指 摘 】

ア 使用料の減免については、長野市公共下水道条例第 24 条の 2 に規定する所である。運用については災害に関する減免については「災害に伴う避難者の水道料金等の免除に関する取扱要領」や「激甚災害等に伴う避難者の水道料金等免除に関する取扱要領」に定められた手順に従って実施されている。一方、生活保護世帯の下水道使用料の減免については、下水道使用料減免申請書と生活保護受給証明書の確認により実施されていた。他の減免の取り扱いと同様に取扱要綱等を定め目的、免除の対象者、免除額、免除申請、免除期間を明確にすべきである。

【 意 見 】

イ 生活保護世帯の水道料については減免の実施はされていない。生活保護世帯の減免については各市で取扱いは様々である。下水道使用料については、生活保護世帯の生活扶助、第 2 類費に含まれ支給される考え方もあり、下水道使用料の減免措置が講じられていない市町村も見受けられるため、公平性の観点から生活保護世帯の減免の運用について検討の余地がある。

10. 下水道事業受益者負担金及び分担金

(1) 概要

受益者負担金は、下水道が整備されることにより、下水道が整備されていない地区と比べ、土地の利便性が上がるなど、受益の範囲が限定される。建設費についても多額の税金が投入されることから、下水道未整備地区との公平を保つため、下水道整備区域内の土地所有者が事業費の一部を負担する制度である。長野市では昭和 46 年以降実施されている。同様に長野市と特定環境保全公共下水道事業の排水区域内に建物を所有する者に負担を求めるものとして下水道事業受益者分担金がある。

同様に特定環境保全公共下水道事業等の排水区域内に建物等を所有する者に負担を求めるものとして下水道事業受益者分担金がある。

対象地や受益者の状況により、一定期間負担金や分担金の徴収を猶予する制度と対象地の用途等により、負担金及び分担金の全部または所定の割合により一部を減免する制度がある。

①受益者負担金

都市計画下水道事業の排水区域内の土地所有者（受益者）を対象に事業費の一部の負担を求めるもの。（都市計画法第 75 条／長野都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 昭和 46 年 6 月 30 日制定）

$$\text{負担金額} = \text{単位負担金額} \quad 1 \text{ 平方メートル当たり} \quad 290 \text{ 円} \times \text{土地面積}$$

ア 受益者負担金の賦課状況と減免額 (単位：m²、%、人、円、件)

年度	賦課面積 (受益地)	受益者	負担金総額 (E)	減免(F)		(F) (E)	負担金決定額 (E)－(F)	申告 件数
				件数	金額			
46～ 8	21,953,108	36,807	5,455,407,702	4,283	645,198,911	11.8	4,810,208,791	6,056
9	902,121	1,295	261,615,160	111	15,969,720	6.1	245,645,440	293
10	781,743	1,585	226,705,500	82	10,893,350	4.8	215,812,150	302
11	1,194,195	2,648	342,928,440	156	24,517,110	7.1	318,411,330	596
12	1,539,733	2,132	446,522,450	52	126,344,900	28.3	320,177,550	308
13	1,406,833	2,296	346,307,500	45	35,019,984	10.1	311,287,516	264
14	935,032	2,026	267,432,100	16	7,349,260	2.7	260,082,840	109
15	1,132,313	1,539	282,724,580	18	44,820,570	15.9	237,904,010	245
16	1,321,168	2,361	364,552,200	26	5,584,020	1.5	358,968,180	378
17	2,030,270	3,931	586,408,290	40	11,155,420	1.9	575,252,870	475
18	3,419,092	5,674	990,707,937	95	42,230,322	4.3	948,477,615	764

19	3,113,682	4,327	902,183,412	122	63,753,167	7.1	838,430,245	448
20	2,845,952	4,790	825,303,611	144	79,542,937	9.6	745,760,674	503
21	3,308,846	4,471	959,543,889	177	189,109,416	19.7	770,434,473	474
22	2,140,945	2,916	620,860,485	113	69,707,883	11.2	551,152,602	602
23	2,261,266	2,852	655,765,247	192	89,476,303	13.6	566,288,944	511

※減免とは、公共施設等に係る負担金の減免又は免除をいう。

イ 受益者負担金の収納状況

年 度	調 定		収 入		未 収		収納率 (金額比)
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
過年度 (H16～ 22)	430,887	3,488,189,030	427,360	3,462,488,039	3,527	25,700,991	99.26
現年度 (H23)	62,712	570,598,160	57,648	529,464,450	5,064	41,133,710	92.79
合 計	493,599	4,058,787,190	485,008	3,991,952,589	8,591	66,834,701	98.35

②受益者分担金

公共下水道の整備区域内の土地所有者（受益者）を対象の事業費に一部の負担を求めるもの。（地方自治法第 224/長野市公共下水道事業受益者分担金徴収条例 平成 7 年 3 月 30 日制定）

分担金額＝単位分担金額 1 平方メートル当たり 180 円×土地面積のほか区域ごとに単位分担金額を設定

ア 受益者分担金の賦課状況と減免額 (単位：m²、%、人、円、件)

年度	賦課面積 (受益地)	受益者	分担金総額 (E)	減免(F)		(F) (E)	分担金決定額 (E)－(F)	申告件数
				件数	金額			
8～ 17	506,372	305	86,690,180	13	4,470,053	5.2	82,220,127	50
18	10,081	13	1,725,410	0	0	0.0	1,725,410	2
19	13,258	11	2,777,248	1	411,210	14.8	2,366,038	1
20	41,656	65	10,366,176	16	606,756	5.9	9,759,420	10
21	78,649	125	20,481,744	15	407,422	2.0	20,074,322	12

22	18,000	39	4,611,999	6	49,749	1.1	4,562,250	12
23	80,359	105	22,013,304	22	4,322,996	19.6	17,690,308	26

イ 受益者分担金の収納状況

年 度	調 定		収 入		未 収		収納率 (金額比)
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
過年度 (H7～22)	4,783	58,369,710	4,663	55,572,900	120	2,796,810	95.21
現年度 (H23)	2,018	29,515,590	1,901	27,748,660	117	1,766,930	94.01
合 計	6,801	87,885,300	6,564	83,321,560	237	4,563,740	94.81

③下水道事業受益者負担金（分担金）の減免について

ア 長野都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

（負担金の減免）

第8条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 管理者は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者
- (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
- (3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者
- (4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
- (5) 事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者
- (6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

イ 長野市公共下水道事業受益者分担金徴収条例

（分担金の減免）

第9条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地又は建物については、分担金を徴収しないものとする。

- 2 管理者は、次の各号に掲げる受益者の分担金を減免することができる。
- (1) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地又は建物に係る受益者
 - (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地又は建物に係る受益者
 - (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に基づく生活保護を受けていることその他これに準ずる経済的事実があると認められる受益者
 - (4) 長野市公共下水道事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者
 - (5) その他分担金を減免する特別な事情があると認められる土地又は建物に係る受益者

ウ 長野市公共下水道事業受益者負担金等徴収規程

（負担金等の減免）

第 10 条 負担金等の減免を受けようとする者は、公共下水道事業受益者負担金等減免申請書（様式第 3 号）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその適否を審査し、その結果を公共下水道事業受益者負担金等減免（不承認）決定通知書により通知するものとする。
- 3 負担金等の減免の割合は、別表第 2 のとおりとする。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、管理者は、国又は地方公共団体が公共の用等に供している土地に係る負担金等の減免については、受益者の申請によらないで減免することができるものとする。

別表第 2（第 10 条関係）

区分	用途	減免の割合等
1 国又は地方公共団体が右欄に掲げるものの用に供し、又は供することを予定している土地	(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（以下「学校」という。）又は同法第 124 条に規定する専修学校（以下「専修学校」という。）	50% (幼稚園又はグラウンドにあつては、100%)
	(2) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業に関する施設	100%
	(3) 病院又は診療所	25%

	(4) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 5 項から第 7 項までに規定する墓地、納骨堂又は火葬場	100%
	(5) 図書館、公民館、体育館、博物館、児童館、動物園等	50%
	(6) 道路、公園、河川、水路等	100%
	(7) 刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院等の警察・法務収容施設	75%
	(8) 裁判所、県庁、警察署、市役所等の庁舎	50%
	(9) 消防団又は水防団の器材倉庫等	100%
2 国又は地方公共団体の経営する企業がその事業の用に供している土地		25% (軌道敷地にあつては、100%)
3 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく生活保護を受けていることその他これに準ずる経済的事実があると認められる受益者が所有し、又は使用している土地		75%以上の割合で管理者が別に定める割合
4 事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者が所有し、又は使用している土地		管理者が別に定める割合
5 その他右欄に掲げる土地	(1) 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人又は同法第 64 条第 4 項に規定する法人が学校又は専修学校の用に供している土地	50% (幼稚園又はグラウンドにあつては、100%)

	(2) 社会福祉法人が開設する社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業に関する施設の用に供している土地	100%
	(3) 国又は地方公共団体以外の者が開設する医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の用に供している土地	25%
	(4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内地（営業用建物、居住用の建物等を除く。）	100%
	(5) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第5項に規定する墓地又は同条第6項に規定する納骨堂の用に供している土地	100%
	(6) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供している土地のうち、線路設備、電路設備又は駅前広場の用に供している土地	100%
	(7) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）又は長野市文化財保護条例（昭和51年長野市条例第74号）の規定により指定された文化財又は当該文化財の保存のための施設の用に供している土地	100%
	(8) 自治会等が地域公民館、集会場、広場等の施設の用に供している土地	100%
	(9) 私道のうち、公衆の交通の用	100%

	に供している土地	
	(10) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為等により設置された下水道施設が無償で寄附された場合における当該開発行為等の区域内の土地	100% (ただし、管理者が算定した寄附物件の額が負担金等の額に満たない場合は、当該寄附物件の額)
	(11) その他減免の必要があると管理者が認める土地	管理者が別に定める割合

エ 下水道事業受益者負担金（分担金）の減免

平成 21 年度賦課 下水道事業受益者負担金・分担金の減免内訳

減免区分	負担金			分担金			合計			備考
	件数	減免面積(㎡)	減免金額(円)	件数	減免面積(㎡)	減免金額(円)	件数	減免面積(㎡)	減免金額(円)	
別表第2区分1(1)	10	62,347.29	12,293.373				10	62,347.29	12,293.373	学校
別表第2区分1(2)	5	4,926.00	1,428,540				5	4,926.00	1,428,540	社会福祉事業
別表第2区分1(3)	2	39,577.61	2,869,376				2	39,577.61	2,869,376	病院
別表第2区分1(5)	2	3,412.94	494,876				2	3,412.94	494,876	公民館等
別表第2区分1(6)	11	272,363.63	78,985,450				11	272,363.63	78,985,450	公園等
別表第2区分1(8)	12	31,149.86	4,516,725				12	31,149.86	4,516,725	庁舎等
別表第2区分3	1	575.20	166,808				1	575.20	166,808	生活保護受給
別表第2区分5(1)	3	3,843.00	1,114,470				3	3,843.00	1,114,470	幼稚園
別表第2区分5(2)	43	36,823.74	10,678,870				43	36,823.74	10,678,870	社会福祉事業
別表第2区分5(4)	105	47,636.70	13,814,623				105	47,636.70	13,814,623	境内地
別表第2区分5(6)	4	38,286.00	11,102,940				4	38,286.00	11,102,940	鉄道事業用地
別表第2区分5(7)	3	13,004.00	3,771,160				3	13,004.00	3,771,160	文化財
別表第2区分5(8)	62	16,630.92	4,822,949	1	283.43	82,194	63	16,914.35	4,905,143	地域公民館等
別表第2区分5(9)	103	5,645.17	1,637,064	3	64.20	18,618	106	5,709.37	1,655,682	公衆用道路等
別表第2区分5(10)	820	141,413.23	41,009,538				820	141,413.23	41,009,538	開発行為
別表第2区分5(11)	16	4,652.37	402,654	13	21,145.68	306,610	29	25,798.05	709,264	その他
合計	1,202	722,287.66	189,109,416	17	21,493.31	407,422	1,219	743,780.97	189,516,838	

* 上記減免金額は、個々の土地ごとに計算したものを集計しているため、上記面積に290/㎡を乗じても誤差が生じる。

平成 21 年度賦課 下水道事業受益者負担金の徴収猶予について

徴収猶予 310 筆 150,888.16 m²

徴収猶予金額 43,757,550 円

徴収猶予の内訳

徴収猶予区分	件数	面積 (m ²)	徴収猶予金額 (円)
係争中のため	2	642.43	186,304
宅地化まで (農地、鉄塔敷)	259	114,174.25	33,110,529
袋地	32	9,893.49	2,869,104
その他 (工場立地法による緑地等)	17	26,177.99	7,591,613
合計	310	150,888.16	43,757,550

* 上記徴収猶予金額は、個々の土地ごとに計算したものを集計しているため、上記面積に 290 円/m²を乗じても誤差が生じる。

受益者分担金 なし

平成 22 年度賦課 下水道事業受益者負担金・分担金の減免内訳

減免区分	負担金			分担金			合計			備考
	件数	減免面積(m ²)	減免金額(円)	件数	減免面積(m ²)	減免金額(円)	件数	減免面積(m ²)	減免金額(円)	
別表第2区分1(1)	6	61,101.12	13,024,062				6	61,101.12	13,024,062	学校
別表第2区分1(2)	19	13,564.91	3,933,822				19	13,564.91	3,933,822	社会福祉事業
別表第2区分1(5)	9	6,490.18	941,076				9	6,490.18	941,076	公民館等
別表第2区分1(6)	25	117,261.31	34,005,777				25	117,261.31	34,005,777	公園等
別表第2区分1(8)	2	467.33	67,763				2	467.33	67,763	庁舎等
別表第2区分1(9)	1	495.86	143,799				1	495.86	143,799	消防団詰所等
別表第2区分3	1	479.67	139,104				1	479.67	139,104	生活保護受給
別表第2区分5(1)	14	4,425.55	1,283,407				14	4,425.55	1,283,407	幼稚園
別表第2区分5(2)	4	2,835.92	822,416				4	2,835.92	822,416	社会福祉事業
別表第2区分5(4)	34	42,386.62	12,292,114				34	42,386.62	12,292,114	境内地
別表第2区分5(8)	41	4,222.40	1,224,483				41	4,222.40	1,224,483	地域公民館等
別表第2区分5(9)	85	3,658.67	1,060,992				85	3,658.67	1,060,992	公衆用道路
別表第2区分5(11)	6	2,975.66	769,068	6	5,527.50	49,749	12	8,503.16	818,817	その他
合計	247	260,365.20	69,707,883	6	5,527.50	49,749	253	265,892.70	69,757,632	

* 上記減免金額は、個々の土地ごとに計算したものを集計しているため、上記面積に290/m²を乗じても誤差が生じる。

平成22年度賦課 下水道事業受益者負担金の徴収猶予について

1 徴収猶予地	229筆	100,131.92㎡		
2 徴収猶予金額	29,038,249円			
3 徴収猶予申請書	別紙のとおり			
4 徴収猶予の内訳				
	徴収猶予区分	件数	猶予面積(㎡)	徴収猶予金額(円)
	宅地化まで(農地、鉄塔敷)	215	97,100.09	28,159,022
	袋地	14	3,031.83	879,227
	合計	229	100,131.92	29,038,249
	* 上記徴収猶予金額は、個々の土地ごとに計算したものを集計しているため、上記面積に290/㎡を乗じて誤差が生じる。			
	受益者分担金	なし		

平成 23 年度賦課 下水道事業受益者負担金・分担金の減免内訳

減免区分	負担金			分担金			合計			備考
	件数	減免面積(㎡)	減免金額(円)	件数	減免面積(㎡)	減免金額(円)	件数	減免面積(㎡)	減免金額(円)	
別表第2区分1(1)	10	127,742.65	27,374,789				10	127,742.65	27,374,789	学校
別表第2区分1(2)	27	15,051.29	4,364,868	2	6,512.00	1,888,480	29	21,563.29	6,253,348	社会福祉事業
別表第2区分1(5)	1	1,170.00	339,300				1	1,170.00	339,300	体育館等
別表第2区分1(6)	7	52,880.16	15,335,243				7	52,880.16	15,335,243	公衆用道路、公園等
別表第2区分1(8)	26	8,587.04	2,289,568	6	1,603.50	465,015	32	10,190.54	2,754,583	庁舎等
別表第2区分1(9)	1	3.76	1,090				1	3.76	1,090	消防団詰所等
別表第2区分2	2	250.50	72,646				2	250.50	72,646	配水施設等
別表第2区分5(1)	9	4,797.04	1,391,140				9	4,797.04	1,391,140	幼稚園
別表第2区分5(2)	14	7,120.39	2,064,911	7	5,379.12	1,559,943	21	12,499.51	3,624,854	社会福祉事業
別表第2区分5(4)	53	51,038.18	14,801,065				53	51,038.18	14,801,065	境内地
別表第2区分5(5)	2	1,674.00	485,460				2	1,674.00	485,460	墓地
別表第2区分5(6)	7	1,896.44	549,964				7	1,896.44	549,964	線路設備等
別表第2区分5(7)	2	52,736.54	15,293,596				2	52,736.54	15,293,596	文化財等
別表第2区分5(8)	58	7,799.33	2,261,792	6	958.48	277,957	64	8,757.81	2,539,749	地域公民館等
別表第2区分5(9)	75	3,546.22	1,028,377	1	152.00	27,360	76	3,698.22	1,055,737	公衆用道路等
別表第2区分5(11)	100	6,284.19	1,822,494	14	1,325.66	104,241	114	7,609.85	1,926,735	その他
合計	394	342,578	89,476,303	36	15,931	4,322,996	430	358,508	93,799,299	
	* 上記減免金額は、個々の土地ごとに計算したものを集計しているため、上記面積に290/㎡を乗じて誤差が生じる。									

平成23年度賦課 下水道事業受益者負担金の徴収猶予について

1	徴収猶予地	303筆	92,035.48㎡		
2	徴収猶予金額		26,690,280円		
3	徴収猶予申請書	別紙のとおり			
4	徴収猶予の内訳				
	徴収猶予区分	件数	猶予面積(㎡)	徴収猶予金額(円)	
	宅地化まで(農地、鉄塔敷)	269	76,760.43	22,260,522	
	袋地	20	6,536.16	1,895,482	
	係争中	1	335.00	97,150	
	その他(相続者未確定・工場立地法による生産緑地等)	13	8,403.89	2,437,126	
	合計	303	92,035.48	26,690,280	
* 上記徴収猶予金額は、個々の土地ごとに計算したものを集計しているため、上記面積に290/㎡を乗じても誤差が生じる。					
	受益者負担金	302	91,209.48	26,450,740	
	受益者分担金	1	826.00	239,540	

取消し年度	猶予決定年度	対象地	取消し面積(㎡)	取消し金額(円)	取消し事由
平成21年度	平成18年度	若穂綿内8048番地1	288.99	83,800	宅地化したため(排水設備工事の申請書提出)
平成22年度	平成13年度	大字北尾張部562番地2	307.00	89,030	宅地化したため(本人からの申し出)
平成23年度	平成4年度	大字高田691番地28 外2筆	547.27	158,700	納入の申出があったため(徴収猶予地現況申告書の提出)

(2) 監査の結果等

①実施した監査手続

平成23年度分の下水道事業受益者負担金(分担金)の減免430件の起案手続きについて、うち7件をサンプリングにより公共下水道受益者負担金等減免申請書等を閲覧し事務手続きについて検証した。また徴収猶予手続きについては5件のサンプリングにより検証した。また、平成23年度分の下水道事業受益者負担金及び分担金の不納欠損処分343件について収納状況の資料及び担当者に質問し検証した。

②実施した監査の結果等

【 意 見 】

受益者分担金について平成 15 年度、16 年度の不納欠損が 4 件あった。時効完成（5 年）から速やかに不納欠損処理がなされなかった経緯を検証し、今後同様の事案が発生しないための参考とすべきである。

Ⅲ 固定資産税の非課税・免税等

1. 固定資産税の概要

(1) 課税の概要

固定資産税は、地方税法により、土地・家屋・償却資産を総称する固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課すると定められており、毎年1月1日を賦課期日として、所有者に対してその固定資産の価格をもとに算定される税額を賦課するものである。

なお、本章では前述した土地・家屋・償却資産の内、土地及び家屋についての監査報告であり、償却資産については、次章においてその監査内容について述べる。

(2) 用語の意義

地方税法第341条では、固定資産税について、それぞれの用語の意義について、以下のとおり定めている。

- 1 固定資産 土地、家屋及び償却資産を総称する。
- 2 土地 田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。
- 3 家屋 住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫その他の建物をいう。
- 4 償却資産 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいう。ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。
- 5 価格 適正な時価をいう。
- 6 基準年度 昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度をいう。
- 7 第2年度 基準年度の翌年度をいう。
- 8 第3年度 第2年度の翌年度（昭和33年度を除く。）をいう。

9 固定資産課税台帳

土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳を総称する。

10 土地課税台帳

登記簿に登録されている土地について地方税法第 381 条 1 項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

11 土地補充課税台帳

登記簿に登録されていない土地でこの法律の規定によって固定資産税を課することができるものについて地方税法第 381 条 2 項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

12 家屋課税台帳

登記簿に登録されている家屋（建物の区分所有等に関する法律第 2 条 3 項の専有部分の属する家屋（同法第 4 条 2 項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下「区分所有に係る家屋」という。）の専有部分が登記簿に登録されている場合においては、当該区分所有に係る家屋とする。以下固定資産税について同様とする。）について地方税法第 381 条 3 項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

13 家屋補充課税台帳

登記簿に登録されている家屋以外の家屋でこの法律の規定によって固定資産税を課することができるものについて地方税法第 381 条 4 項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

14 償却資産課税台帳

償却資産について地方税法第 381 条 5 項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

上記のとおり用語の説明が法文上において説明されているが、この用語の定義は重要な意味を有している。

（3）納税義務者

①納税義務者の定義

地方税法第 343 条により、固定資産税の納税義務者については、原則として固定資産の所有者（質権又は 100 年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。）課すると規定している。

さらに、所有者について、土地の場合には、登記簿又は土地補充課税台帳に登

記又は登録されている者をいい、家屋の場合には、登記簿又は家屋補充課税台帳に登記又は登録されている者をいう。また、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が賦課期日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている地方税法第 348 条第 1 項の者が賦課期日前に所有者でなくなっているときは、賦課期日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうとされており、長野市市税条例第 53 条においても、同様に定義されている。

この他にも、震災、風水害、火災その他の事由によって所有者の所在が不明の場合の措置として、その使用者を所有者とみなす、みなし規定も定義されている。

このみなし規定によるみなす所有者とは以下のとおりである。

- ア 震災、風水害、火災その他の事由により所有者の所在が不明の場合（長野市市税条例第 53 条 4 項）
- イ 土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る仮換地等（長野市市税条例第 53 条 5 項）
- ウ 家屋の附帯設備であつて、当該家屋の所有者以外のその者が事業の用に供するため取り付けられたもので、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの（長野市市税条例第 53 条 6 項）

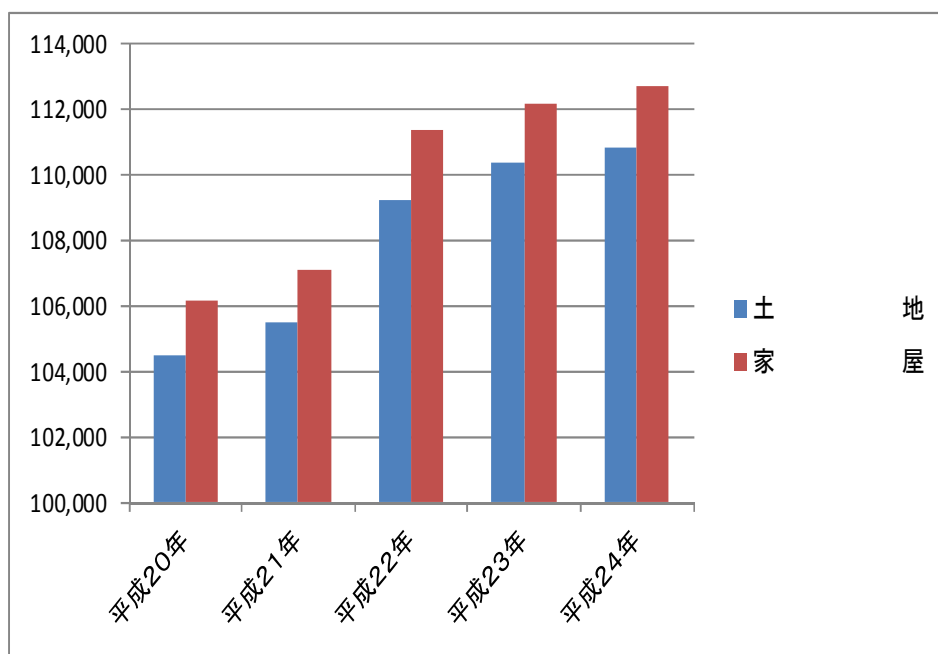
②過去 5 年間納税義務者推移

次表にて分かるように、過去 5 年間においては、土地・家屋共に毎年納税者数は伸びを示しており、平成 20 年度に対して、平成 24 年度の当初納税者数は約 12,800 人、約 6%の伸びを示していることが分かる。

過去5年間土地・家屋固定資産税当初納税者推移

(単位:人)

区分	年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
土	地	104,479	105,450	109,200	110,324	110,829
家	屋	106,153	107,097	111,332	112,148	112,699
合	計	210,632	212,547	220,532	222,472	223,528



(4) 固定資産税の賦課期日

地方税法第 359 条・長野市市税条例第 66 条

「固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日とする。」

「賦課期日」とは、その日現在で 1 年度分の納税義務者、課税客体等の課税要件を確定させる日の事をいう。よって地方税法第 359 条では、固定資産税の納税義務者は賦課期日 (1 月 1 日) 時点において、土地にあつては土地登記簿に、家屋にあつては建物登記簿に所有者として登記されている者等と規定されている。

このような方法がとられている理由は、課税期間の途中において所有者や課税

客体の変更があった場合に、納税義務者や課税標準額等を変更すると複雑になるばかりか、徴税コストが上昇することを防止することによると考えられる。従って、各年度において納税義務者は 1 人しか存在せず、たとえその年の途中で所有者が変更になったとしても、その納税義務者は変更されない。

賦課期日だけで固定資産税が課税されるのは、所有権の移転等があったときは納得できないとの声を聞くこともあるが、仮に土地などの所有権移転後の所有者に課するとすれば、複雑な事実関係に介入せざるを得なくなり、事実上賦課期日において真の所有者に課税するという所有関係の把握は不可能になる。

固定資産税の対象となる不動産の売買に伴い、売買契約などで所有期間に応じた固定資産税等、税額を按分する事例も見受けられるが、これはあくまでも当事者間の約束にとどまり、この税額の精算額は、国税においてもその不動産の売買価格の上乗せ分として認識しているにすぎないのである。

固定資産税の課税客体たる土地・家屋に賦課期日を過ぎて変更があったとしても、賦課期日が 1 月 1 日と定められている以上は、1 月 1 日の現況によって課税されるものである。従って、賦課期日における現況が畑であれば、登記地目が田となっていたとしても、畑の課税をなされ、その土地が 4 月 1 日に宅地に現況変化したとしても、その年度は畑の課税が宅地に変更されることはない。同様に、仮に 3 月 31 日に家を取り壊したとしても、賦課期日における所有者に 1 年度分の納税義務が発生することになる。

(5) 固定資産税の納期

固定資産税の納期については、地方税法第 362 条を根拠に、長野市市税条例第 67 条 1 項において次のとおり定められている。

第 1 期	4 月 16 日から同月 30 日まで
第 2 期	7 月 16 日から同月 31 日まで
第 3 期	12 月 16 日から同月 28 日まで
第 4 期	翌年 2 月 16 日から同月末日まで

なお、特別の事情がある場合において、定めた納期により難しいと認められるときは、上記の納期にかかわらず、別に納期を定めることができると規定し、過去より平成 24 年度までの第 1 期納期については、上記に定めた納期によることなく、事務処理の都合上、別の納期を定めている。事務実態と条例上の納期との誤差が生じていることに対して、平成 24 年度中に開催の議会において条例改正され、平成 25 年 1 月 1 日の施行で、「第 1 期 4 月 16 日から同月 30 日まで」を、「第 1 期 5 月 16 日から同月 31 日まで」に改めている。この改正によっ

て、事務実態は条例に合致することとなった。

(6) 固定資産税の免税点

免税点とは、徴税の合理化を図る観点から、所有する固定資産課税標準額の合計が一定の額に満たない場合について課税することができないものである。

地方税法第 351 条では、「市町村は、同一の者について当該市町村の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては 30 万円、家屋にあつては 20 万円、償却資産にあつては 150 万円に満たない場合においては、固定資産税を課することはできない。ただし、財政上その他特別の必要がある場合においては当該市町村の条例の定めるところによって、その額がそれぞれ 30 万円、20 万円又は 150 万円に満たないときであっても、固定資産税を課することができる。」と定めている。これに対して、長野市市税条例第 62 条では、「同一の者について市の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき土地にあつては 30 万円、家屋にあつては 20 万円、償却資産にあつては 150 万円に満たない場合においては固定資産税を課さない。」と定めるにとどまり、地方税法第 351 条ただし書きの適用をしていない。

つまり、長野市においては、1 人の者が市内に所有する土地については 30 万円未満、家屋については 20 万円未満、償却資産については 150 万円未満の課税標準額であれば一切課税しないということになる。

※法定免税点

同一人所有の土地・家屋それぞれの課税標準額の合計が以下に満たない場合、課税されない。

土	地	300,000 円
家	屋	200,000 円

2. 課税標準及び税率の概要

(1) 土地・家屋の価格

①適正な時価

固定資産税は、所有する固定資産の資産価値に着目し、「所有」という事実負担税力を認めて課する一種の財産税である。

従って、固定資産税の課税標準は、原則固定資産の価格となるが、地方税法第341条により、適用される価格とは「適正な時価」をいうとされている。この「適正な時価」とは、個々の固定資産の収益性の有無にかかわらず、正常な条件の下において成立する取引価格とされ、客観的な交換価値をいうと解される（最高裁平成10年（行ヒ）第41号同15年6月26日第一小法廷判決）。

地方税法第403条1項では、「市町村長は・・・固定資産評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならない」と規定し、結果、「適正な時価」は固定資産評価基準によって求められた金額という事になる。

②土地の種類

土地は、地方税法上、「田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。」と定義されており、土地の区分によって実態に則した評価方法が定められている。例えば、宅地の評価は、各筆の宅地について評点数を付設し、当該評点数を評点一点当たりの価格に乗じて各筆の価格を求めることとしている。なお、各地目とその内容については次の通り。

	地目名	内 容
1	田	作物を栽培するため、用水を利用して耕作している土地。
2	畑	作物を栽培するため、用水を利用しないで耕作している土地。
3	宅地	固定資産税の課税客体となる家屋の敷地、及びその維持効用を果たすと認められる土地 宅地を家屋の種類に応じて次のとおり分けることができる。 1.住宅用地 (1)専用住宅用地・・・その全部を人の居住の用に供する家屋の敷地。 (2)併用住宅用地・・・その一部を人の居住用に供する家屋の敷地。 ただし、居住部分の家屋の割合が4分の1未満である家屋の敷地は「非住宅用

		地」となる。 2.非住宅用地……人の居住部分がない、または、住居部分が4分の1未満である敷地。なお、家屋の建築途中である敷地も非住宅用地に含む。
4	鉱泉地	鉱泉（温泉を含む）の湧出口及びその維持に必要な土地。
5	池沼	灌漑用水ではない池や沼。
6	山林	耕作の方法によらないで、竹木の生息する土地。
7	牧場	家畜を放牧する土地。
8	原野	雑草、かん木類が自生する土地。
9	その他の土地 雑種地	上記1～8以外の土地。（具体的には、更地、貸し駐車場、テニスコート等が該当。）

固定資産税の評価上の地目は、土地登記簿上の地目にかかわらず、その年の賦課期日の現況地目によることとなる。また、原則一筆ごとに地目の認定を行うが、一筆が複数の地目に認定される場合には、状況により各地目に分割して評価を行うこととなる。

③宅地の評価方法

価格（評価額）は、「固定資産評価基準」に基づき、売買実例価格をもとに算定した正常売買価格を基礎として求めるが、特に宅地については、地価公示価格等の7割を目途に、路線価を用いる方式で求めている。具体的には以下の通り。

ア 市街地宅地評価法（路線価方式）

「市街地宅地評価法」とは、街路ごとに当該街路に沿接する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価格を表す路線価を付設し、この路線価に基づいて所定の「画地計算法」を適用し、各筆の評点数を求めるものである。

イ その他の宅地評価法（標準宅地比準方式）

「その他の宅地評価法」とは、宅地の沿接する道路の状況、公共施設の接近の状況、家屋の疎密度その他宅地の利用状況がおおむね類似していると思われる地区を区分し、これらの地区ごとに選定した標準的な宅地の評点数に基づいて各筆の評点数を求めるものである。

ウ 長野市の用途地区

平成24年度の評価替えにも考慮された用途地区及び路線本数は次のとおりである。なお、平成21年度に合併した信州新町と中条村の範囲は除いてある。

用途地区	平成 24 基準年度		
	主 要	その他	総 計
繁 華 街	6	9	15
高度商業	8	12	20
普通商業	95	136	231
併用住宅	248	611	859
普通住宅	518	8,982	9,500
大 工 場	57	0	57
中小工場	35	286	321
観光地区	2	2	4
集 団	101	188	289
村 落	200	260	460
総 計	1,270	10,486	11,756

エ 評価手順

a 用途地区の区分

用途地区の区分は、宅地の利用状況が共通な地域を区分すること。路線価を付設するため、また、画地計算法を適用するために必要なもの。

b 街路の状況等による地域の区分

用途地区という大きなグループの区分を、更に「その状況が相当に相違する地域（価格形成要因が概ね同等と認められる地域）」毎に小さなグループに区分する。

c 主要な街路の選定

「主要な街路」とは、各街路に路線価を付設する際の拠点となる街路をいう。鑑定評価書記載の標準価格を基に「その他の街路」の路線価を付設する基礎となるもので、選定を誤ると周辺の状況類似地域との価格バランスが崩れてしまう。

d 標準宅地の選定

標準宅地は、状況類似区分内の評価の均衡、及び周辺の状況類似区分間の評価の均衡を保持するための基礎。主要な街路を選定し、当該街路に沿接する宅地のうちから、奥行・間口・形状等、標準的なものと認められる宅地を選定。

e 主要な街路への路線価の付設

不動産鑑定価格等を活用して標準宅地の適正な時価を評定し、主要な街路に宅地の単位当たり（1 m²当り）の価格を表した路線価を付設。

f 標準宅地の適正な時価の評定

選定された標準宅地について、地価公示等の7割を目途として「標準宅地の適正な時価」を評定。

g その他の街路への路線価の評定

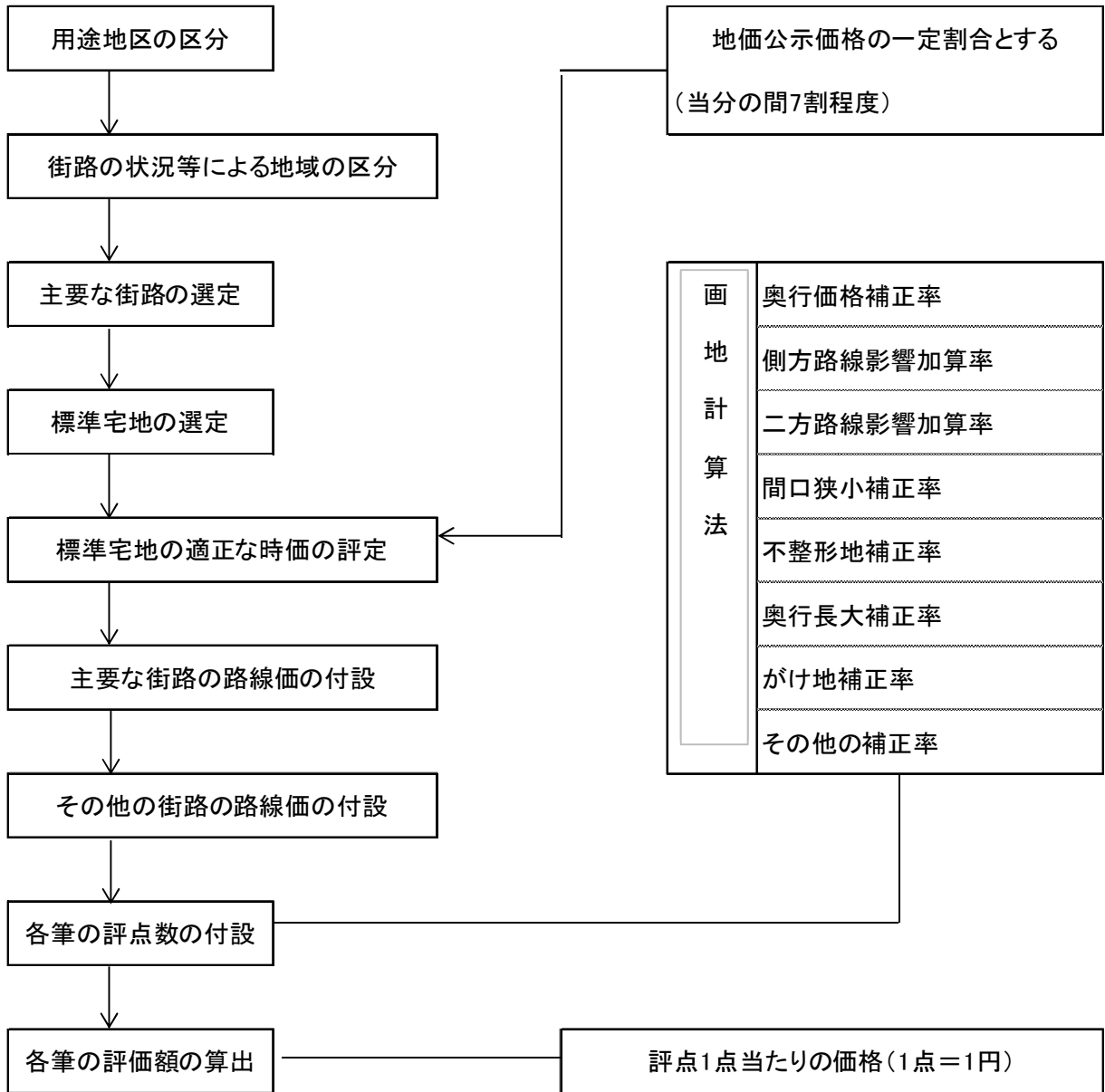
主要な街路の路線価に比準して、その他の街路に路線価を付設。

h 各筆の評点数の付設

路線価を基礎として、その街路に沿接する土地ごとに間口、奥行、形状、利用上の法的制限等の状況に応じた補正率を乗じて1 m²当りの評点数を求める。

i 各筆の評価額の算出

各筆の1 m²当りの価格に地積を乗じて評価額を算出。



④地 積

地積とは、「不動産登記法上の一筆の土地の面積をいう。」と定義されており、固定資産税においても、原則としてその年の賦課期日における土地登記簿に登記されている地積（以下、「登記地積」という。）による。

固定資産評価基準では、登記地積が実測した地積と異なる場合についても「地積の認定」として定めており、登記簿に登記されている地積が現況の地積よりも大きいと認められる場合には、現況の地積によるものとし、現況の地積が登記簿に登記されている地積よりも大きいと認められ、かつ、登記地積による評価が著しく不相当であると認められる場合には、実測した現況の地積による評価ができるものとされている。

⑤家屋の種類

家屋とは、地方税法上、「住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫その他の建物をいう。」と定義されており、「建物」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根、柱、および壁を有し、原則として人間の居住、作業空間、物品の保管等に用いられる建築物のことと定義付けられている。（百科事典より）不動産登記法では、不動産の定義について「土地又は建物をいう」とされており、固定資産税の家屋は、不動産登記法の建物と意義を同じくするものと解される。

⑥家屋の評価額

固定資産税における家屋の評価額は、木造家屋及び木造家屋以外の家屋に区分し、不動産の買入価格や建築価格ではなく、総務大臣が定める「固定資産評価基準」に基づき評点数を付設し、当該評点数に評点 1 点当りの価格を乗じて算出される。

この固定資産評価基準では、一般的な家屋に使用される資材や設備に対して点数が設定された再建築費評点基準表があり、どのような資材、設備がどのくらい施工されているかを家屋調査により確認し、再建築費を基準として評価する方法によっている。この再建築価格方式では、評価の時点で、評価の対象となった家屋について、それと同一の物をその場所に新築するとした場合に必要とされる建築費を求め、経過年数に応じた減価を考慮し、その価格を求める仕組みになっている。

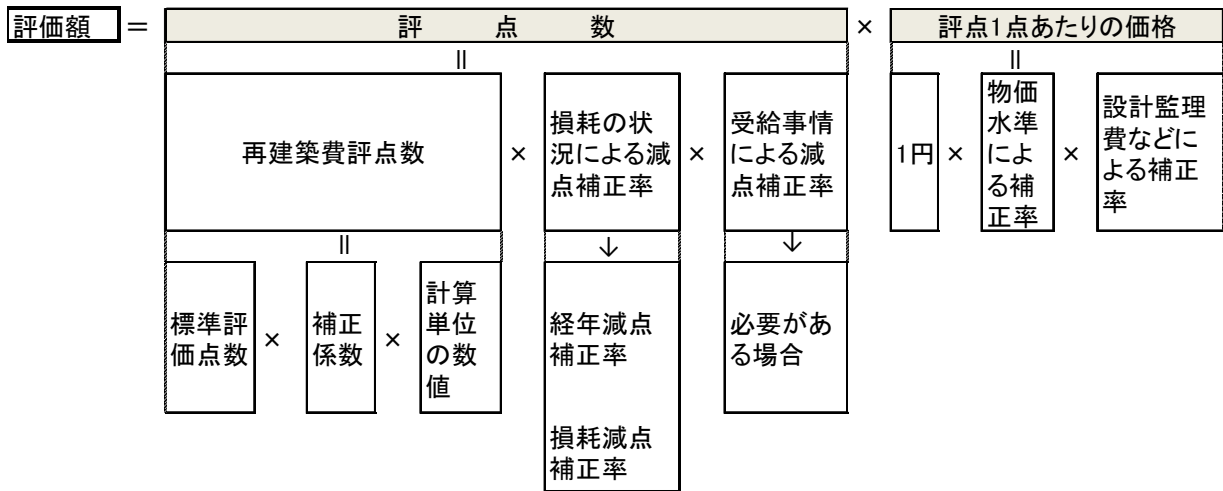
a 再建築評価点数

同一の家屋を新築する場合に必要とされる建築費に見合う評点数。

b 経年減点補正率

建築後の経過年数によって生じる損耗状況による減価に見合う補正率。

家屋の評価方法



(2) 税率

標準税率と課税標準特例・税額特例の比較について

標準税率	課税標準特例・税額特例
<ul style="list-style-type: none"> 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率 財政上その他の必要があると認める場合においてはこれによることを要しない税率 地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率 	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法に基づき特例内容が定められており、地方団体による変更は認められない。 基準財政収入額は地方税法に規定する特例内容に基づき算定。

【参考1】標準税率採用税目で制限税率のあるもの(主なもの)

法人住民税法人税割、事業税、不動産取得税 等
※制限税率・・・税率の上限

【参考2】標準税率採用税目で制限税率のないもの(主なもの)

個人住民税、固定資産税、不動産取得税 等

【参考3】課税標準を下回る税率を定めることについて

・標準税率を下回る税率を定めることについて、地方税法上の制約なし。
・ただし、地方財政法の規定により、一定の税目について標準税率を下回る税率を定めた団体は、建設事業に充当する地方債を起す際に、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けることが必要。

例えば、標準税率並の自由度を有する課税標準特例等(標準税負担軽減措置<仮称>)は考えられないか。

①標準税率

長野市市税条例第 61 条

「固定資産税の税率は 100 分の 1.4 とする。」

固定資産税の税率については、地方税法第 350 条 1 項によって、標準税率を 100 分の 1.4 と定められている。この標準税率とは、課税する場合に通常よるべき税率をいい、財政上その他の必要があると認める場合においてはこれによることを要しない税率をいう。また、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率となる。そのため具体的に適用される税率は、各市町村がそれぞれの条例によって定めることとなり、長野市においても上記のとおり定めている。

②不均一課税による税率

地方税法第 6 条第 2 項・長野市市税条例第 61 条の 2,1 項

地方税法では、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。と定めており、長野市市税条例第 61 条の 2,1 項により特定の客体について不均一な税率により課税することを定めている。条例は以下の通り。

- (1) 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条 1 項に規定する公衆浴場のうち物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 4 条の規定に基づき長野県知事（以下「知事」という。）が入浴料金を定めるものの用に供する固定資産（土地については、法第 349 条の 3 の 2-1 項に規定する住宅用地以外の土地に限る。） 100 分の 0.46
- (2) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡、史跡、特別名勝、名勝、特別天然記念物又は天然記念物に指定された土地及び家屋のうち指定された目的以外の用に供する土地及び家屋で公益上特に必要と認められるもの。 100 分の 0.7
- (3) 文化財保護法第 144 条 1 項に規定する重要伝統的建造物群保存地区内の家屋で令で定めるもののうち同項の規定により選定された目的以外の用に供するもので公益上特に必要と認められるもの。 100 分の 0.7
- (4) 文化財保護条例の規定により県宝、有形民俗文化財、史跡、名勝又は天然記念物に指定された土地及び家屋のうち指定された目的以外の用に供する土地及び家屋で公益上特に必要と認められるもの 100 分の 0.7
- (5) 長野市文化財保護条例の規定により指定有形文化財、指定有形民俗文化財、指定史跡、指定名勝又は指定天然記念物に指定された土地及び家屋の

うち指定された目的以外の用に供する土地及び家屋で公益上特に必要と認められるもの。 100分の0.7

- (6) 学校法人又は私立学校法第64条4項の法人以外のものが知事の認可を得て設置する専修学校及び各種学校で直接教育の用に供する家屋 100分の0.7

地方団体の判断で税の減額等が可能な仕組みの例

①不均一課税制度

公益上その他の事由により必要がある場合には、条例により、課税免除や税負担軽減（不均一課税）が可能。特に利益がある場合には、税負担増も可能。

（公益等による課税免除及び不均一課税）

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合には、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合には、不均一の課税をすることができる。

②条例減免制度

災害等特別の事情がある場合に、条例により、減免が可能。

※この条例減免は一旦納税義務が発生した税額を減免するものであり、そもそも税額が生じない非課税や税負担軽減とは法的な効果が異なる。

（固定資産税の減免） ※固定資産税の場合。個人住民税など他の税目にも同様の規定あり。

第367条

市町村长は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

後に監査の結果で触れるが、国際観光ホテルの用に供する家屋について、長野市では不均一課税の適用をしていない。

3. 課税の流れの概要

(1) 資産税課の年間事務フロー

①資産税課所属の人数と経験年数

所属職員：平成24年10月1日現在

経験年数：平成24年4月1日現在（過去の経験年数を含む。）

経験年数	人員
3年未満	31名
3年以上6年未満	20名
6年以上10年未満	6名
10年以上	1名
合計	58名

資産税課において、スキルを向上させるための研修については、以下の通り行っている。

新任職員研修

- 資産税課内研修 4月 新任者12人 + 講師5人
- 長野県東北信館管税務職員初任者研修 6月 新任者12人
- 家屋評価新任研修会 4月 新任者4人 + 講師2人

内部研修会（担当内全員研修）

- 土地評価研修会 6月 15人
- 家屋評価研修会（木造家屋） 7月 16人
- 家屋評価研修会（非木造家屋） 9月 16人（予定）
- 償却資産事務取扱課題打合せ 随時 6人

他団体との情報交換研修会

- 19市税務研究集会 10月 7人（精通者）
- 長野地方事務所管内評価研修会（家屋評価研修）9月 5人（経験2年程度）
- 総務省固定資産税ブロック別担当者会議（研修会）7月 1人（精通者）

研修機関主催の研修会

- 土地評価実務研修会（資産評価研究センター）8月 1人（経験2年）
- 専門実務研修・資産税課税事務（土地）（市町村アカデミー）7月 1人（経験1年）

- 鑑定評価研修会（土地）（長野県不動産鑑定士協会） 11 月 2 人（経験 1 年・新任者）
- 木造家屋評価実務研修会（資産評価研究センター） 1 人（新任者）
- 家屋評価実務研修会（非木造家屋）（日本経営協会） 1 人（経験 1 年）
- 償却資産実地調査研修（資産評価研究センター） 6 月 2 人（新任者）

資産税課所属職員の経験年数は上表により、3 年未満の者が多く、3 年に 1 度の評価替えを初めて経験する職員が多いことになり、ベテランといわれる者の負担が大きくなっていると思われる。従って、取扱事務の複雑性、専門性を考慮し、今後も経験年数を重ねて、税務行政のエキスパートを養成してほしいところである。

②土地評価担当の年間業務内容

土地評価担当の 1 年間の主な仕事を年間スケジュールで表すと下表の用になる。平成 24 年度は評価替えの年に該当するため、平成 23 年度は補正項目の検討、用途地域・状況類似地域の見直し作業等膨大な事務負担が加わることとなっている。

土地評価担当年間スケジュール

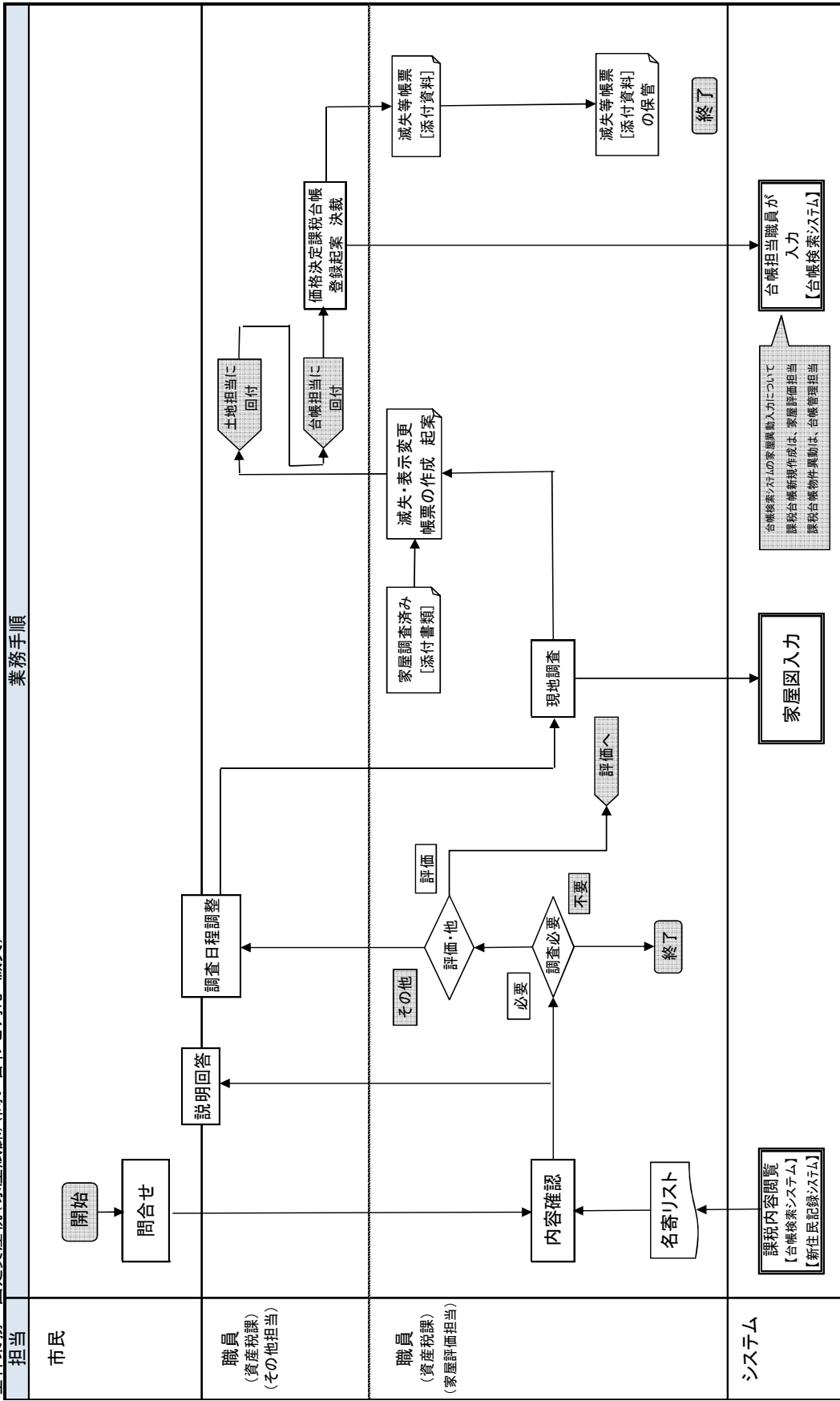
作業内容	平年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
通常異動業務(現地調査、入力)			←										→
(登記移動通知)													
(新築家屋評価、滅失)													
(農地転用)													
納通対応業務		←		→									
新規路線価格評定										←	→		
減免摘要の管理等										←	→		
標準宅地下落修正						←			→				
下落修正後路線価格設定										←			→
	評価替え前年度まで(平年度作業に加え)												
標準宅地本鑑定(評価替え前々年度)					●								●
用途地域、状況類似地域の見直し	←												→
補正項目の検討	←			→									
国・県・市道の道路台帳調査	←		→										

家屋評価担当 年間スケジュール

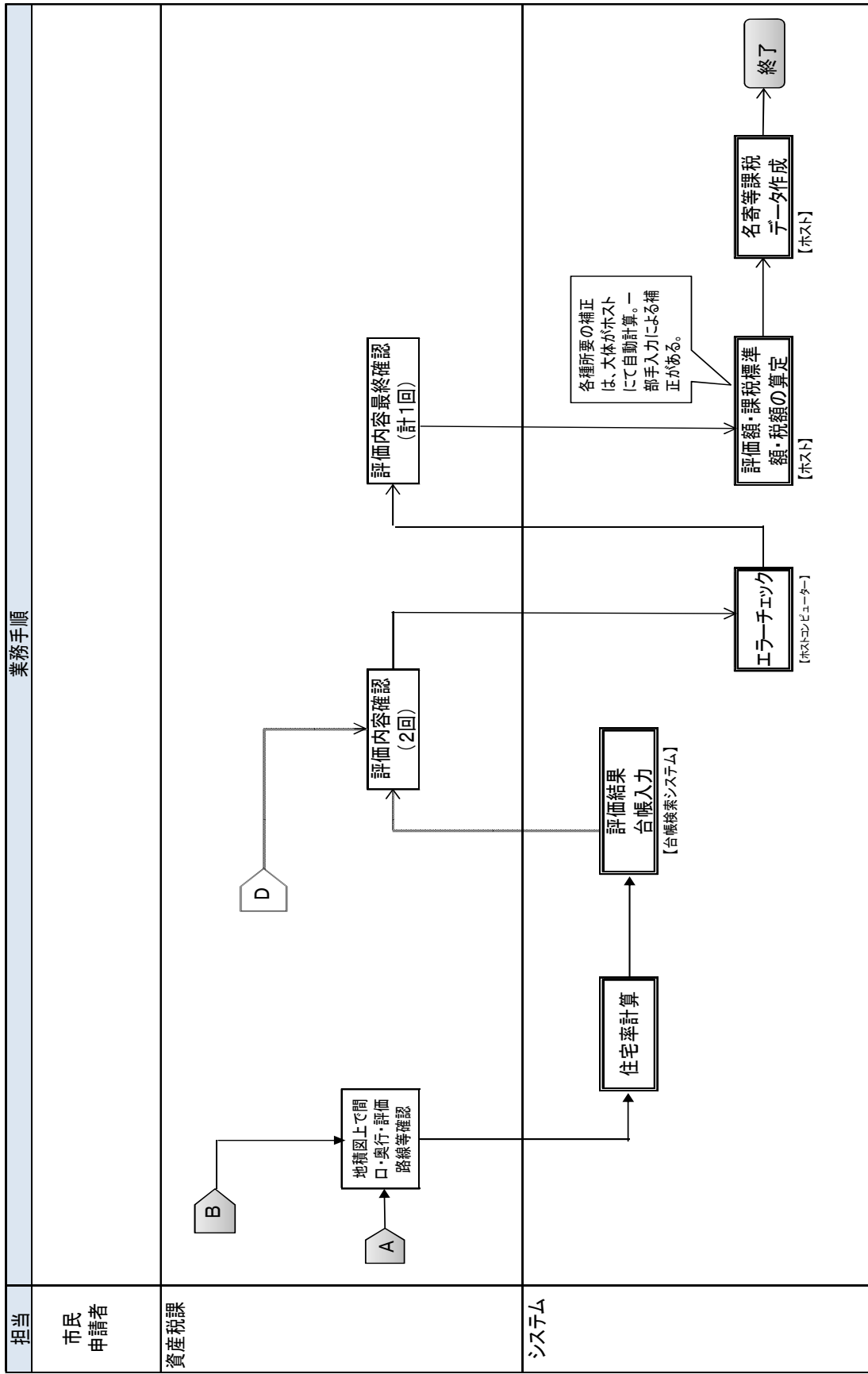
月	4			5			6			7			8			9			10			11			12			1			2			3		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
業務	<p>通年業務 問い合わせ対応 未登記家屋の評価証明書交付のための家屋調査 課税特別に係る各種申告書の受領及び調査</p>																																			
県報告業務	<p>課税計画編纂受領 完了届受領 課税通知書受領 県評価物件の依頼 県評価物件課税資料の受領</p>																																			
	<p>固定資産税要請書の作成 不動産取得税資料の作成・照による調査対応 完成見込み等の報告</p>																																			
納税通知等	<p>●納税通知 通知書発送 (課内共通)</p>																																			
	<p>更正実績統計資料の受領、交付税検査資料整備 更正通知 (2期更正) 更正通知 (3期更正) 更正通知 (4期更正)</p>																																			
納税通知等	<p>第1期納期 第2期納期 第3期納期 第4期納期</p>																																			
納税通知等	<p>繰上期間 間合わせ繁忙期</p>																																			
現地調査業務	<p>新築増築分家屋調査 新築増築分家屋調査 新築増築分家屋調査</p>																																			
	<p>所有者と連絡 調査日程管理 評価計算</p>																																			
台帳処理	<p>新増築入力期間 通常移動処理 課税一斉処理 納税通知作成</p>																																			
	<p>更正処理 月入力の000確定 子名取帳 精記</p>																																			
評価	<p>新評価基準に関する調査 新評価基準について評価 新評価基準に関する調査</p>																																			
	<p>県からの情報提供・連絡調整及び評価替えに関する調査</p>																																			
台帳処理	<p>名寄処理 価格決定 繰上リスト作成</p>																																			

詳細業務手順 (資産税課台帳担当)

基幹業務一固定資産税(家屋賦課)(問い合わせ対応・減失)



詳細業務手順（資産税課土地評価担当）



(2) 固定資産税の推移

固定資産税のルーツともいわれているのは地租である。地租は国税であり、昭和 25 年のシャープ勧告による税制改正によって、地方税として新たに固定資産税が確立したとされている。遡ること約 140 年前に制定された地租は、旧年貢を引き継いだ厳しい酷税として認識されており、それまでの年貢米（物）から、金銭による納税へと変化していく中において、対象土地の地価を定め、その地価に 3%の税率を乗じて金額を算出し納付させていたものである。

①税率に関する推移

昭和 25 年度	一定税率	1.6%
昭和 26 年度	標準税率	1.6%
	制限税率	3.0%
昭和 29 年度	標準税率	1.5%
	制限税率	2.5%
昭和 30 年度	標準税率	1.4%
昭和 34 年度	制限税率	2.1%
平成 16 年度	制限税率	廃止

標準税率とは、地方自治体が課税する場合に通常よるべき税率で、財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいう。

制限税率は、課税する場合にこれを超えて課税してはならないと定められている税率をいう。

②免税点に関する推移

昭和 25 年度	免税点	1 万円
昭和 34 年度	免税点土地	2 万円
	家屋	3 万円
昭和 39 年度	～昭和 40 年度 土地	2 万 4 千円
昭和 41 年度	免税点土地	8 万円
	家屋	5 万円
昭和 48 年度	免税点土地	15 万円
	家屋	8 万円
平成 3 年度	免税点土地	30 万円
	家屋	20 万円

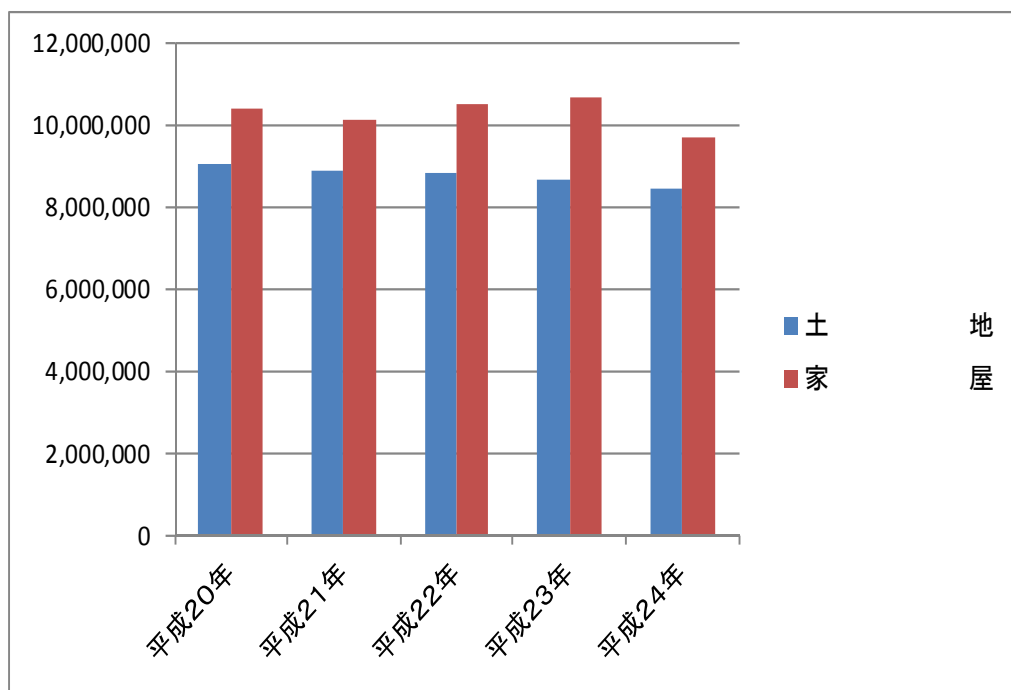
③土地・家屋固定資産税調定額推移

過去5年間に渡る土地・家屋の固定資産税調定額は以下のとおりである。

過去5年間土地・家屋固定資産税当初調定額推移表

(単位:千円)

区分	年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
土	地	9,033,683	8,866,726	8,835,606	8,660,495	8,413,484
家	屋	10,375,811	10,098,370	10,498,459	10,670,012	9,680,954
合	計	19,409,494	18,965,096	19,334,065	19,330,507	18,094,438



④土地概要

平成20年度から平成24年度の長野市における固定資産税の土地に関する概要は次のとおりである。

平成20年度土地に関する概要調書

地目	区分	納税義務者(法定免税点以上)			地籍			法定免税点以上
		総数	個人	法人	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満	
田	一般田	14,151	14,140	11	157,532	35,318,390	2,285,961	33,032,429
	介在田・市街化区域田	3,150	3,117	33	283	2,886,131	14,025	2,872,106
畑	一般畑	18,966	18,911	55	626,105	74,612,282	6,766,368	67,845,914
	介在畑・市街化区域畑	5,305	5,260	45	979	3,473,150	8,780	3,464,370
宅地	小規模住宅用地	88,125	86,923	1,202	0	23,163,003	375,563	22,787,440
	一般住宅用地	65,395	64,801	594	0	15,676,995	190,470	15,486,525
	住宅用地以外の宅地	20,472	17,484	2,988	0	16,712,929	50,169	16,662,760
	計	173,992	169,208	4,784	6,113,773	55,552,927	616,202	54,936,725
塩田	0	0	0	0	0	0	0	0
鉢泉地	18	14	4	103	213	19	194	194
山林	池沼	157	149	8	67,619	259,242	8,937	250,305
	一般山林	11,406	11,113	293	166,935,160	156,917,488	15,704,952	141,212,536
牧場	介在山林	0	0	0	0	0	0	0
	場	0	0	0	0	0	0	0
原野	野	7,470	7,265	205	27,944,417	40,647,255	5,796,132	34,851,123
	ゴルフ場の用地	216	207	9	1,377,986	4,019,681	1,247	4,018,434
雑種地	遊園地等の用地	20	10	10	0	77,450	0	77,450
	単体利用	9	0	9	0	1,587,154	39	1,587,115
その他	複合利用	4	0	4	0	23,285	0	23,285
	計	9,322	8,360	962	12,373,096	6,618,040	317,340	6,300,700
その他	計	9,571	8,577	994	13,751,082	12,325,610	318,626	12,006,984
	その他	0	0	0	133,240,259	0	0	0
計	計	244,186	237,754	6,432	348,837,312	381,992,688	31,520,002	350,472,686

地目	区分	決 定 価 格 (千円)		課税標準額 (法定免稅点以上)		非 課 税 地		筆 数		単 位 当 たり 価 格 (円/㎡)	
		總 額	法定免稅点未 満	法定免稅点以 上	課税標準額	法定免稅点以 上	筆 数	評 価 總 数	法定免稅点未 満	法定免稅点以 上	平均價格
田	一 般 田	3,652,764	206,512	3,446,252	3,444,718	1,240	66,356	5,556	60,800	103	181
	介在田・市街化区域田 計	59,459,278	288,298	59,170,980	16,248,745	2	6,200	87	6,113	20,602	58,840
畑	一 般 畑	63,112,042	494,810	62,617,232	19,693,463	1,242	72,556	5,643	66,913	20,705	153
	介在畑・市街化区域畑 計	3,689,241	271,357	3,417,884	3,415,814	2,229	167,690	16,960	150,730	49	58,313
宅 地	小規模住宅用地	65,455,219	78,551	65,376,668	15,636,925	5	10,688	150	10,538	18,846	18,895
	一般住宅用地	69,144,460	349,908	68,794,552	19,052,739	2,234	178,378	17,110	161,268	31,674	212,763
	商業地等(非住宅用地)	733,654,956	2,256,683	731,398,273	110,049,553	0	157,580	4,410	153,170	21,754	197,802
	計	341,031,124	572,724	340,458,400	101,907,730	0	111,290	2,773	108,517	27,929	322,869
塩 田	一 般 田	466,779,956	113,478	466,666,478	320,722,738	0	49,127	754	48,373	27,748	322,869
	計	1,541,466,036	2,942,885	1,538,523,151	532,680,021	14,386	317,998	7,937	310,060	27,748	322,869
鋤 池	一 般 地	6,049	48	6,001	6,001	2	21	1	20	28,399	561,515
	沼	6,402	420	5,982	5,982	131	988	131	857	25	123
山 林	一 般 山 林	2,695,177	240,089	2,455,088	2,435,571	7,743	90,491	12,315	78,176	17	67
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牧 場	一 般 地	2,695,177	240,089	2,455,088	2,435,571	7,743	90,491	12,315	78,176	17	67
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原 野	一 般 地	494,004	70,823	423,181	420,228	4,694	46,584	7,824	38,760	12	117
	計	3,403,249	984	3,402,265	3,302,880	11	1,861	8	1,853	847	910
雑 種 地	遊園地等の用地	757,157	0	757,157	529,014	0	97	0	97	9,776	44,928
	鉄軌道用地	12,759,706	217	12,759,489	11,657,028	0	5,129	2	5,127	8,039	13,415
そ の 他	鉄軌道用地	466,191	0	466,191	325,463	0	111	0	111	20,021	30,607
	複合利用	86,209,304	146,337	86,062,967	59,151,137	55,882	22,104	2,146	19,958	13,026	190,222
計	計	103,595,607	147,538	103,448,069	74,965,522	55,893	29,302	2,156	27,146	8,405	190,222
	計	0	0	0	0	248,848	0	0	0	0	0
そ の 他	計	1,780,519,777	4,246,521	1,776,273,256	649,259,527	335,173	736,318	53,117	683,200	4,661	4,661

平成21年度土地に関する概要調書

地目	区分	納税義務者(法定免税点以上)				地籍			(㎡)
		総数	個人	法人	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満	法定免税点以上	
田	一般田	14,117	14,107	10	155,920	35,171,221	2,252,361	32,918,860	
	介在田・市街化区域田	2,985	2,956	29	283	2,684,632	17,187	2,667,445	
畑	一般畑	18,938	18,882	56	625,084	74,446,669	6,718,935	67,727,734	
	介在畑・市街化区域畑	5,285	5,240	45	321	3,381,810	9,054	3,372,756	
宅地	小規模住宅用地	88,651	87,471	1,180	0	23,372,978	393,836	22,979,142	
	一般住宅用地	65,703	65,129	574	0	15,720,687	208,172	15,512,515	
	住宅用地以外の宅地	20,457	17,485	2,972	0	16,686,372	52,237	16,634,135	
	計	174,811	170,085	4,726	6,138,648	55,780,037	654,245	55,125,792	
塩	田	0	0	0	0	0	0	0	
鈹	泉地	20	15	5	103	220	19	201	
池	沼	146	138	8	67,609	257,044	8,912	248,132	
	一般山林	11,363	11,071	292	166,940,392	156,348,634	15,851,014	140,497,620	
山林	介在山林	0	0	0	0	0	0	0	
	牧場	0	0	0	0	0	0	0	
原野	原野	7,461	7,254	207	27,852,311	40,513,269	5,798,173	34,715,096	
	ゴルフ場の用地	216	207	9	1,377,590	4,019,456	1,247	4,018,209	
雑種地	遊園地等の用地	10	2	8	0	57,248	0	57,248	
	鉄道用地	9	0	9	0	1,585,530	39	1,585,491	
その他	複合利用	4	0	4	0	23,285	0	23,285	
	その他の雑種地	9,555	8,589	966	12,566,705	6,935,815	327,675	6,608,140	
	計	9,794	8,798	996	13,944,295	12,621,334	328,961	12,292,373	
その他	その他	0	0	0	133,900,164	0	0	0	
	計	244,920	238,546	6,374	349,625,130	381,204,870	31,638,861	349,566,009	

地目	区分	決 定 価 格 (千円)		筆 数		単 位 当 た り 価 格 (円/㎡)		
		総 額	課税標準額 (法定免稅点以上)	課 税 筆 数	評 価 筆 数	法定免稅点 以上	平均価格	最高価格
田	一 般 田	3,634,743	3,431,795	1,228	66,064	60,563	103	181
	介在田・市街化区域田 計	54,661,971	15,666,477	2	5,745	5,660	20,361	58,140
畑	一 般 畑	58,296,714	19,097,253	1,230	71,809	66,223	20,464	
	介在畑・市街化区域畑 計	3,679,598	3,409,372	2,217	167,348	150,428	49	153
宅 地	一 般 模 住 宅 用 地	62,701,518	16,047,018	4	10,576	10,429	18,541	57,688
	小 規 模 住 宅 用 地	66,381,116	19,454,975	2,221	177,924	160,857	18,590	
宅 地	一 般 住 宅 用 地	724,568,442	110,373,960	0	158,926	154,380	31,000	212,152
	商 業 地 等 (非住宅用地)	332,040,678	101,185,244	0	112,268	109,387	21,121	199,158
畑	一 般 畑	453,080,000	312,254,401	0	49,391	48,616	27,153	351,971
	計	1,509,689,120	523,813,605	14,462	320,585	312,383	27,065	351,971
山 林	一 般 山 林	0	0	0	0	0	0	0
	介 在 山 林	7,144	7,105	2	23	22	32,473	561,515
山 林	一 般 山 林	6,243	5,824	130	974	845	24	123
	計	2,687,161	2,445,054	7,753	90,521	78,149	17	67
牧 場	一 般 牧 場	0	0	0	0	0	0	0
	計	2,687,161	2,445,054	7,753	90,521	78,149	17	67
原 野	一 般 原 野	0	0	0	0	0	0	0
	計	493,289	422,168	4,726	46,722	38,838	12	116
雑 種 地	一 般 雑 種 地	3,042,935	3,036,485	10	1,863	1,855	757	805
	計	581,353	406,113	0	53	53	10,155	44,754
雑 種 地	一 般 雑 種 地	11,609,770	10,989,731	0	5,148	5,146	7,322	12,455
	計	445,681	311,627	0	111	111	19,140	30,174
雑 種 地	一 般 雑 種 地	86,015,807	59,283,804	57,733	23,010	20,763	12,402	191,640
	計	101,695,546	74,027,760	57,743	30,185	27,928	8,057	191,640
そ の 他	一 般 そ の 他	0	0	249,664	0	0	0	0
	計	1,739,256,333	639,257,857	337,931	738,743	685,245	4,563	4,563

平成22年度土地に関する概要調書

地目	区分	納税義務者(法定免税点以上)				地籍				(㎡)
		総数	個人	法人	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満	法定免税点以上		
田	一般田	15,347	15,335	12	151,762	36,899,321	2,363,435	34,535,886		
	介在田・市街化区域田	2,948	2,912	36	283	2,637,631	17,511	2,620,120		
畑	一般畑	21,465	21,393	72	621,059	85,179,061	8,192,955	76,986,106		
	介在畑・市街化区域畑	5,270	5,220	50	321	3,348,357	8,757	3,339,600		
宅地	小規模住宅用地	92,002	90,817	1,185	0	24,341,022	516,780	23,824,242		
	一般住宅用地	68,774	68,201	573	0	17,056,535	301,715	16,754,820		
	住宅用地以外の宅地	20,818	17,824	2,994	0	16,897,302	64,207	16,833,095		
	計	181,594	176,842	4,752	6,335,594	58,294,859	882,702	57,412,157		
塩田	0	0	0	0	0	0	0			
鉢泉地	20	15	5	103	221	23	198			
山林	池沼	206	196	10	68,301	298,376	13,524	284,852		
	一般山林	14,023	13,705	318	165,810,656	197,529,360	21,072,088	176,457,272		
牧場	介在山林	0	0	0	0	0	0	0		
	介在山林	0	0	0	0	0	0	0		
原野	牧場	0	0	0	0	0	0	0		
	野	9,691	9,466	225	28,696,497	57,203,247	8,455,958	48,747,289		
雑種地	ゴルフ場の用地	215	206	9	1,377,590	4,027,264	1,247	4,026,017		
	遊園地等の用地	10	2	8	0	57,248	0	57,248		
種地	単体利用	9	0	9	0	1,586,107	39	1,586,068		
	複合利用	4	0	4	0	23,285	0	23,285		
その他	その他の雑種地	10,429	9,438	991	13,113,273	7,491,503	389,891	7,101,612		
	計	10,667	9,646	1,021	14,490,863	13,185,407	391,177	12,794,230		
その他	計	0	0	0	164,098,721	0	0	0		
	計	261,231	254,730	6,501	380,274,160	454,575,840	41,398,130	413,177,710		

地目	区分	決 定 価 格 (千円)			筆 数			単 位 当 たり 価 格 (円/㎡)			
		総 額	法定免稅点未 満	法定免稅点以 上	課 稅 数	非 地	評 価 数	法定免稅点未 満	法定免稅点以 上	平均 価格	最高 価格
田	一 般 畑	3,806,628	211,836	3,594,792	3,594,202	1,215	69,533	5,963	63,570	103	181
		52,007,611	388,884	51,618,927	15,633,786	2	5,665	92	5,573	19,718	57,160
	計	55,814,239	600,520	55,213,719	19,227,988	1,217	75,198	6,055	69,143	19,821	
畑	一 般 畑	4,202,015	330,730	3,871,285	3,870,361	2,155	198,728	21,968	176,760	49	153
		60,440,719	72,261	60,368,458	16,523,654	4	10,499	139	10,360	18,051	57,128
	計	64,642,734	402,991	64,239,743	20,394,015	2,159	209,227	22,107	187,120	18,100	
宅 地	小 規 模 住 宅 用 地	717,557,365	2,579,754	714,977,611	111,023,301	0	165,585	5,466	160,119	29,479	200,751
		329,514,043	727,726	328,786,317	102,024,099	0	117,679	3,480	114,199	19,319	189,760
	計	1,488,815,029	3,436,376	1,485,378,653	519,066,836	14,758	333,316	9,848	323,468	25,539	330,307
塩 田		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉢 泉 地		7,196	227	6,969	6,969	2	24	2	22	32,561	561,515
池 沼	一 般 山 林	6,737	483	6,254	6,254	143	1,151	214	937	23	123
		3,317,320	316,569	3,000,751	2,991,331	8,542	141,350	21,066	120,284	17	67
	計	3,317,320	316,569	3,000,751	2,991,331	8,542	141,350	21,066	120,284	17	67
牧 場		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原 野	ゴ ル フ 場 の 用 地	720,539	103,937	616,602	615,186	4,932	77,448	13,035	64,413	13	116
		2,679,641	755	2,678,886	2,674,203	10	1,864	8	1,856	665	805
雑 種 地	遊 園 地 等 の 用 地	563,940	0	563,940	394,361	0	53	0	53	9,851	43,990
		11,612,879	196	11,612,683	11,039,397	0	5,180	2	5,178	7,322	12,455
	計	441,379	0	441,379	308,720	0	111	0	111	18,956	29,975
そ の 他	鉄 道 用 地 複 合 利 用	85,177,914	157,824	85,020,290	59,046,951	61,031	25,771	2,752	23,019	11,370	182,243
		100,475,753	158,575	100,317,178	73,463,632	61,041	32,979	2,762	30,217	7,620	182,243
	計	1,713,799,547	5,019,678	1,708,779,869	635,772,211	398,585	870,693	75,089	795,604	3,770	0

平成23年度土地に関する概要調査

地目	区分	納税義務者(法定免税点以上)			地籍			(㎡)
		総数	個人	法人	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満	
田	一般田	15,319	15,307	12	39,886	36,779,779	2,342,451	34,437,328
	介在田・市街化区域田	2,827	2,805	22	283	2,458,744	3,065	2,455,679
畑	一般畑	21,465	21,396	69	218,827	85,068,409	8,143,482	76,924,927
	介在畑・市街化区域畑	5,220	5,174	46	321	3,290,574	7,859	3,282,715
宅地	小規模住宅用地	92,796	91,631	1,165	0	24,554,963	525,909	24,029,054
	一般住宅用地	69,238	68,658	580	0	17,123,126	311,665	16,811,461
	住宅用地以外の宅地	20,836	17,867	2,969	0	16,852,696	66,636	16,786,060
	計	182,870	178,156	4,714	6,368,975	58,530,785	904,210	57,626,575
塩田	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱泉地	21	15	6	103	221	221	19	202
池沼	一般山林	207	197	10	68,301	298,383	13,486	284,897
	介在山林	14,007	13,690	317	165,416,820	197,605,921	21,016,121	176,589,800
山林	牧場	0	0	0	0	0	0	0
	原野	9,676	9,450	226	26,802,992	57,304,176	8,433,180	48,870,996
雑種地	ゴルフ場の用地	214	205	9	1,377,590	4,027,482	1,247	4,926,235
	遊園地等の用地	10	2	8	0	57,248	0	57,248
種地	鉄道用地 単体利用	9	0	9	0	1,588,679	39	1,588,640
	鉄道用地 複合利用	4	0	4	0	23,285	0	23,285
その他	その他の雑種地	10,496	9,497	999	16,475,954	7,449,536	389,366	7,060,170
	計	10,733	9,704	1,029	17,853,544	13,146,230	390,652	12,755,578
その他	その他	0	0	0	163,596,726	0	0	0
計	計	262,345	255,894	6,451	380,366,778	454,483,222	41,254,525	413,228,697

地目	区分	決定価格(千円)			筆数			単位当たり価格(円/㎡)			
		総額	法定免稅点未満	法定免稅点以上	課税標準額(法定免稅点以上)	非課税筆数	評価總筆数	法定免稅点未満	法定免稅点以上	平均価格	最高価格
田	一般田	3,792,581	208,969	3,583,612	3,583,262	250	69,278	5,921	63,357	103	181
	介在田・市街化区域田	45,989,230	28,496	45,960,734	14,779,045	2	5,349	66	5,283	18,704	54,780
	計	49,781,811	237,465	49,544,346	18,382,307	252	74,627	5,987	68,640	18,807	
畑	一般畑	4,199,540	328,984	3,870,556	3,869,907	834	198,472	21,778	176,694	49	153
	介在畑・市街化区域畑	56,886,813	42,874	56,843,939	16,748,621	4	10,331	131	10,200	17,288	54,265
	計	61,086,353	371,858	60,714,495	20,618,528	838	208,803	21,909	186,894	17,337	
宅地	小規模住宅用地	696,823,520	2,588,710	694,234,810	110,516,413	0	167,045	5,553	161,492	28,378	189,721
	一般住宅用地	318,956,156	729,948	318,226,208	101,112,259	0	118,717	3,525	115,192	18,627	179,499
	商業地等(非住宅用地)	423,893,500	130,268	423,763,232	295,192,144	0	49,883	925	48,958	25,153	303,381
	計	1,439,673,176	3,448,926	1,436,224,250	506,820,816	14,774	335,645	10,003	325,642	24,597	303,381
塩	田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	泉	7,196	39	7,157	7,157	2	24	1	23	32,561	561,515
池	沼	6,737	482	6,255	6,255	143	1,150	211	939	23	123
	一般山林	3,315,848	315,398	3,000,450	2,995,224	8,545	140,950	20,880	120,070	17	67
	介在山林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3,315,848	315,398	3,000,450	2,995,224	8,545	140,950	20,880	120,070	17	
牧場		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原野		721,947	103,653	618,294	617,286	4,916	77,487	13,012	64,475	13	116
雑種	ゴルフ場の用地	2,679,767	756	2,679,011	2,675,421	10	1,865	8	1,857	665	805
	遊園地等の用地	542,495	0	542,495	379,700	0	53	0	53	9,476	42,230
	鉄軌道用地	11,646,820	195	11,646,625	11,087,011	0	5,208	2	5,206	7,331	12,455
	鉄軌道用地	430,477	0	430,477	301,093	0	111	0	111	18,487	28,489
その他	その他の雑種地	82,379,182	158,304	82,220,878	57,421,539	63,576	25,935	2,778	23,157	11,058	195,164
	計	97,678,741	159,255	97,519,486	71,864,764	63,586	33,172	2,788	30,384	7,430	195,164
	その他	0	0	0	0	307,573	0	0	0	0	0
	計	1,652,271,809	4,637,076	1,647,634,733	621,292,337	400,629	871,858	74,791	797,067	3,635	

平成24年度土地に関する概要調書

地目	区分	納税義務者(法定免税点以上)			地籍			法定免税点以上 (㎡)
		総数	個人	法人	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満	
田	一般田	15,191	15,180	11	39,418	36,273,099	2,292,020	33,981,079
	介在田・市街化区域田	2,739	2,723	16	283	2,378,177	4,583	2,373,594
畑	一般畑	21,333	21,264	69	218,387	81,840,306	7,796,540	74,043,766
	介在畑・市街化区域畑	5,108	5,070	38	322	3,188,176	9,233	3,178,943
宅地	小規模住宅用地	93,287	92,141	1,146	0	24,639,905	527,755	24,112,150
	一般住宅用地	69,473	68,903	570	0	17,203,483	337,095	16,866,388
	住宅用地以外の宅地	20,779	17,833	2,946	0	16,774,978	79,198	16,695,780
	計	183,539	178,877	4,662	4,564,733	58,618,366	944,048	57,674,318
	塩田	0	0	0	0	0	0	0
	鉱泉地	20	14	6	103	201	0	201
	池沼	204	194	10	68,301	297,715	13,243	284,472
山林	一般山林	14,046	13,736	310	167,797,631	198,809,255	21,139,596	177,669,659
	介在山林	0	0	0	0	0	0	0
	牧場	0	0	0	0	0	0	0
	原野	9,878	9,651	227	26,803,500	59,220,032	8,717,189	50,502,843
雑種地	ゴルフ場の用地	213	204	9	1,377,590	4,027,482	1,247	4,026,235
	遊園地等の用地	9	2	7	0	53,463	0	53,463
種	鉄道用地 単体利用	7	0	7	22,364	1,567,233	39	1,567,194
	鉄道用地 複合利用	4	0	4	0	23,285	0	23,285
地	その他の雑種地	10,791	9,790	1,001	16,751,809	7,741,924	450,625	7,291,299
	計	11,024	9,996	1,028	18,151,763	13,413,387	451,911	12,961,476
	その他	0	0	0	163,166,845	0	0	0
	計	263,082	256,705	6,377	380,811,286	454,038,714	41,368,363	412,670,351

地目	区分	決定価				格(千円)				筆数				単位当たり価格(円/㎡)	
		総額	法定未	法定満	法定以上	課税標準額 (法定免稅点以上)	非課税 地筆数	課税 筆数	總 筆 数	法定未 満	法定免稅 点以上	平均価格	最高価格		
田	一般田	3,767,739	206,662	3,561,077	3,550,626	248	67,793	5,777	62,016	104	181				
	介在田・市街化区域田	42,231,654	41,080	42,190,574	13,806,224	2	5,172	66	5,106	17,758	53,240				
	計	45,999,393	247,742	45,751,651	17,356,850	250	72,965	5,843	67,122	17,862					
畑	一般畑	4,158,309	325,747	3,832,562	3,783,130	822	191,431	20,892	170,539	51	153				
	介在畑・市街化区域畑	52,084,671	46,064	52,038,607	16,068,436	4	10,050	134	9,916	16,337	53,520				
	計	56,242,980	371,811	55,871,169	19,851,566	826	201,481	21,026	180,455	16,388					
宅地	小規模住宅用地	681,249,623	2,579,485	678,670,138	109,849,736	0	168,632	5,696	162,936	27,648	180,928				
	一般住宅用地	308,304,658	747,513	307,557,145	99,500,577	0	120,457	3,763	116,694	17,921	169,714				
	商業地等(非住宅用地)	406,718,127	141,248	406,576,879	283,470,903	0	49,892	1,008	48,884	24,246	284,375				
	計	1,396,272,408	3,468,246	1,392,804,162	492,821,216	14,630	338,981	10,467	328,514	69,815					
塩田	田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	地	6,380	0	6,380	6,380	2	22	0	22	31,741	490,606				
山林	池沼	6,719	471	6,248	6,248	143	1,144	208	936	23	123				
	一般山林	3,348,751	317,961	3,030,790	3,021,998	8,555	143,528	21,150	122,378	17	67				
	介在山林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	計	3,348,751	317,961	3,030,790	3,021,998	8,555	143,528	21,150	122,378	17					
牧場	場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	野	749,288	107,288	642,000	639,803	4,911	82,303	13,755	68,548	13	116				
雑種地	ゴルフ場の用地	2,610,474	734	2,609,740	2,607,478	10	1,865	8	1,857	648	791				
	遊園地等の用地	502,407	0	502,407	351,685	0	42	0	42	9,397	41,176				
	鉄軌道用地	10,668,108	177	10,667,931	10,160,880	138	5,071	2	5,069	6,807	11,486				
	鉄軌道用地	409,819	0	409,819	286,649	0	112	0	112	17,600	27,053				
	その他の雑種地	80,975,520	173,492	80,802,028	56,436,367	64,715	26,735	3,015	23,720	10,459	184,620				
	計	95,166,328	174,403	94,991,925	69,843,059	64,863	33,825	3,025	30,800	44,911					
その他	他	0	0	0	0	308,407	0	0	0	0	0				
	計	1,597,792,247	4,687,922	1,593,104,325	603,547,120	402,587	874,249	75,474	798,775	180,770					

⑤土地面積及び評価額推移

土地面積及び評価額推移(免税点以上のもの)

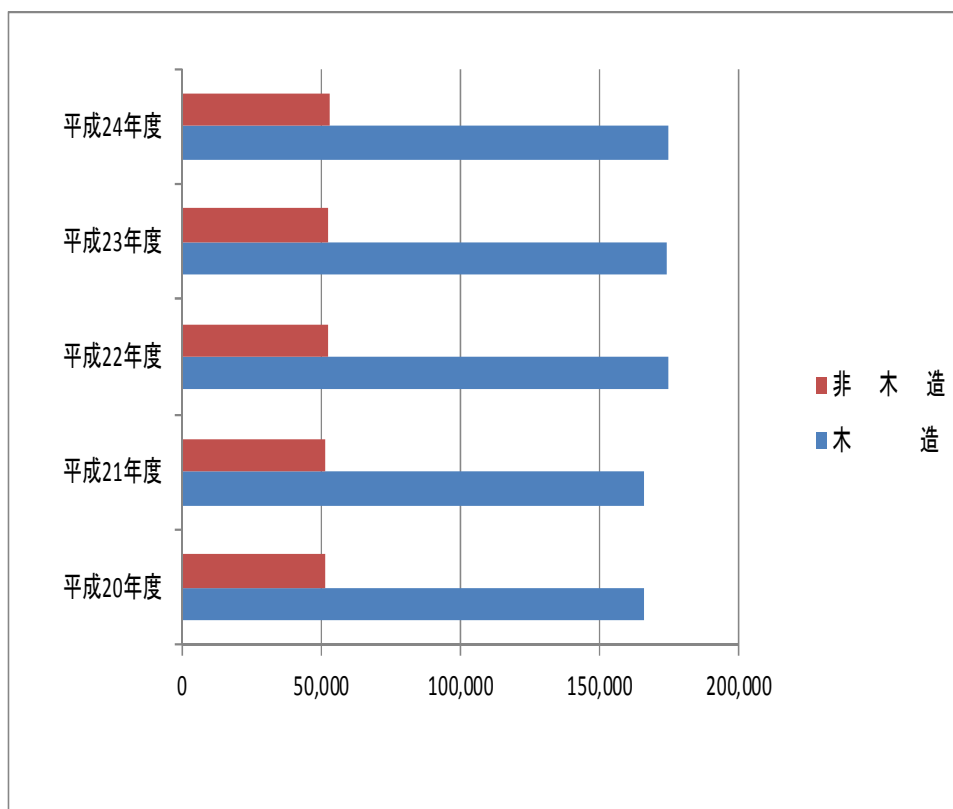
区分 年度	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
	面積 ㎡	評価額 千円	面積 ㎡	評価額 千円	面積 ㎡	評価額 千円	面積 ㎡	評価額 千円	面積 ㎡	評価額 千円
田	35,904,535	62,617,232	35,586,305	57,739,876	37,156,006	55,213,719	36,893,007	49,544,346	36,354,673	45,751,651
畑	71,310,284	68,794,552	71,100,490	66,028,243	80,325,706	64,239,743	80,207,642	60,714,495	77,222,709	55,871,169
宅地	54,936,725	1,538,523,151	55,125,792	1,506,720,515	57,412,157	1,485,378,653	57,626,575	1,436,224,250	57,674,318	1,392,804,162
山林	141,212,536	2,455,088	140,497,620	2,445,054	176,457,272	3,000,751	176,589,800	3,000,450	177,669,659	3,030,790
その他	47,108,606	103,883,233	47,255,802	101,979,100	61,826,569	100,947,003	61,911,673	98,151,192	63,748,992	95,646,553
合計	350,472,686	1,776,273,256	349,566,009	1,734,912,788	413,177,710	1,708,779,869	413,228,697	1,647,634,733	412,670,351	1,593,104,325

⑥家屋棟数等推移

家屋に関する数値的情報は以下のとおりである。

家屋棟数推移(免税点以上のもの) (概要調書から)

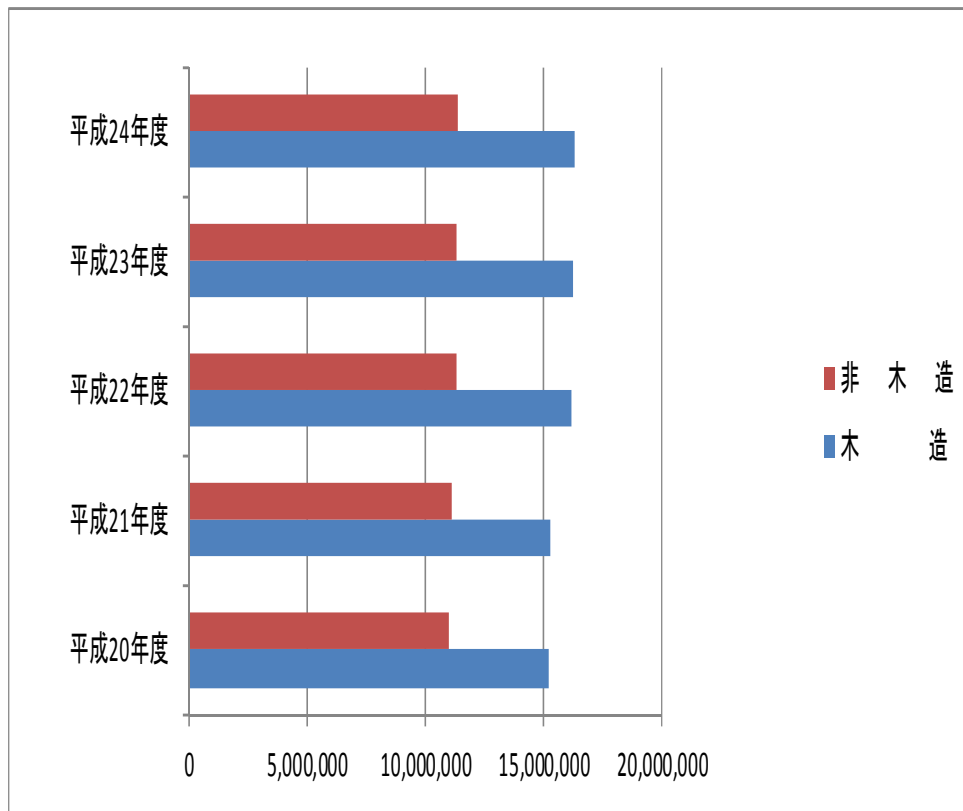
	木 造	非 木 造
平成20年度	166,189	51,333
平成21年度	166,254	51,506
平成22年度	174,557	52,761
平成23年度	174,443	52,816
平成24年度	174,471	52,856



『市税概要』より抜粋

家屋床面積推移（免税点以上のもの）（概要調書から）

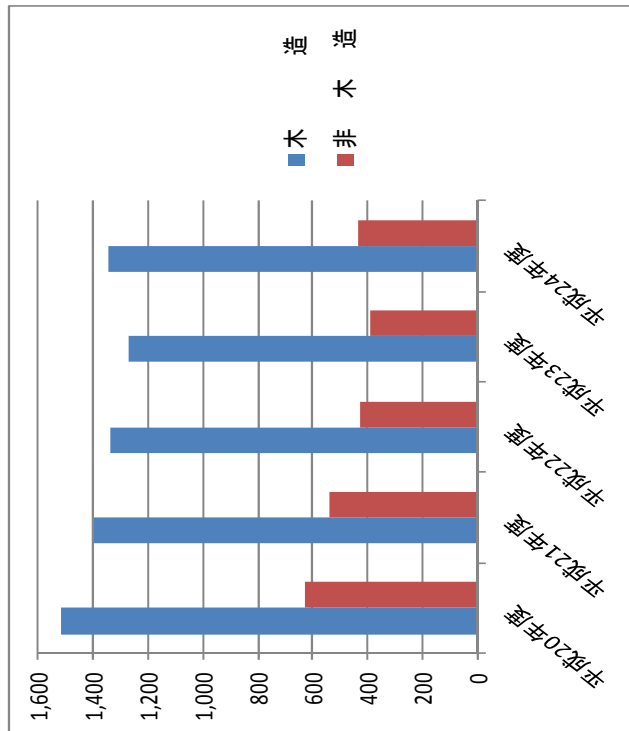
	木 造	非 木 造	総床面積	前年比
平成20年度	15,192,259	10,974,138	26,166,397	101.3%
平成21年度	15,269,999	11,132,579	26,402,578	100.9%
平成22年度	16,186,457	11,325,188	27,511,645	104.2%
平成23年度	16,236,763	11,313,021	27,549,784	100.1%
平成24年度	16,306,565	11,358,315	27,664,880	100.4%



『市税概要』より抜粋

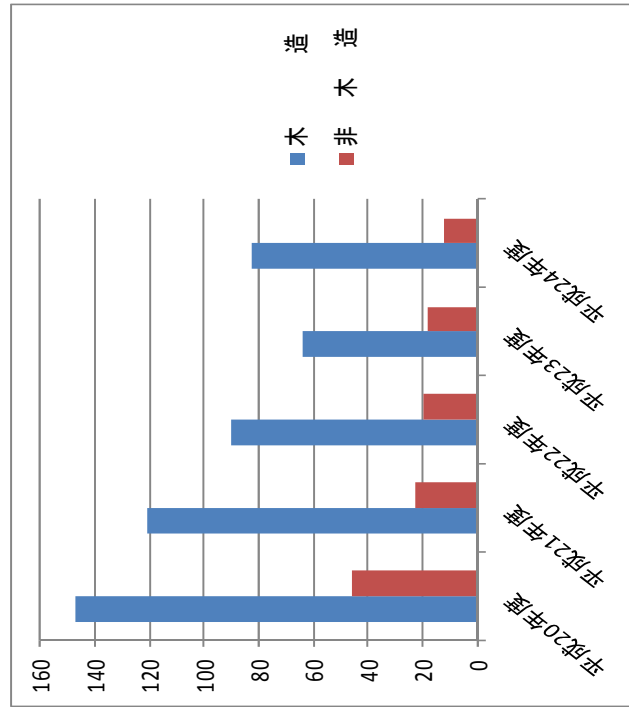
新築家屋に関する推移（概要調書から）

	木	造	非	木	造
平成20年度		1,517		630	
平成21年度		1,400		536	
平成22年度		1,334		431	
平成23年度		1,273		387	
平成24年度		1,348		438	



増築家屋に関する推移（概要調書から）

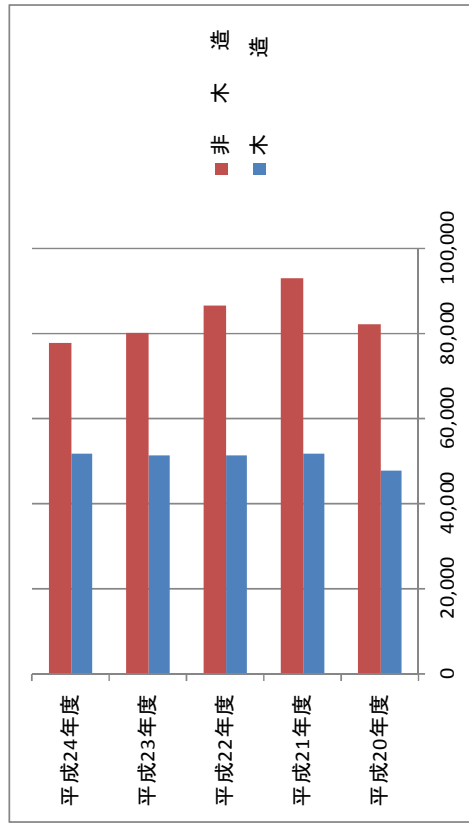
	木	造	非	木	造
平成20年度		147		46	
平成21年度		121		23	
平成22年度		90		20	
平成23年度		64		18	
平成24年度		83		12	



『市税概要』より抜粋

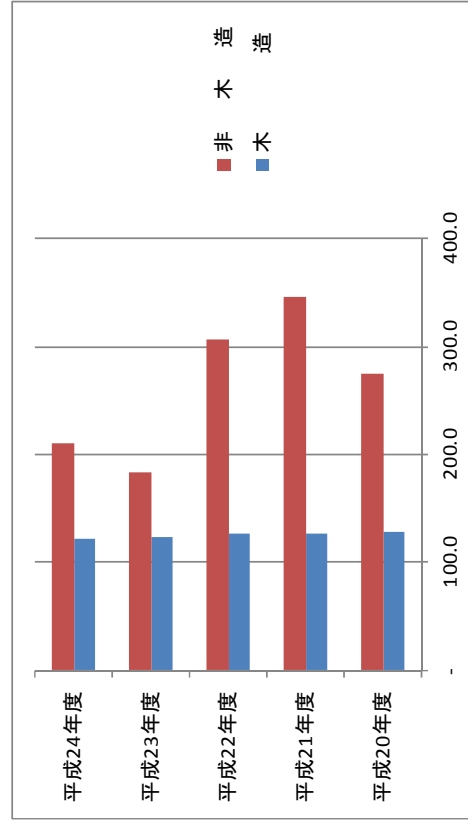
新増築分家屋に関する平方メートル当たり単価の推移
(1平方メートル:円)
(概要調書から)

	木 造	非 木 造
平成20年度	47,613	82,178
平成21年度	51,759	93,057
平成22年度	51,184	86,611
平成23年度	51,469	80,356
平成24年度	51,598	77,841



新増築分家屋に関する1棟当たり面積
(概要調書から)

	木 造	非 木 造
平成20年度	127.5	274.6
平成21年度	126.6	346.7
平成22年度	126.0	306.9
平成23年度	123.82	183.91
平成24年度	122.34	209.97



『市税概要』より抜粋

⑦家屋に関する概要

平成20年度家屋に関する概要調査												
区分	個人が所有する家屋				法人が所有する家屋				合計			
	総数	法定免稅点未満のもの	法定免稅点上のもの	総数	法定免稅点未満のもの	法定免稅点上のもの	総数	法定免稅点未満のもの	法定免稅点上のもの	総数	法定免稅点未満のもの	法定免稅点上のもの
納稅義務者	109,456	7,556	101,900	4,734	136	4,598	114,190	7,692	106,498			
棟	171,772	9,555	162,217	4,061	89	3,972	175,833	9,644	166,189			
数	41,130	1,624	39,506	11,892	65	11,827	53,022	1,689	51,333			
(棟)	212,902	11,179	201,723	15,953	154	15,799	228,855	11,333	217,522			
床	15,354,384	622,476	14,731,908	465,584	5,233	460,351	15,819,968	627,709	15,192,259			
面	4,883,626	40,963	4,842,663	6,133,392	1,917	6,131,475	11,017,018	42,880	10,974,138			
積	20,238,010	663,439	19,574,571	6,598,976	7,150	6,591,826	26,836,986	670,589	26,166,397			
(㎡)	261,770,862	618,223	261,152,639	6,899,454	7,898	6,891,556	268,670,316	626,121	268,044,195			
決定	184,063,872	113,795	183,950,077	324,485,390	7,055	324,478,335	508,549,262	120,850	508,428,412			
價格	445,834,734	732,018	445,102,716	331,384,844	14,953	331,369,891	777,219,578	746,971	776,472,607			
(千円)	17,049	993	17,727	14,819	1,509	14,970	16,983	997	17,643			
單位	37,690	2,778	37,985	52,905	3,680	52,920	46,160	2,818	46,330			
木造	22,030	1,103	22,739	50,218	2,091	50,270	28,961	1,114	29,674			
木造以外												
價格												
(円)												

平成22年度家屋に関する概要調査

区分	個人が所有する家屋				法人が所有する家屋				合計			
	総数	法定免稅点未満のもの	法定免稅点以上のもの	総数	法定免稅点未満のもの	法定免稅点以上のもの	総数	法定免稅点未満のもの	法定免稅点以上のもの	総数	法定免稅点未満のもの	法定免稅点以上のもの
納稅義務者	115,216	8,150	107,066	4,772	147	4,625	119,988	8,297	111,691			
棟	180,808	10,198	170,610	4,045	98	3,947	184,853	10,296	174,557			
数	42,428	1,691	40,737	12,088	64	12,024	54,516	1,755	52,761			
(棟)	223,236	11,889	211,347	16,133	162	15,971	239,369	12,051	227,318			
床	16,389,218	667,480	15,721,738	470,176	5,457	464,719	16,859,394	672,937	16,186,457			
面	5,020,351	42,643	4,977,708	6,349,424	1,944	6,347,480	11,369,775	44,587	11,325,188			
積	21,409,569	710,123	20,699,446	6,819,600	7,401	6,812,199	28,229,169	717,524	27,511,645			
(m ²)	263,796,040	663,184	263,132,856	6,770,473	8,168	6,762,305	270,566,513	671,352	269,895,161			
決定	181,246,376	122,179	181,124,197	337,128,234	7,032	337,121,202	518,374,610	129,211	518,245,399			
價格	445,042,416	785,363	444,257,053	343,898,707	15,200	343,883,507	788,941,123	800,563	788,140,560			
(千円)	16,096	994	16,737	14,400	1,497	14,551	16,048	998	16,674			
單位	36,102	2,865	36,387	53,096	3,617	53,111	45,592	2,898	45,760			
當り	20,787	1,106	21,462	50,428	2,054	50,481	27,948	1,116	28648			
價格												
(円)												

平成23年度家屋に関する概要調査

区分	個人が所有する家屋				法人が所有する家屋				合計	
	総数	法定免稅点未満のもの	法定免稅点上のもの	総数	法定免稅点未満のもの	法定免稅点上のもの	総数	法定免稅点未満のもの	法定免稅点上のもの	
納稅義務者	115,862	8,015	107,847	4,705	140	4,565	120,567	8,155	112,412	
棟	180,566	9,974	170,592	3,940	89	3,851	184,506	10,063	174,443	
数	42,652	1,672	40,980	11,900	64	11,836	54,552	1,736	52,816	
(棟)	223,218	11,646	211,572	15,840	153	15,687	239,058	11,799	227,259	
床	16,435,558	654,732	15,780,826	460,930	4,993	455,937	16,896,488	659,725	16,236,763	
面	5,196,076	42,331	5,153,745	6,161,220	1,944	6,159,276	11,357,296	44,275	11,313,021	
積	21,631,634	697,063	20,934,571	6,622,150	6,937	6,615,213	28,253,784	704,000	27,549,784	
(m ²)	271,389,781	649,868	270,739,913	6,879,464	7,528	6,871,936	278,269,245	657,396	277,611,849	
決定	197,455,215	121,904	197,333,311	324,603,922	7,031	324,596,891	522,059,137	128,935	521,930,202	
價格	468,844,996	771,772	468,073,224	331,483,386	14,559	331,468,827	800,328,382	786,331	799,542,051	
(千円)	16,512	993	17,156	14,925	1,508	15,072	16,469	996	17,098	
單位	38,001	2,880	38,289	52,685	3,617	52,700	45,967	2,912	46,135	
当り	21,674	1,107	22,359	50,057	2,099	50,107	28,326	1,117	29,022	
價格										
(円)										

平成24年度家屋に関する概要調査

区分	個人が所有する家屋		法人が所有する家屋		合計	
	総数	法定免稅点未満のもの	総数	法定免稅点未満のもの	総数	法定免稅点未満のもの
納稅義務者	116,470	8,027	4,683	145	121,153	8,172
棟	180,543	9,868	3,887	91	184,430	9,959
数	42,815	1,767	11,876	68	54,691	1,835
(棟)	223,358	11,635	15,763	159	239,121	11,794
床	16,500,190	645,069	456,867	5,423	16,957,057	650,492
面	5,233,373	44,705	6,171,737	2,090	11,405,110	46,795
積	21,733,563	689,774	6,628,604	7,513	28,362,167	697,287
(㎡)	251,093,768	641,319	6,240,040	7,652	257,333,808	648,971
決定	174,789,993	131,848	291,657,736	7,273	466,447,729	139,121
價格	425,883,761	773,167	297,897,776	14,925	723,781,537	788,092
(千円)	15,218	994	13,658	1,411	15,176	998
單位	33,399	2,949	47,257	3,480	40,898	2,973
当り	19,596	1,121	44,941	1,987	25,519	1,130
價格						
(円)						

4. 固定資産税に関する問題点（償却資産税を除く）

（1）非課税制度と減免制度及び課税免除

①非課税制度の概要

地方税法の規定により、国、県、市が公用または公共の用に使用する固定資産、墓地、公衆用道路、保安林、及び宗教法人、学校法人、社会福祉法人等が固定資産を所有、または所有者が無償でこれらの団体に固定資産を使用させている場合で、法に定める本来の用途に供されているときは課税することができないとされる制度。

②減免制度の概要

地方税法では、固定資産税についても減免が規定されており、減免することが出来る者を限定している。

- a 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者。
- b 天災等その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要と認める者。
- c その他特別の事情のある者（公益上の理由を含む）。

a の「貧困により生活のため公私の扶助」が意味するところは、生活保護法の規定による保護等の公的扶助、及び公的扶助に準ずる扶助等で、担税力が薄弱であることを条件にしている。

b の「天災等」は、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害をいい、これらの災害によって、有する固定資産に甚大な被害を被った納税義務者について減免が必要と認められるときになされるものである。

c の「その他特別の事情」とは、a・b以外の事由により客観的に担税力を喪失した者等をいい、公益上の必要があると認められる者も含まれる。

③課税免除の制度概要

地方税法による軽減措置として「減免」以外に「課税免除」がある。公益上その他の事由により課税を不相当とする場合において、課税をしないことが出来るとされており、地方団体独自の判断により課税しないことを認めている制度である。従って、地域における社会経済生活の特殊事情などを考慮して自主性に基づき条例によって課税を免除しようとするものである。長野市市税条例では第 59 条の 2 に定められている。

④減免と課税免除の違い

減免と課税免除の違いであるが、それぞれの制度について納税義務の発生の有無を考えるとわかりやすい。

減免とは、原則として賦課期日において納税義務が発生しており、この発生した納税義務について行政の配慮によりその全部又は一部を取り消すものである。なお、減免は一定の事由に該当することを原因として、無条件に税負担を軽減するものではなく、課税権を行使したものについて、条例の定めた特殊の事情により税額の全部又は一部を取り消すことである。

これに対して課税免除は、「課税」という法律行為の要件の一部を除外することで、最初から納税義務を発生させない、つまり賦課決定しないで課税を免除する特段の措置であり、政策目的の観点から一定のものに課税しないことを意図したものである。つまり地方団体が法律上は課税を行うことを禁止してはいないが、地方団体が公益上その他の事由によって課税を不相当と認める場合には、条例によってこれを定め課税しないことで、積極的に納税義務を負わせないことである。

課税免除、減免の相違については、「賦課決定の有無」や「納付の告知」の有無等で理解できる。ただ、減免も課税免除もそれを運用するのは市であり、市の意思によって実施されることになる。

(2) 非課税制度に関する監査手続等

①監査の視点及び手続等

前述したように非課税制度は地方団体の意思に関係なく法定化されているものであることから、以下の3点に絞って監査を実施した。

1. 長野市土地開発公社が所有する土地について、有償で賃貸されている土地が、正しく把握され且つ固定資産税の課税対象としているか。
長野市土地開発公社より、土地について有償にて賃貸している物件の一覧表（平成23年度保有土地賃貸収益明細）の提示を受けた。この一覧表に基づいて、賦課期日を含む賃貸借期間の物件につき確認し、課税されていることの確認手続きを行った。
2. 平成24年度において非課税の適用を受けるための土地又は家屋に関する申請書を受理した件数66件の内、ランダムにピックアップした11件について書類の保管状況及び申請書の内容について不備がないかを調べた。
3. 宗教法人について、住宅地図より駐車場についてランダムに25件程度をピックアップし実態について確認してもらい可否を判定した。

②監査の結果等

【 指 摘 】

ア 地方税法第 348 条 2 項 2 号 土地開発公社が所有する土地のうち、非課税の取り扱いではなく課税が相当とされるもの。

※地方税法第 348 条（固定資産税の非課税の範囲）

2 項 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

2 号 独立行政法人水資源機構、土地改良区、土地改良区連合及び土地開発公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

※地方税法施行令第 49 条の 2 の 2,3 項

法第 348 条 2 項 2 号に規定する土地開発公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、土地開発公社が取得し、かつ、保有する次に掲げる土地のうち土地開発公社が設置する駐車施設（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものに限る。）の用に供する土地及び他の者に有償で貸し付けている土地以外のものとする。

1 号 公有地の拡大の推進に関する法律第 17 条 1 項 1 号に規定する業務の用に供する同号イからニまでに掲げる土地（同号ニに掲げる土地にあっては、同号ニに規定する政令で定める事業の用に供する土地を除く。）

2 号 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 7 条 2 項各号に掲げる土地

長野市土地開発公社は、地方税法施行令第 49 条の 2 の 2,3 項によって、土地開発公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、土地開発公社が設置する駐車施設（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものに限る。）の用に供する土地及び他の者に有償で貸し付けている土地以外のものとする定められている。

従って、長野市土地開発公社が、賦課期日を含む賃貸借期間について、有償で貸し付けている土地については、原則固定資産税が課税されていなければならない。これについて確認をしたところ、課税漏れが 1 件発見された。資産税課では、長野市土地開発公社の非課税判定の確認作業として、非課税から課税に移行させるべき物件のリストの提出を毎年求め、又、非課税対象地であるか否か実態調査を実施しているとの事であったが、課税漏れが発見された以上、より正確性を期すたるためにリストの記載内容の検討を行うことが好ましいと考える。特に複数年度にまたがる契約については、賦課期日の実態が如何にあるのか明確になるよう配慮されたい。

【 問 題 な し 】

イ 平成 24 年度における非課税の適用を受けるための申請書の内容確認について。

※地方税法第 348 条（固定資産税の非課税の範囲）

市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することができない。

2 項 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

（以下 2 項に定められた非課税の規定は 1 号から 44 号まであり）

平成 24 年度の土地に関して、非課税一覧表の提出を受けた。この一覧表により、ランダムに 11 件を抽出し、非課税適用を受けるための申請書類等について提出を求めた。

非課税制度の概要でふれたように、非課税規定については、地方団体の意思決定権は認められていない。従って、裁量権の問題ではなく書類手続き上の問題を監査する意味合いで提出された 11 件の申請書等について監査を実施した。

監査した結果、記載漏れ、受付收受印、その他判定するために必要な情報等がしっかりと保管されており、書類上の不備は見当たらなかった。また、非課税適用年度についても、申請書に基づき適正に処理されていた。従って特に問題なしと判断した。

【 意 見 】

ウ 宗教法人が使用する駐車場についての非課税判定の可否について。

※地方税法第 348 条 2 項 3 号（固定資産税の非課税の範囲）により、宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第 3 条に規定する境内建物及び境内地については非課税として定められている。しかし、本来の用に供する目的以外の利用については、適用範囲外となっており、特に有償による駐車場については対象外である。

長野市住宅地図により、宗教法人が所有すると思われる駐車場等についてランダムに 25 件程度を抽出し、実際の用途と課税関係について調べるよう資産税課に依頼した。

結果、非課税となっている 1 箇所についてはヒアリングにおいて、GIS（地理情報システム：コンピューター上に地図情報や様々な付加情報を持たせ、地理情報を参照できるシステム）で現況は駐車場と見受けられること、登記地目が公衆

用道路であること等の報告を受けた。非課税か否かの判断は、参拝者用の駐車場の可能性もあるので、現地調査等の確認作業を経て、判断していく必要性を感じる。

その原因であるが、土地の登記簿上、公衆用道路のままになっており、現況を反映していなかったことにより、資産税課も把握しきれなかったことであると判明した。

なお、非課税となる固定資産については固定資産税を課することが出来ないと定められていることから、所有者より固定資産について、使用状況が変更になった場合にも申請がなされない限り正確な把握は出来ない。

今後においては、所有者に対して非課税となる法的要件等の周知を図る一方、国税当局と連携を図る等して適正化に努められたい。

(3) 免税制度に関する監査手続等

①監査の視点及び手続等

免税規定のうち、長野市市税条例第 71 条では固定資産税の減免について定められており、各種の減免が納税義務者からの申請により行われている。

そこで、減免について過去の実績を基にその適法性や合理性について検証した。

※長野市市税条例第 71 条 1 項

市長は、次の各号の一に該当する固定資産のうち、必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で借り受けた者が、その用に供するものを除く。）
- (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価格を減じた固定資産
- (4) その他特別な事情があるもの

過去5年間の減免実績は次の通り。左の線

固定資産税・都市計画税 過去5年間の減免実績

資産税課提供資料

	減 免 事 由								年度合計	
	1号生保等		2号公益		3号災害		4号その他			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H23	80	2,005,467	3	2,007,450	34	641,800	94	35,546,553	211	40,201,270
H22	88	1,830,388	3	2,033,791	44	568,500	94	35,997,470	229	40,430,149
H21	48	1,112,120	4	2,115,402	14	186,900	94	29,285,453	160	32,699,875
H20	51	1,246,500	4	2,179,608	23	641,700	93	30,305,097	171	34,372,905
H19	55	1,625,800	4	2,197,850	17	282,190	91	29,795,477	167	33,901,317
事由別 合計	322	7,820,275	18	10,534,101	132	2,321,090	466	160,930,050	938	181,605,516

第1号 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産(生活保護受給者を対象)

第2号 公益のために直接専用する固定資産

第3号 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価格を減じた固定資産

第4号 その他特別な事情があるもの

ゲートボール場用地、祭祀の用に供する土地家屋、行政が関わっている事業の用に供する固定資産等
政策減税的に実施しているもの。

過去5年間の減免の実績

台帳管理担当取扱分

	減免事由							
	1号生保等		2号公益		3号災害		4号その他	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H23	80	2,005,467	3	2,007,450			10	29,858,621
H22	88	1,830,388	3	2,033,791			10	29,986,880
H21	48	1,112,120	4	2,115,402			11	23,108,258
H20	51	1,246,500	4	2,179,608			11	23,785,370
H19	55	1,625,800	4	2,197,850			10	23,202,725
計	322	7,820,275	18	10,534,101	0	0	52	129,941,854

	公益減免事由区分(2号公益 内訳)						(4号その他)	
	行政関連事業		教育事業		2号公益		国際観光ホテル	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H23	1	337,111	2	1,670,339	3	2,007,450	1	8,208,219
H22	1	337,111	2	1,696,680	3	2,033,791	1	8,208,219
H21	2	403,547	2	1,711,855	4	2,115,402	1	1,388,509
H20	2	434,673	2	1,744,935	4	2,179,608	1	1,409,949
H19	2	434,673	2	1,763,177	4	2,197,850	1	1,409,949
計	8	1,947,115	10	8,586,986	18	10,534,101	5	20,624,845

	公益減免事由区分(4号その他 内訳)							
	行政関連事業		教育事業		その他		4号その他(計)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H23	4	10,197,083	2	10,433,685	3	1,019,634	10	29,858,621
H22	4	10,235,105	2	10,512,229	3	1,031,327	10	29,986,880
H21	4	10,251,842	3	10,529,537	3	938,370	11	23,108,258
H20	4	10,768,505	3	10,634,624	3	972,292	11	23,785,370
H19	4	10,792,279	3	10,254,424	2	746,073	10	23,202,725
計	20	52,244,814	13	52,364,499	14	4,707,696	52	129,941,854

免税制度の中の大きなウェイトを占める部分が減免であると判断された。その理由として、減免は課税免除と違って、減額される税額については全額免除の場合もあれば、一部免除の場合もある。よって減免される税額は地方団体の独自の裁量権によるところが大きい。以下 4 点を中心に監査を実施した。

- a 国際観光ホテルに対して 20%の減免を行っている件
- b 災害発生による減免手続の件
- c 災害による損害の程度の具体的指針について
- d 貧困による公私の扶助を受ける者について

②監査の結果等

【 指 摘 】

ア 国際観光ホテルに対して 20%の減免を行っている件。

現在長野市では国際観光ホテルに登録されたホテルについて、申請により 5 年間 20%の減免を実施している。この法的根拠は次のとおりである。

※国際観光ホテル整備法第 32 条

登録ホテル業又は登録旅館業（以下「登録ホテル業等」という。）の用に供する建物については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条 2 項の規定の適用があるものとする。

※地方税法第 6 条

地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

上記の国際観光ホテル整備法により、地方税法の不均一の課税の適用を受けることが出来ることになっている。しかしながら、長野市市税条例で定めている不均一課税の条文中には国際観光ホテルの登録を受けたホテルの条文が無い。それ故、長野市市税条例第 71 条 1 項 4 号の「その他特別な事情のあるもの」、として減免措置を講じている。

本来減免は担税力の喪失を前提にするものと解されていることから、その他特別な事情のあるもの」とは第 71 条 1 項 1 号から 3 号に該当する事由以外の事由で、客観的に担税力を喪失した者をいうとするのが相当である。

長野市市税条例でも不均一課税と減免を明確に区分けしており、国際観光ホテルへの不均一課税の適用を条例で定めていないことから、特別な措置として減免の適用をしたと思われ、この適用に際して些か疑問が残る措置ともとれる。

こうしたことから、国際観光ホテル整備法及び地方税法の趣旨、他の市町村における国際観光ホテルへの対応等を考慮し、今後のあり方について改善を図られたい。

【 指 摘 】

イ 災害発生による減免手続の件。

平成 23 年中の減免申請書によりその内容を確認していたところ、前年の平成 22 年 7 月発生の豪雨災害により、「土地に係る固定資産税・都市計画税減免適用決議書」について、不適切処理と思われる行為が確認された。

災害発生が平成 22 年 7 月であり、この災害により被災された者のほとんどは、申請に基づき平成 22 年 10 月には減免決定がなされているが、1 件については、平成 23 年 1 月の決定でしかも平成 22 年度の第 2 期分に遡り決定をしている。

長野市市税条例の第 71 条 2 項では、納期限前 7 日までに減免申請書を提出することを義務付けており、確認したところ被災者より減免申請書の提出が遅れたことに因る手続きの遅延であった。

内規により被災を受けた日に減免申請書の提出があったものとみなすと規定しているが、この内規はあくまでも資産税課の内規であり、正式のものではないことから条例違反となる可能性がある。

なお、長野市市税条例第 71 条 2 項ただし書きでは、「減免の適用を受けた年度の次の年度において引き続き減免の適用を受けようとする者は、12 月 28 日までに申請しなければならない。」と規定されており、平成 22 年 7 月の豪雨災害の被災者 8 名は平成 23 年度も引き続き減免の決定を受けているが、減免申請書の提出受理は平成 23 年 5 月 13 日であった。これについても問題があると思われる。

【 意 見 】

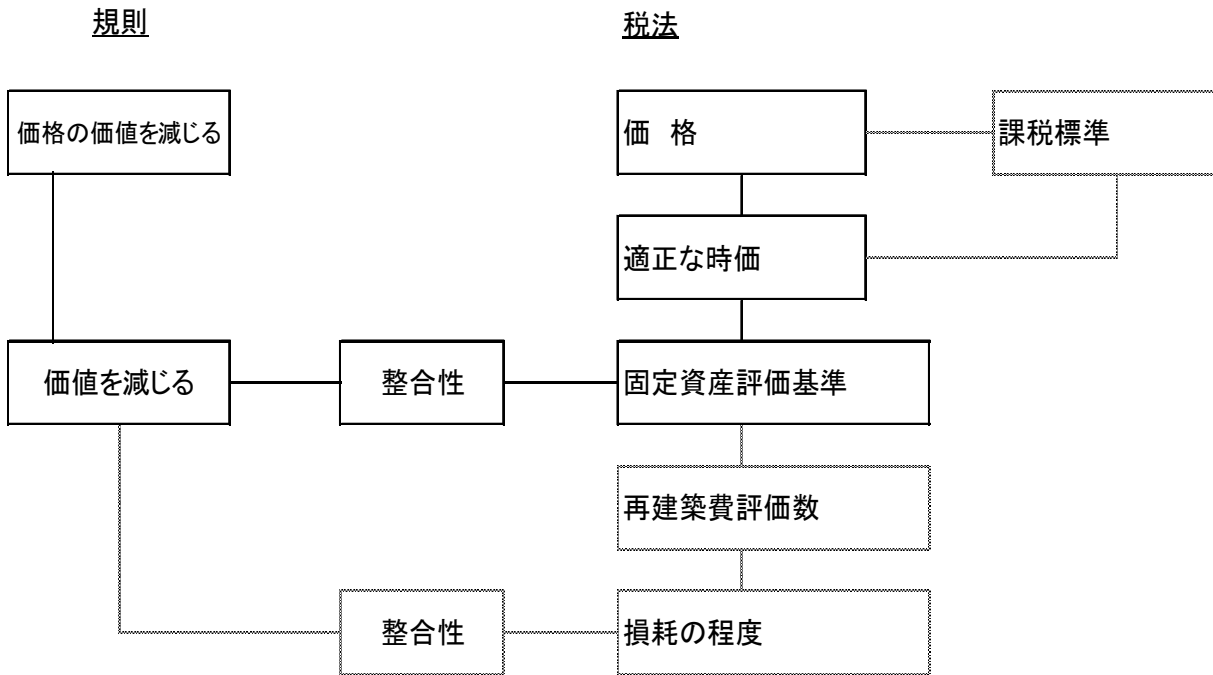
ウ 災害による損害の程度の具体的指針について。

長野市市税条例施行規則第 25 条 3 項 2 号の規定において、「損害の程度」の取り扱いについて検討を加えるべきである。

長野市市税条例第 71 条 1 項 3 号は、災害等により著しく価格を減じた固定資産に対する減免の規定であり、施行規則第 25 条 3 項 2 号は、災害等により受けた損害の程度についての定めと、それに基づく減免の割合について次のとおり定められているものである。

損害の程度	減免の割合
全壊、流失、埋没等により、家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき。	100 分の 100
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の 100 分の 60 以上の価値を減じたとき。	100 分の 80
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は、使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の 100 分の 40 以上 100 分の 60 未満の価値を減じたとき。	100 分の 60
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の 100 分の 20 以上 100 分の 40 未満の価値を減じたとき。	100 分の 40

ここに「損害の程度」の表現で「当該家屋の価格」という表現がなされている。これまでに述べてきたように、地方税法では、課税標準となるべきは、「価格」であり、「適正な時価」である。この「適正な時価」とは固定資産評価基準により決定された価格をいう。これを踏まえた上で、施行規則は「当該家屋の価値を減じたとき」として、「価値を減じる」とは、固定資産評価基準との整合性を維持するよう努めていることになる。当然のことながら、災害による損耗の程度と減じる価値は均衡がとれていなければならない。これを関係図に示すと次のとおりとなる（資産税課提供）。



損害の程度では、「家屋の原形をとどめないとき」、「大修理を必要とする場合」、「居住又は、使用目的を著しく損じた場合」、「居住又は使用目的を損じ」の4項目に区分けしている。そして内3項目については100分の幾つ以上100分の幾つ未満と損害の程度に幅を持たせている。つまり、価値を減じることと、損耗の程度についての整合性をどのようにとらえるのかによって、減免の割合も違ってくることになる。これについては、複数の専門的知識を有する職員によって2重3重のチェック体制で適正な減免になるよう細心の注意は図られているとは思いますが、より具体的指針があることに越したことはない。これについては、内閣府より発表されている「災害に係る住家の被害認定」等を参考に評価担当が変更となった場合でも同一の評価がなされるよう、より具体的な取扱いマニュアル等の作成について検討されたい。

【 意 見 】

エ 貧困による公私の扶助を受ける者について。

市税条例第71条1項1号は、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産について必要があると認められる場合には、固定資産税を減免する旨の条文である。ここにいう「公私」の公は、生活保護をいうと解せられるが、「私」については、生活保護は受けていないが、納税資力に乏しいと認められる者をいうものと解せられる。

長野市においては、同条により「公」については対応出来ているが、「私」については、今まで申請がなかったことから対応できていないと思われる。仮に現

時点で「私」による申請がなされた場合、その具体的取扱いに苦慮されることが予想され、速やかな対応がなされない可能性がある。

参考として、他市町村について調べてみると、「公」のみに限定しているところと、「公私」としているところが見受けられた。浜松市では「公私」を採用しているが、これを補完するため、「固定資産税等における特に納税資力が乏しいと認められる者の認定について」という減免の認定要件マニュアルを整備している。その趣旨について、以下に記載する。

「この趣旨は、いわゆる生活保護を受けずに身内や他の法による支援を受けて生活している者が、その支援だけでは生活が苦しく、特に納税資力が乏しく固定資産税を納税することが困難であると認められる者について」の減免をするものである。

しかし、生活費を切り詰めて、生活保護も身内等の支援も受けずに納税努力をしている人がいるということや固定資産は財産であるため相続人となる身内の支援を受けて納税されているということが現実にあることを踏まえて、公平な処理を行わなければならない。

また近年、高齢化社会やリストラが進み、収入がなくなり自己の居住用の土地、家屋のみを所有し、その家屋を手放すことにより生活がより一層困難となることが考えられる。このような場合にも一般的には生活保護を受けず、親族等の援助により生活し、固定資産税を納付していると考えられる。

このように、多くの人は努力して納税している現状もあり、特に納税資力が乏しいと認められる者の認定については、慎重に取り扱わなければならない。

については、早急に「私」に対する具体的マニュアルの作成に努められたい。

IV 償却資産の事務の執行について

1. 償却資産

(1) 償却資産の概要

①課税客体となる償却資産

固定資産税の課税客体である償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得金額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいうものとされている。ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である軽自動車等は償却資産から除くものとされている。（地方税法第 341 条 4 号）

すなわち、固定資産税の課税客体である償却資産とは、次の要件を備えるものでなければならない。

ア 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産であること。

イ その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）であること。

ウ アのうち、その鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと。

エ 取得金額が少額である資産その他の政令で定める資産（少額償却資産）でないこと。

オ 自動車税の課税客体である自動車及び軽自動車税の課税客体である軽自動車等でないこと。

②償却資産の特殊性

償却資産は、原則として、土地及び家屋以外の有形減価償却資産であり、土地及び家屋にあつては、事業用、非事業用を問わず、特定の非課税資産を除いてはすべてが課税客体とされるのに対して、償却資産は事業用資産のみに限定されている。

そこで、償却資産については、事業用、非事業用の区別が必要となり、実際問題としては、土地及び家屋との区分についてその認定が極めて困難である場合も少なくない。更には、一つの建造物の中に家屋に該当する部分と償却資産に該当する部分とが混在しているものもある。

なお、家屋の所有者以外の者が、その事業の用に供するため当該家屋に取り付けた附帯設備で、かつ当該家屋に付合したことにより、当該家屋の所有者が所有する（民法第 242 条）こととなったものについては、当該附帯設備を取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって、所有者とみなして課税できることとし、併せて、当該附帯設備を取り付けた者（家屋を所有していない者）を納税義務者とみなすこととする関係上、一律、償却資産とみなして取り扱うことができることとしている。（地方税法第 343 条 9 項）

<参考> 固定資産税の課税団体一覧表

資 産 区 分		課 税 団 体	
土 地		所在市町村	
家 屋		所在市町村	
一 般 の 償 却 資 産		所在市町村	
償 却 資 産	移動性又は可動性償却資産	法第 389 条 1 項 1 号該当資産以外の資産	主たる定けい場又は定置場所在の市町村
		2 以上の市町村にわたって使用される資産 法第 389 条 1 項 1 号該当資産（総務大臣指定）	配分を受けた市町村
	2 以上の市町村にわたる電気、鉄道、電気通信等の資産で法第 389 条 1 項 2 号該当資産（総務大臣指定）		配分を受けた市町村
	大規模償却資産	一定限度額以内の額	所在市町村
一定限度額を超える額		所在道府県	

『要説固定資産税』ぎょうせい

(2) 概要調書

①償却資産推移

②平成 24 年度 償却資産に関する概要調書

*表は、平成 20 年から 24 年までの「償却資産に関する推移」及び、平成 24 年度の「償却資産に関する概要調書」について示したものである。なお、表中では免税点以上のものについて記している。

①償却資産推移（免税点以上のもの）

年度	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
	決定価格(千円)	構成比(%)	決定価格(千円)	構成比(%)	決定価格(千円)	構成比(%)	決定価格(千円)	構成比(%)	決定価格(千円)	構成比(%)
種類										
構築物	36,374,898	11.3	35,065,214	11.3	35,930,422	11.9	35,536,509	12.0	35,573,603	12.3
機械及び装置	104,955,798	32.6	101,109,725	32.5	90,930,214	30.1	89,007,836	30.0	85,625,572	29.6
船舶	559	0.0	386	0.0	674	0.0	526	0.0	437	0.0
航空機	9,490	0.0	7,642	0.0	6,843	0.0	6,843	0.0	27,230	0.0
車輛及び運搬具	1,504,054	0.4	1,455,848	0.5	1,379,523	0.5	1,179,518	0.4	1,422,071	0.4
工具・器具及び備品	45,304,438	14.1	42,617,573	13.7	40,353,363	13.3	37,447,135	12.6	35,596,916	12.3
調整額										
計	188,149,237	58.4	180,256,388	58.0	168,601,039	55.8	163,173,367	55.1	158,245,829	54.6
法	130,552,317	40.6	127,162,348	41.0	130,514,584	43.2	126,137,480	42.6	124,529,957	43.0
三	3,333,638	1.0	3,306,623	1.0	3,162,727	1.0	6,895,250	2.3	6,987,930	2.4
八										
九										
条										
小計	133,885,955	41.6	130,468,971	42.0	133,677,311	44.2	133,032,730	44.9	131,517,887	45.4
法第743条1項により 県知事が価格を決定したもの										
合計	322,035,192	100.0	310,725,359	100.0	302,278,350	100.0	296,211,097	100.0	289,763,716	100.0
伸長率(%)	98.3		96.5		97.3		98.0		97.8	
課税標準額	316,304,340		305,320,638		297,091,811		291,746,067		285,057,478	
伸長率(%)	113.5		96.5		97.3		98.2		97.7	
個人	563	16.1	532	15.7	684	19.3	716	20.1	721	20.3
法人	2,939	83.9	2,850	84.3	2,854	80.7	2,854	79.9	2,827	79.7
合計	3,502	100.0	3,382	100.0	3,538	100.0	3,570	100.0	3,548	100.0
伸長率(%)	101.0		96.6		104.6		100.9		99.4	

『平成24年度 市税概要』長野市

②償却資産に関する概要調書（平成24年度）

総括表

	納税義務者数 (法定免税点以上のもの)	個人		(参考) 実際免税点の額 1,500,000円
		721	2,827	
		法人	計	
		3,548		
種類	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳	
			法第349条の3、附則第15条、 第15条の2又は第15条の3の 規定の適用を受けるもの (イ) (千円)	(イ) 以外のもの (ロ) (千円)
市町村長が価格等を決定したもの	35,573,603	35,142,182	331,964	34,810,218
構築物				
機械及び装置	85,625,572	84,875,436	919,634	83,955,800
船舶	437	437		437
航空機	27,230	27,230		27,230
車両・及び運搬具	1,422,071	1,421,856	215	1,421,641
工具・器具及び備品	35,596,916	35,548,853	46,676	35,502,177
調整額				
小計 (ハ)	158,245,829	157,015,994	1,298,491	155,717,503
総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	124,529,957	123,165,580		
道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	6,987,930	4,875,904		
小計 (ニ)	131,517,887	128,041,484		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)				
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	289,763,716	285,057,478		
同上内訳				
市町村分の額		285,057,478		
道府県分の額				

『平成24年度 市税概要』長野市

(3) 固定資産税（償却資産）年間業務スケジュール概要

月	納入通知書発送	不申告催告・調査	実地調査・税務署調査	申告書発送	その他
4月	1日				・固定資産課税台帳、閲覧及び写しの交付（4/1～5/31）
	初旬	・【企業電算申告 審査2回目】 バンチ入力引渡 ・【企業電算申告 審査2回目】 バンチ入力納入 ・【企業電算申告 2回目】 申告書読み合わせ、エラー処理			・価格配分処理
	上旬	・当初課税処理（帳票出力）			
	中旬	・当初納通 封入データ引渡（口座・過年分 除く）	・不申告者データ作成		
	下旬	・当初納通 封入（通年分）、抜き取り、仕分け	・不申告催促ハガキ（1回目）発送		
5月	上旬	・当初分 納通（償却分）発送			
	中旬				
	下旬	・当初更正分 申告書審査、引渡し準備、エラー処理 ・当初更正課税処理（帳票出力）	・不申告催促ハガキ（2回目）発送		
6月	31日	・第1期納期			・固定資産課税台帳 閲覧期間終了
	上旬	・第2期分 申告書審査、引渡し準備	・不申告電話催告（6月末頃まで）		・価格決定処理・測定（当初更正分）
	中旬	・当期更生分 納通（償却分）発送 ・【第2期分】 バンチ入力引渡			
	下旬	・【第2期分】 バンチ入力納入 ・エラー処理			
	30日	・第2期課税処理（帳票出力） ・当初更正納期			
7月	上旬	・修正申告指導		・【市内実地調査】 訪問・郵送実地調査（8月中旬頃まで）	・概要調査提出 ・価格決定処理・測定（第2期分）
	中旬	・第2期分 納通（償却分）発送			
8月	31日	・第2期納期	・不申告実地調査 対象確定		
	初旬			・【税務署調査】 法人部門閲覧	
	中旬			・電子申告分 国税データ閲覧（8月下旬頃まで） ・【税務署調査】 個人部門閲覧 ・【県内実地調査】 訪問・郵送実地調査	
9月	上旬			・【県外実地調査】 訪問・郵送実地調査	・税理士宛 申告書直送事業所確認
	中旬	・不申告 訪問実地調査			・次年度 市内実地調査対象事業所抽出
10月	下旬	・第3期分 申告書審査、引渡し準備			・法人情報・償却資産情報マッチング処理
	上旬				・異動フラグリスト・新規リスト作成（11月初旬頃まで）
	中旬	・【第3期分】 バンチ入力引渡 ・【第3期分】 バンチ入力納入			
11月	下旬	・エラー処理			・異動フラグ処理
	中旬	・第3期課税処理（帳票出力）			・次年度 申告書送付地区分シミュレーション処理 ・次年度 申告書送付情報変更データ作成 ・申告書、申告書省略・依頼ハガキ出力
	下旬				・申告書封入・ハガキ圧着作業 ・申告書省略・依頼ハガキ発送
12月	1日				・市報 申告周知
	初旬			・申告書発送	
	上旬	・実地調査 更正税額実績取りまとめ	・各種実地調査 更正税額実績取りまとめ	・返戻処理 ・申告書追加発送処理（2月中旬頃まで）	・価格決定処理・測定（第3期分）
	中旬	・第3期分 納通（償却分）発送			
1月	下旬	・第4期分 申告書審査、引渡し準備			
	28日	・第3期納期			
	初旬				・FMげんこうじ 申告周知
2月	中旬	・【第4期分】 バンチ入力引渡 ・【第4期分】 バンチ入力納入 ・エラー処理			・申告書提出依頼日
	下旬	・第4期課税処理（帳票出力）			・申告書提出法定期限
	31日				
3月	初旬	・【普通申告 1回目】 申告書審査・確認			・価格決定処理・測定（第4期分）
	中旬	・第4期分 納通（償却分）発送			
	下旬	・【普通申告 審査1回目】 バンチ入力引渡 ・【企業電算申告 1回目】 申告書審査、コピー、確認			
	末日	・第4期納期			・システム年度切り替え ・過去6経当分データ移行
3月	初旬	・【普通申告 審査1回目】 バンチ入力納品			
	上旬	・【普通申告 1回目】 申告書読み合わせ、エラー処理			
	中旬	・【企業電算申告 審査1回目】 バンチ入力引渡 ・【普通申告 2回目】 申告書審査・確認			
	下旬	・【企業電算申告 審査1回目】 バンチ入力納品			
	上旬	・【企業電算申告 1回目】 申告書読み合わせ、エラー処理			
	中旬	・【普通申告 審査2回目】 バンチ入力引渡 ・【企業電算申告 2回目】 申告書審査、コピー、確認			
	下旬	・【普通申告 審査2回目】 バンチ入力納品			
	31日	・【普通申告 2回目】 申告書読み合わせ、エラー処理			・価格決定処理

償却資産担当

2. 償却資産に関する問題点

(1) 免税点

①免税点の意義

ア 固定資産税には免税点制度が設けられており、市町村は、同一の者について、その市町村の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては、150万円に満たない場合においては、固定資産税を課することができないものとされている（法第351条本文）。ただし、財政上その他特別の必要がある場合においてはその市町村の条例の定めるところによって、その額がそれぞれ30万円、20万円又は150万円に満たないときであっても、固定資産税を課することができるものとされている（法第351条ただし書）。

イ 免税点の制度は、零細な課税客体を捕捉し、課税することによって、税収入の増加が僅少であるのに反して、いたずらに徴税の事務を煩雑にし、徴税費を増嵩せしめることとなつて徴税の目的を達することとならないので、課税標準額が一定額未満のものについては課税しないことによって、徴税の合理化を図ろうとする制度である。

土地、家屋及び償却資産の免税点は、現在の評価方法、負担調整措置に関連して、土地及び家屋相互間の負担を総合的に勘案するとともに、償却資産については、その捕捉が他の資産に比べ難いこと、手続その他で資力が乏しい企業に与える影響が大きいこと等を考慮して、それぞれ定められたものである。

②免税点の沿革

区分	土地	家屋	償却資産
	円	円	円
昭和 25 年	10,000	10,000	10,000
26 年	10,000	10,000	30,000
27～28 年	10,000	10,000	30,000
29～30 年	10,000	10,000	50,000
31～33 年	10,000	10,000	100,000
34～38 年	20,000	30,000	150,000
39～40 年	24,000	30,000	150,000
41～47 年	80,000	50,000	300,000
48～平成 2 年	150,000	80,000	1,000,000
平成 3 年～	300,000	200,000	1,500,000

(注) □ は改正のあったことを示す。

『平成 23 年度版 要説固定資産税』ぎょうせい

③監査の結果等

【 問 題 な し 】

長野市も免税点においては、法定免税点である下記の課税標準額である。

< 法 定 免 税 点 >

- ・土地 300,000 円
- ・家屋 200,000 円
- ・償却資産 1,500,000 円

同一人所有の土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額の合計が、上記法定免税点に満たない場合には課税されない。上記の通り、長野市の免税点は法定免税点となっている。

なお、②の「免税点の沿革」を見ると、償却資産の免税点が、土地・家屋に比べて高い額で設定されているため、更に次頁から免税点の沿革についての分析を行ってみた。

免税点の上昇率

区分	土地	上昇率		家屋	上昇率		償却資産	上昇率	
		B/A 又は C/B	C/A		B/A 又は C/B	C/A		B/A 又は C/B	C/A
昭 41～47 (A)	80,000	—	—	50,000	—	—	300,000	—	—
48～平成 2 (B)	150,000	1.87	—	80,000	1.6	—	1,000,000	3.33	—
平成 3～ (C)	300,000	2	3.75	200,000	2.5	4	1,500,000	1.50	5

外部監査人作成

次に免税点の上昇率を示した上記の結果から、土地・家屋・償却資産について比較したものが下表となっている。

・昭和 41～47 年と昭和 48～平成 2 年についての比較

土地	1.87 倍	家屋	1.6 倍	償却資産	3.33 倍
----	--------	----	-------	------	--------

・昭和 41～47 年と平成 3～についての比較

土地	3.75 倍	家屋	4 倍	償却資産	5 倍
----	--------	----	-----	------	-----

外部監査人作成

免税点について数値は、上記の通りとなっており、償却資産の過去における上昇率の高さから、現在の免税点が 150 万円におかれている。

上記①免税点の意義で記した、地方税法第 351 条ただし書にある様に、「ただし、財政上その他特別の必要がある場合においては、その市町村の条例の定めるところによって、その額がそれぞれ 30 万円、20 万円又は 150 万円に満たないときであっても、固定資産税を課することができる」とされている。そこで、この「免税点ただし書の規定」が、国内においてどの程度適用されているのか、調査したところ他の市町村においても該当はなく、長野市が適用している償却資産の免税点である、150 万円は問題なしと判断した。

(2) シーラーハガキの送付

①シーラーハガキの意義

償却資産は 150 万円が免税点であるため、償却資産の課税標準額が 140 万円未満（近年の設定額）の所有者については、償却資産申告書の送付に替えて、資産内容等を記載した「申告書発送省略通知」を送付するもので、ハガキの記載内容（宛名及び資産内容）に異動がある場合は、担当課への資産異動連絡に伴い申告書の送付を行い、連絡がない場合には、異動のないものとして課税処理を実施するものである。

②シーラーハガキのフォーマット

ハガキには、次の様に記されている

平成 25 年度 固定資産（償却資産）の申告について

償却資産の所有者は、地方税法の規定により、1 月 1 日現在市内に所在する事業用資産を申告いただくことになっていますが、申告の簡素化のため、今回は申告書の送付を省略いたします。

あて名の変更、資産の増減等がある場合は、申告書の提出が必要なため〇月〇日（ ）までに御連絡ください。なお、御連絡がなければ、現在の登録内容にて課税標準額は免税点未満となり、税額は発生しない予定です。

*あて名・資産内容に変更のない場合は、連絡不要です。

前年までに（長野市）に登録済の償却資産明細書

※資産内容に変更がないか御確認ください。		所有者コード	
資産番号	資産の名称等	取得年月	取得価額
01			
02			
03			
04			
05			
06			
07			
08			
09			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
合 計			

種類 1：構築物 2：機械及び装置 3：船舶 4：航空機
5：車両及び運搬具 6：工具、器具及び備品

年号 1：明治 2：大正
3：昭和 4：平成

平成 25 年度 固定資産（償却資産）の申告について

償却資産の所有者は、地方税法の規定により、1 月 1 日現在市内に所在する事業用資産を申告いただくことになっていますが、申告の簡素化のため、今回は申告書の送付を省略いたします。

あて名の変更、資産の増減等がある場合は、申告書の提出が必要なため〇月〇日（ ）までに御連絡ください。なお、御連絡がなければ、現在の登録内容にて課税標準額は免税点未満となり、税額は発生しない予定です。

*あて名・資産内容に変更のない場合は、連絡不要です。

③監査の結果等

【 意 見 】

申告の簡素化のため「今回は申告書の送付を省略する」とする当該ハガキは、経済性・効率性・有効性の観点から要を得たシステムであると思料する。ただし、冒頭の説明文については全て同一書体（明朝体）で印字されており、文章が読み取り難くなっているため、重要部分にアクセントを付けることによって注視させ、申告漏れの防止に繋げたい。

例えば、記されている「資産の増減等がある場合は、申告書の提出が必要なため〇月〇日（ ）までに御連絡ください。」の文言をゴシックにする等の工夫が望まれる。

（3）償却資産の調査

①調査の現況〈 償却資産 年度別 〉

ア 市内実地調査実績表

イ 県内（市内除く）実地調査実績表〔本社が市外で県内にある〕

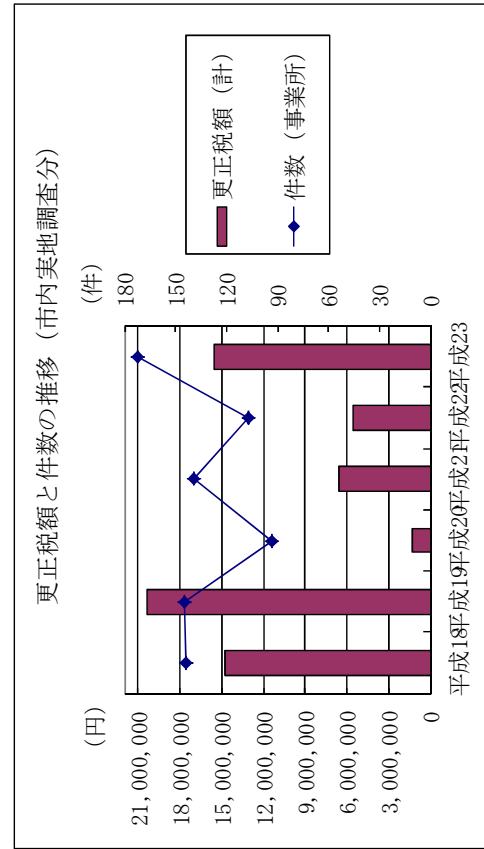
ウ 県外実地調査実績表〔本社が県外にある〕

*次頁より掲げている表は、長野市の償却資産について、平成 18 年度から 23 年度の 5 年分にわたる実地調査の実績を表としてまとめたものである。償却資産に関して、長野市内の実地調査分（表ア）、本社が市外で県内にあるもの（表イ）、本社が県外にあるもの（表ウ）として記している。

表了 償却資産 年度別 市内実地調査実績表

年 度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
調査件数 (事業所)	全件(A)	144	145	93	139	107
	訪問調査	144	145	64	85	44
	郵送調査	0	0	29	54	63
件数 (更正)	全件	417	540	292	459	364
	訪問調査	417	540	227	332	174
	郵送調査	0	0	65	127	190
件数 (更正事業所数)	全件(B)	129	115	70	110	86
	訪問調査	129	115	50	77	40
	郵送調査	0	0	20	33	46
非違割合(事業所数)	B/A	89.6%	79.3%	75.3%	79.1%	80.4%
更正税額(増)	16,539,300	25,042,600	2,833,300	8,771,900	7,179,200	18,804,500
更正税額(減)	-1,723,100	-4,627,400	-1,498,900	-2,227,800	-1,605,300	-3,232,300
更正税額(計)	14,816,200	20,415,200	1,334,400	6,544,100	5,573,900	15,572,200
主な実施地区	豊野、戸隠、 鬼無里、大岡、 大豆島	古牧	吉田、若槻、 浅川、古里	芹田	信州新町、中条、 安茂里、小田切、 芋井、七二会	第4、第5、三輪

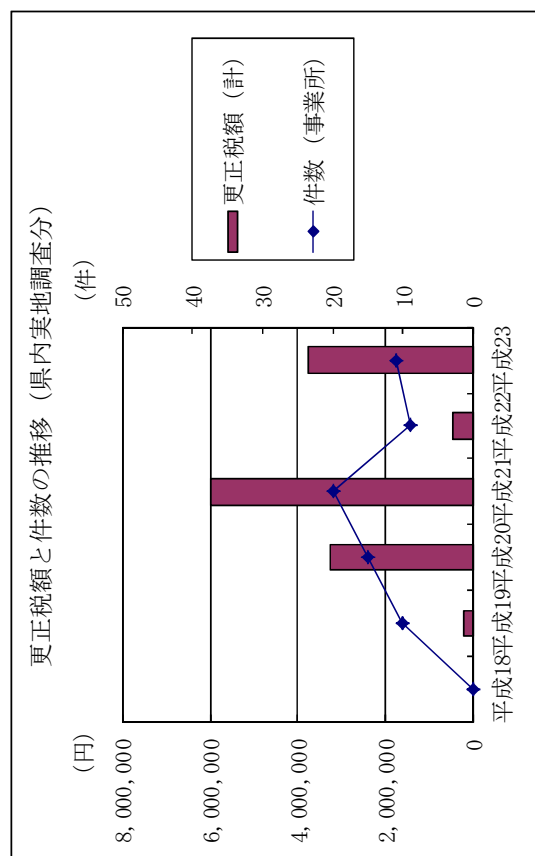
償却資産担当



表イ 償却資産 年度別 県内（市内除く）実地調査実績表

年 度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
調査件数 (事業所)	全件(A)	0	10	15	20	11
	訪問調査		9	14	14	8
	郵送調査		1	1	6	1
件数 (更正)	全件	0	21	42	44	30
	訪問調査		21	42	34	35
	郵送調査		0	0	10	0
件数 (更正事業所数)	全件(B)	0	5	10	14	6
	訪問調査		5	10	11	8
	郵送調査		0	0	3	0
非違割合(事業所数)	B/A	50.0%	66.7%	70.0%	88.9%	54.5%
更正税額(増)	0	846,800	3,307,300	8,245,000	509,300	3,819,700
更正税額(減)	0	-631,900	-45,700	-2,275,900	-54,700	-57,900
更正税額(計)	0	214,900	3,261,600	5,969,100	454,600	3,761,800

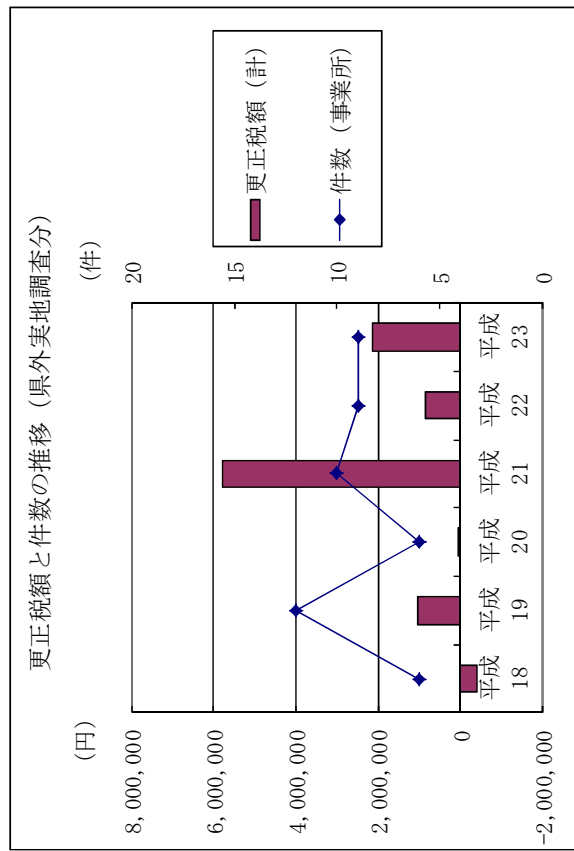
償却資産担当



ウ 償却資産 年度別 県外実地調査実績表

年 度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
調査件数 (事業所)	全件(A)	6	12	6	10	9
	訪問調査	5	8	4	6	4
	郵送調査	1	4	2	4	5
件数 (更正)	全件	15	10	3	38	5
	訪問調査	10	10	2	23	1
	郵送調査	5	0	1	15	4
件数 (更正事業所数)	全件(B)	4	4	2	8	2
	訪問調査	3	4	1	5	1
	郵送調査	1	0	1	3	1
非違割合(事業所数)	66.7%	33.3%	33.3%	80.0%	22.2%	55.6%
更正税額(増)	138,700	1,068,600	25,900	5,854,800	853,900	2,146,200
更正税額(減)	-536,800	-12,500	0	-59,000	0	-7,200
更正税額(計)	-398,100	1,056,100	25,900	5,795,800	853,900	2,139,000

償却資産担当



前掲した表アの通り、過去 6 年間の実施調査実績は、調査件数 800 件(A)、非違割合（事業所数）79%、更正税額（増・減）64,256,000 円(C)（一年当たり 10,709,333 円）で、調査件数（事業所）当たりはの平均更正税額は、80,320 円 (C/A) となる。

②調査根拠

地方税法第 408 条（固定資産の実地調査）

「市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならない。」により実施するもの。

* 固定資産評価補助員は長野市では資産税課職員全員を指す。

<参考法令>

※地方税法第 403 条（固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員の任務）

「市町村長は、第 389 条又は第 743 条の規定によつて道府県知事又は総務大臣が固定資産を評価する場合を除く外、第 388 条 1 項の固定資産評価基準によつて、固定資産の価格を決定しなければならない。」

2「固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、総務大臣及び道府県知事の助言によつて、且つ、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によつて、公正な評価をするように努めなければならない。」

※地方税法第 404 条（固定資産評価員の設置）

「市町村長の指揮を受けて資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価を設置する。」

「固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。」

※地方税法第 405 条（固定資産評価補助員）

「市町村長は、必要があると認められる場合においては、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、固定資産評価補助員を選任して、これに固定資産評価員の職務を補助させることができる。」

③実地調査の処理手順

ア 調査対象地区の選定

イ 調査対象事務所の抽出

●次の条件で抽出

- ・課税標準額 150 万円以上
- ・法人
- ・調査対象地区事業者
- ・普通申告並びに税理士電算申告事業者

●資産件数により調査方法を選別

- ・訪問調査（現地における書面調査及び現地確認）
：概ね 20 件以上 100 件未満
- ・郵送調査（書面調査）
：概ね 100 件以上及び 20 件未満

- ウ 調査関係、書類準備（住宅地図、修正申告書含む）
- エ 事業者及び税理士宛に調査依頼文書発送
- オ 事前調査（所有建物の確認、HP の確認、申告済み資産内容の確認 等）
- カ 調査認定の最終確認
- キ 調査実施
- ク 「償却資産実地調査台帳」に記載
- ケ 申告指導
- コ 修正申告書受理・審査
- サ 更正処理
- シ 実地調査実績とりまとめ

④調査方式

ア 郵送調査

実地調査対象事業を全て訪問調査するのは、日程や調査人間的に困難であることから、一定の条件のもとで事業者を抽出し、事業者側から減価償却明細等、必要書類の写しの提出を求め、長野市の一点データ（事業所における資産明細一点ごとの資料）と突合し調査を実施するもの。

■平成 24 年度の事業所抽出条件

- ・資産件数が 100 件以上 150 件以下の事業者
- ・資産件数が 20 件未満の事業者

イ 訪問調査

担当職員 2 人 1 組にて、1 日 3～4 件程度（1 件当たり概ね 1 時間程度）を目安とする。

資産件数 100 件未満で、郵送調査対象以外の調査対象事業所全て。

⑤ 国税関係、資料の活用制度

償却資産の課税に必要な国税資料の閲覧等について、平成 18 年税制改正により法律上の根拠が設けられ、償却資産に係る適正申告の確保及び未申告者の解消のための実地調査を確実に出来るよう国税関係資料の活用を図ることが可能となっている。

<参考法令>

※地方税法第 354 条の 2（所得税又は法人税に関する書類の閲覧等）

「市町村長が固定資産税の賦課徴収について、政府に対し、固定資産税の納税義務者で所得税若しくは法人税の納税義務があるものが政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該納税義務者の所得税若しくは法人税に係る課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。・・・」

『国税関係資料の活用制度』

⑥ 監査の結果等

【 意 見 】

ア 要旨

訪問調査の調査件数を減らし、その減少時間を効率良く郵送調査にまわし、全体の調査件数を増加させることで、更なる更正税額を捉える必要がある。

イ 説明

○事業者を資産件数による「郵送調査」と「訪問調査」とに選別することの意味
郵送調査は、資産件数が 100 件以上の事業者と限定している。資産件数が多いと、訪問調査の際に効率的な調査が困難となる可能性が高いことを思慮している様である。一方、訪問調査は資産件数 100 件未満を想定している。（資産件数が 20 件未満は対象外としている。）又、郵送調査は事業者側から、減価償却明細等の必要書類の写しの提出を求め、資産課税の「償却資産種類別明細一覧表」と突合し、調査を実施している。

ここまでの事から、訪問調査に関しては特別な場合（資産によっては、分離課税あるいは非課税が適用される場合）を除いて、その調査実態は郵送調査と同様と思われる。つまり、「本年度の種類別明細書コピー」と、「法人税申告書別表 16 の (2) 減価償却資産明細」又は「固定資産台帳」の読み合わせによる突合である。この際には、ほとんどの場合、現物を確認する調査は行われていない。

また、訪問調査では、上記の調査手法により、担当職員が 2 人 1 組で 1 日あたり 3～4 件程度の訪問調査を行っている。このような現状に鑑みると、特段の

理由がない限りは、訪問調査から郵送調査へ切替えることによって、業務の効率を向上させ、調査を行う件数を増加させるべきであろう。

・特段の理由

訪問調査が必要になるのは、資産所在の確認の必要性が生じた時、分離課税・特例該当資産非課税の確認を行う時、といった極限られた範囲と考えられる。

ウ 推定計算の検証

平成 23 年度の市内における実地調査実績を見ると、

訪問調査 実績件数 67 件

郵送調査 実績件数 105 件

とある。

この訪問調査を 1 日 3 件としてみた場合、 $67 \text{ 件} \div 3 \text{ 件} = 22 \text{ 日}$ を要する。2 人 1 組体制であるため、訪問調査実績を職員 1 人当たりで計算すると、 $22 \text{ 日} \times 2 \text{ 人} = 44 \text{ 日分}$ と推測することができる。

そこで、1 人 1 日 8 件の郵送調査による机上作業を行ったとすると、 $44 \text{ 日} \times 8 \text{ 件} = 352 \text{ 件}$ となり、実績郵送調査と合わせると、 $105 \text{ 件} + 352 \text{ 件} = 457 \text{ 件}$ となる。

先の①で記載した、調査件数 1 件当たりの平均更正税額「80,320 円」を掛け合わせると、 $457 \text{ 件} \times 80,320 \text{ 円} = 36,706,240 \text{ 円}$ となり、平成 23 年度市内実地調査による実績税額である 15,572,200 円を控除すると、

$$36,706,240 \text{ 円} - 15,572,200 \text{ 円} = 21,134,040 \text{ 円}$$

の更正税額の増加が見込まれることになる。

エ 結論

償却資産の事務の執行について、更なる国税関係資料の活用を図り、今後は訪問調査（特段の理由がある場合を除く）から、郵送調査中心主義へ重点を置き、調査件数を増加させるシステムに見直す必要がある。

そこで、平成 25 年度の実施計画を確認したところ、従来の調査一巡、約 10 年を 5 年に短縮した計画になっており、今回の監査意見の一部が加味されている。

今後、更なる調査のサイクルの短縮（調査件数の増加）の検討に期待したい。

（４）特定附帯設備に係る固定資産税のみなし（分離）課税について

①家屋の所有者以外の者が取り付けた家屋の附帯設備

家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他総務省令（第 10 条

の 2 の 10) で定めるものを含む。) であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するために取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することになったもの（以下「特定附帯設備」という。）については、

- ア 当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって所有者とみなし、
- イ 当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は償却資産とみなして、固定資産税を課することができることとされている（地方税法第 343 条 9 項）。

現在、テナントが建築設備、間仕切り等の附帯設備を家屋に取り付ける事例が多くみられるが、これらの附帯設備が家屋に付合する場合は、当該附帯設備は家屋の所有者が所有するもの（民法第 242 条）とされることから、従来より、当該附帯設備に係る納税義務者は家屋の所有者とされてきた。しかし、実際に当該附帯設備を使用収益しているのは、家屋の所有者ではなく、当該附帯設備を取り付けた者であるテナントであること等を踏まえ、より納税者意識に合致した取扱いとなるよう、当該附帯設備については、取り付けた者が事業の用に供することができる資産である場合に限り、取り付けた者を所有者とみなして課税することができるものとした。また、当該附帯設備を取り付けた者を所有者とみなすこととする関係上、一律、償却資産とみなして課税することができるものとしたものである。

『要説固定資産税』ぎょうせい

<参考法令>

※民法第 242 条（不動産の付合）

「不動産の所有者は、その不動産に従として付合した物の所有権を取得する。ただし、権原によってその物を附属させた他人の権利を妨げない。」

※地方税法第 343 条 9 項（固定資産税の納税義務者等）

「家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他総務省令で定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特例附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第一項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができる。」

※地方税法施行規則第 10 条の 2 の 10（法第 343 条 9 項の家屋の附帯設備）

「法第 343 条 9 項に規定する総務省令で定めるものは、木造家屋であつては

外壁、内壁、天井、造作、床又は建具とし、木造家屋以外の家屋にあつては外周壁骨組、間仕切骨組、外部仕上、内部仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上又は建具とする。」

②長野市の資料

家屋の所有者以外の者（以下「賃借人」という。）がその事業の用に供するために取り付け、次の要件を満たす特定附帯設備については、償却資産とみなして、賃借人にその分の固定資産税を課税することができる。

具体的には、総務大臣が定める「固定資産評価基準」に基づき算出された家屋一棟全体の評価額から、賃借人が取り付けた特定附帯設備の評価額を差し引いて家屋の所有者に課税し、賃借人が取り付けた部分については、償却資産として賃借人に課税することになる。

※地方税法第 343 条 9 項、同法施行則第 10 条の 2 の 10、長野市税条例第 53 条 6 項の規定。）

1 特定附帯設備とは・・・次の全ての要件を満たすもの

①家屋に属する附帯設備であること。

- ・木造家屋では、外壁・内壁・天井・造作・床・建具・建築設備の部分
- ・木造以外の家屋では、外周壁骨組・間仕切骨組・外部仕上・内部仕上・床仕上・天井仕上・屋根仕上・建具・建築設備・特殊設備の部分。

②賃借人が、その事業の用の供するために取り付けた資産であること。

③附帯設備を家屋に取り付けたことにより、家屋の所有者が所有することとなったもの。

2 特定附帯設備の課税を適用するための要件

①家屋所有者と賃借人が異なること。

②家屋所有者と賃借人との合意に基づくものであること。

③平成 17 年 6 月 30 日以降に取り付けた特定附帯設備であること。

3 特定附帯設備の課税を適用するための手続き

①家屋の所有者・賃借人が連名で「分離課税申出書」に次ぎの書類を添付し提出する。

- ・賃貸借契約書の写し（契約金額等は抹消して差し支えなし）
- ・建築図面の写し
- ・見積明細書の写し

②長野県長野地方事務所税務課又は長野市財政部資産課税課で調査の結果、償却資産とした特定附帯設備については、賃借人が償却資産として毎年 1 月 31

日までに申告すること。

4 資産税課まで連絡が必要な事項

- ・家屋の所有者又は賃借人に変更があったとき
- ・特定附帯設備が事業用資産でなくなったとき
- ・家屋の附帯設備が取去され、あらたに特定附帯設備が取り付けられたとき
- ・特定附帯設備の要件を満たさなくなったとき
- ・特例附帯設備と家屋の所有者が同一人となったとき

長野市財政部資産税課

<参考法令>

※市税条例第 53 条 6 項（固定資産税の納税義務者等）

「家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他府令第 10 条の 2 の 10 で定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用の供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第 1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。」

③特定附帯設備に係る固定資産税のみなし（分離）課税申告書

特定附帯設備に係る固定資産税のみなし(分離)課税申告書

平成 年 月 日

申告先 長野市長

家屋所有者 住 所
氏名(名称) 印

賃借人 住 所
氏名(名称) 印

次に掲げる資産は、両者協議の結果、長野市市税条例第53条第6項の規定により、賃借人が賃貸借契約に基づき施工し取得したものでありますので、固定資産税においてはこれらの資産を家屋に含めず、償却資産として建物本体と分離して取り扱われるよう申告します。

所在地		建物の名称		家屋番号
長野市				
階数	家屋の種類	家屋の構造	床面積	
地上 階・地下 階			㎡	
店名又は屋号	営業種目	賃借部分 階数及び号室	賃借部分床面積	
			㎡	
資産の名称	取得年月日	取得価格	備考	
	・ ・	円		
	・ ・	円		
	・ ・	円		
	・ ・	円		
	・ ・	円		
	・ ・	円		
	・ ・	円		
	・ ・	円		
	・ ・	円		

- ※添付書類 1. テナント施工場所が分かる図面の写し
2. 賃貸借契約書の写し
3. 見積明細書の写し

- ※留意事項 1. この申出書は、家屋所有者と賃借人が協議のうえ、提出してください
2. 資産が多い場合は、別紙を添付してください
3. 償却資産の申告書は別途提出してください

④勸奨文章

次の様な、お願い文章がある。

事業主、アパート経営者の皆さまへ
償却資産の申告をお願いします

(省略)

■貸店舗を借りているテナント事業者に課税される場合■

貸しビル、貸店舗などを借りているテナント事業者が、貸店舗にご自分の費用で事業用として内装（内外壁、天井等）や設備（電気、ガス、給排水設備等）を取り付けた場合、それらの資産については、取り付けた人の償却資産として課税されますので、必ず申告して下さい。

〔お問い合わせ 長野市役所 資産税課 償却資産担当〕

長野市財政部資産税課

⑤固定資産税（償却資産）申告の手引き

申告の手引きの中でも“Q&A”の最初に建物附帯設備を取上げ、申告勧奨を行っている。

〔償却資産に関するQ&A〕

(1)建物附帯設備について

Q. 建物附帯設備における、家屋と償却資産の区分について説明してください。

A. 家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める設備は、原則として家屋に含めて取り扱いますが、下記の設備については償却資産として取り扱います。

ア 家屋と所有者及び賃借人が取り付けした建物附帯設備

(省略)

イ 賃借人が事業のために取り付けした建物附帯設備

例・・・電気設備、給排水設備、衛生設備、内部造作（内装工事）等

地方税法（第343条第9項）改正にあたり、平成17年6月30日に長野市市税条例（第53条第6項）が改正されました。

この改正により、賃借人が事業に使用するために、借家に取り付けた建物附帯設備については、賃借人を所有者とみなし、償却資産として課税することになりました。

そのため、平成17年6月30日以降に取り付けた建物附帯設備については、賃借人が償却資産として申告する必要があります。

なお、平成17年6月29日以前に取り付けた建物附帯設備については、賃貸借契約書等において定める現状回復義務の内容により判断します。

平成17年6月29日以前	現状回復義務なし	家屋に含める
	現状回復義務あり	
平成17年6月30日以降	償却資産として申告必要	

賃借人が建物附帯設備（内装設備）を取り付けた場合、家屋の所有者と連名で「分離課税申出書」を提出していただくことがあります。

『固定資産税（償却資産）申告の手引き』長野市

⑥周知の現状

テナント入居者に対して、どのような周知がなされているかは、下記のとおりである。

- ・大規模テナント新築家屋を調査する時は、オーナーとテナント事業者の合同説明会を実施。
- ・実地調査を通じて申告を指導。
- ・申告勧奨のため『固定資産税（償却資産）申告の手引き』を郵送。（申告指導の際にも活用。）

以上が、長野市の資産税課による周知方法の現状となっている。

⑦監査の結果等

【 意 見 】

ア 長野市市税条例の改正により、平成 17 年 6 月 30 日以降、特定附帯設備については、事業で用いるために取り付けた場合、当該設備を取り付けた者を所有者とみなして課税を行えることが明確化された。申告に携わる担当税理士、或いは経理担当者等に対しての更なる周知と PR を希望する。

【 意 見 】

イ 特定附帯設備に係る固定資産税のみなし（分離）課税申告書の提出状況を調べたところ、償却資産ベース（事業所数）で、平成 24 年 12 月 28 日時点において 136 件となっていたが、家屋ベースについては、市の課税台帳に分離課税家屋のデータが無いため、件数の把握ができない状況となっている。「長野県長野地方事務所税務課」又は「長野市財政部資産税課」において、調査時に家屋ベースでのデータの収集と把握に努め、あらゆる角度から今後の申告を勧奨すべきである。

【 意 見 】

ウ 『分離課税申告書』下段の※留意事項の中、或いは『固定資産税（償却資産）申告の手引き』の中において、「分離課税申告書」を「申出書」として表記している箇所が見受けられた。当該箇所については「申告書」に表記を統一し、早急に改めるべきである。

(5) 屋外広告物

①屋外広告物

常時または一定の期間、建物や道路沿い等の屋外で、公衆に向けて表示・設置されるものをいい、屋上広告や壁面広告、地上設置広告物（野立て看板）、はり紙、アドバルーン等は、すべて屋外広告物に含まれる。

②償却資産

償却資産とは、事業の用に供することができる土地及び家屋以外の減価償却資産に対して課される固定資産税（地方税）の一つで、屋外広告物に係る申告が必要な資産の種類は以下のとおりである。（地方税法第 341 条 1 項 4 号）

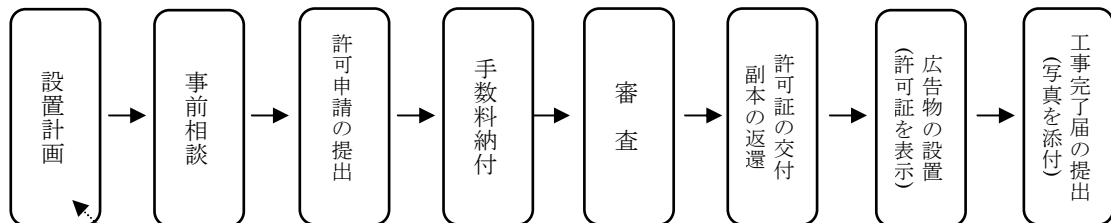
- ・資産種類 構築物
- ・内 容 広告塔、看板、門、塀、外灯、アスファルト舗装、外溝、井戸、植栽工事、緑化施設、簡易間仕切り、簡易プレハブ（基礎がなく、移動可能）等

以上のとおり、屋外広告物の大半が償却資産の対象となる。

③屋外広告物の許可申請

屋外広告物を表示・設置する場合は、一部の地域や屋外広告物を除き、あらかじめ許可申請が必要である。

■新規（変更・改造）の許可申請



「長野市屋外広告物ガイドライン」によるチェック

『長野市 屋外広告物条例のあらまし』長野市

④長野市の冊子

長野市（都市整備部まちづくり推進課）は屋外広告物の表示・設置に関して『長野市 屋外広告物条例のあらまし』を作成している。

なお、冊子の裏表紙では、次の関係法令を掲載している。

*屋外広告物を掲出する際は、長野市屋外広告物条例のほかに、 次のような関係法令の手続きが必要になる場合があります。			
法令	事例	必要な許可等	お問い合わせ先
景観法	大規模な店舗等を出店する場合	景観計画区域内における大規模行為の届出	市 まちづくり推進課
都市計画法	地区計画区域内に屋外広告物を表示・設置する場合	地区計画の区域内における行為の届出	市 都市計画課
道路法	道路上に屋外広告物を表示・設置する場合	道路占有許可	各道路管理者（市道の場合、市 監理課）
建築基準法	高さ 4m を超える工作物などに屋外広告物を表示・設置する場合	確認申請	市 建築指導課
道路交通法	道路上で作業をする場合	道路使用許可	各警察署
消防法	アドバルーンを掲出する場合	水素ガスを充てんする気球の設置	各消防署

『長野市 屋外広告物条例のあらまし』長野市

⑤監査の結果等

【 意 見 】

償却資産における課税の周知を図るために、前掲した『長野市屋外広告物条例のあらまし』において、次表の追加掲載を希望する。

法令	事例	必要な許可等	お問い合わせ先
地方税 (固定資産税 償却資産)	広告塔、看板等を 表示・設置する場合	償却資産の申告	市 資産税課 償却資産担当

外部監査人作成

さらに屋外広告物については、あらかじめ許可申請が必要であることに鑑みると、償却資産の申告漏れ防止を図るため、許可証の交付及び広告物の設置工事完了届の提出があった場合には、都市整備部まちづくり推進課から資産税課へ、当該内容についての情報が迅速に伝わるようなシステムの構築を検討されたい。

(6) 少額償却資産の除外

①少額償却資産の除外の意義

固定資産税の課税客体から除外される「その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産」とは、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、法人税法施行令第 133 条若しくは第 133 条の 2,1 項又は所得税法施行令第 138 条若しくは第 139 条 1 項の規定によってその取得価額の全部又は一部が損金又は必要な経費に算入される資産である。

具体的には、耐用年数 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満のもので一時に損金又は必要な経費に算入されるもの及び取得価額が 20 万円未満のもので 3 年間で一括して損金又は必要な経費に算入されるものをいう。ただし、法人税法第 64 条の 2,1 項又は所得税法第 67 条の 2,1 項に規定するリース資産にあっては、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が 20 万円未満のものをいう。

これは、法人税法又は所得税法における所得の計算上の便宜的な措置であり、この取扱いによりこれらの固定資産がいわゆる減価償却を認められる資産でないということになるものではないが、これらの資産はいずれも零細なものに限られているので、このようなものにまで固定資産税を課税することは適当ではないとの考えから、固定資産税においては原則として課税客体としないものである。

<参考>少額償却資産等の取扱いについて

国 税 (法人税、所得税)	地 方 税 (固定資産税)
・使用可能期間が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満のものは、一時に損金（必要な経費）に算入可	→ 一時に損金（必要な経費）に算入されたものは償却資産としない
・当該法人等の有する減価償却資産（取得価額が 20 万円未満）を一括して、3 年間で損金（必要な経費）に算入（「一括償却」）	→ 「一括償却」の対象とされたものは償却資産としない
・個別償却の場合	→ 償却資産となる

『要説固定資産税』ぎょうせい

<参考法令>

※法人税法施行令第 133 条（少額の減価償却資産の取得価額の損金算入）

「内国法人がその事業の用に供した減価償却資産で、前条第一号に規定する使

用可能期間が一年未満であるもの又は取得価額が 10 万円未満であるものを有する場合において、その内国法人が当該資産の当該取得価額に相当する金額につきその事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。」

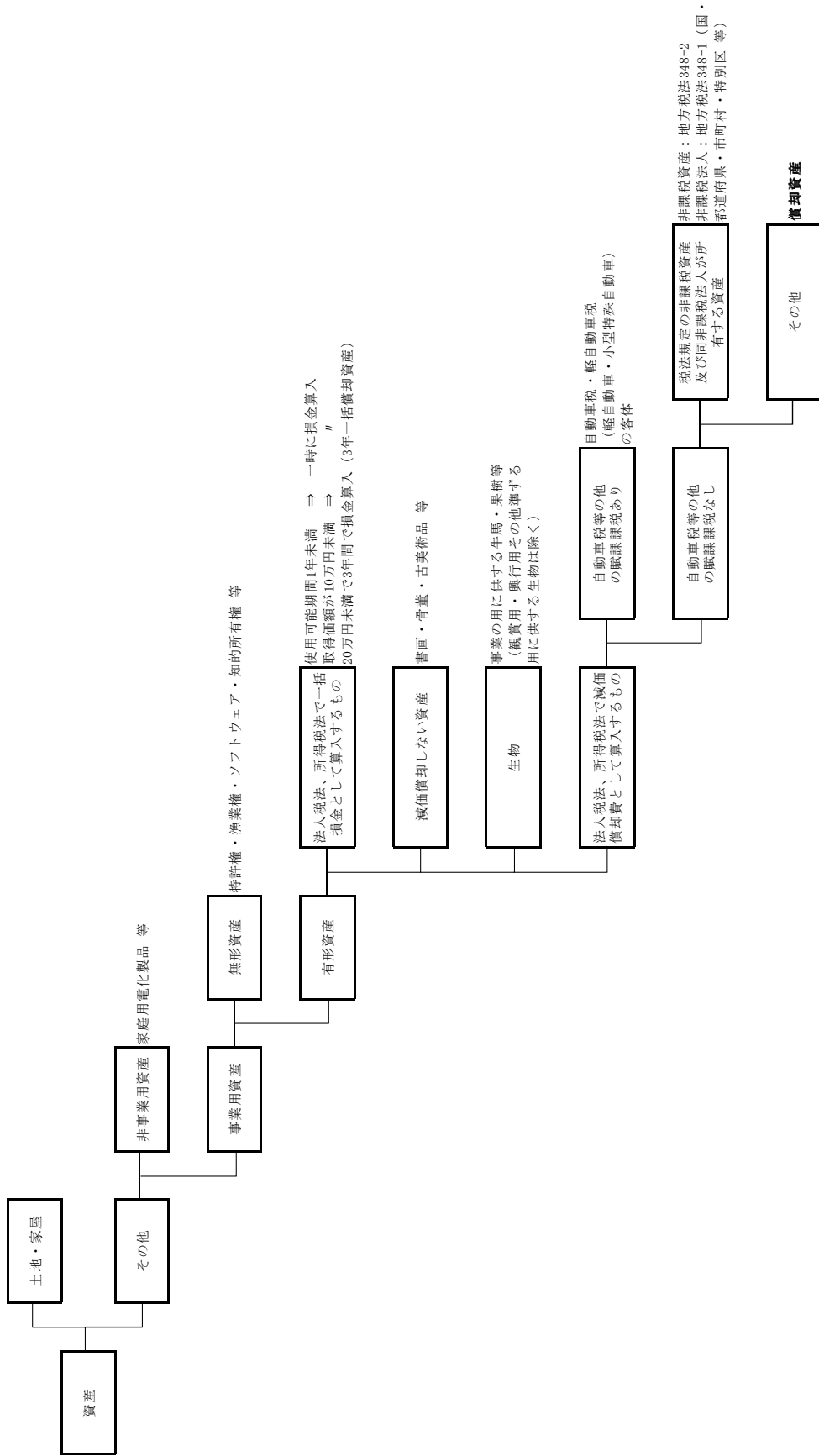
※法人税法施行令第 133 条の 2,1 項（一括償却資産の損金算入）

「内国法人が各事業年度において減価償却資産で取得金額が 20 万円未満であるものを事業の用に供した場合において、その内国法人がその全部又は特定の一部を一括したものの取得価額の合計額を当該事業年度以後の各事業年度の費用の額又は損失の額とする方法を選定したときは、当該一括償却資産につき当該事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その内国法人が当該一括償却資産の全部又は一部につき損金経理をした金額のうち、当該一括償却資産に係る一括償却対象額を 36 で除しこれに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額に達するまでの金額とする。」

②資産区分図

次頁の図は、「資産の区分」について示したものである。

②資産区分図



③長野市の資料

ア 固定資産税（償却資産）申告の手引き

少額減価償却資産については、長野市の資料『償却資産に関するQ&A』の中で、所得税及び法人税の減価償却資産との相違に関して、下記のように示されている。

申告の区分		固定資産税	所得税・法人税	備考
少額減価償却資産	3年一括償却資産	申告対象外	申告対象	取得金額が20万円未満で3年間で損金に算入する資産は申告不要
	全額損金算入資産（租税特別措置法）	申告対象	申告対象	取得価額が30万円未満で中小企業者少額資産特例適用の資産やパソコン減税対象資産は申告が必要

『償却資産に関するQ&A』長野市

イ 償却資産とは

長野市によるリーフレットにおいても、償却資産について「減価償却額または減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入できるもの。（取得価額が10万円未満の少額資産で、一時に損金に算入するものや3年で一括して損金に算入するものを除きます。）」との記載がなされている。

④監査の結果等

【 問 題 な し 】

*少額償却資産について

国税（所得税・法人税）と地方税（固定資産税）との整合性、あるいは租税特別措置法の取扱いについても明確に文章化されており、周知が図られている。また、償却資産担当業務及び資料においても適切な表示であった。

⑤その他

なお、監査の対象外の事項であるが、国税と固定資産税の取扱いの相違において「評価額の最低限度」は次の通りとなっている。

評価額の最低限度	国税 備忘価額 (1 円)
	固定資産税 取得価額×5/100

『償却資産に関するQ&A』長野市

「評価額の最低限度」については、固定資産税も国税の備忘価額 (1 円) に合わせるべきと考える。

法の整備を建議したい。

V その他

1. 収納業務

(1) 監査の手続き

収納方法については、各監査対象である市税、使用料、保険料などの収納方法について聴取し検証した。

(2) 監査の結果等

【 意 見 】

平成 25 年度より、ペイジー納付、コンビニ納付等の導入が予定されていることから、より効果的な収納が期待できる。一方で入湯税、保育料、市営住宅使用料は導入されないため、ペイジー納付やコンビニ納付を導入するか否か検討を行うことが望ましい。また、モバイルレジ収納についても検討し、より効果的な収納方法の構築を推進することが望ましい。

*モバイルレジ収納とは

モバイルレジ収納とは、納付書に印刷されたバーコードを携帯電話等のカメラで撮影して読み取り、インターネットを經由して銀行決済又はクレジット決済により税金を納付することが出来るサービスである。

通常、インターネット等を經由して銀行決済又はクレジット決済を行うためには、20 桁以上の納付書番号の入力手続きが必要であるが、バーコードを読み取ることにより、納付書番号の入力を省略でき、納付手続きをより簡単で確実に行うことが可能となる。

2. 災害減免について長野市の広報等による被災者への配慮について

(1) 監査の手続き

災害の発生に因る被災者は各種の災害減免を受ける権利を有するが、減免の適用を受けるには定められた期日までに所定の手続きを踏まなければならないことが条例で定められている。

今回の監査の目的である各種減免制度について監査を進める過程において、災害減免等を受ける権利を有する者において、減免申請を行わなかった事例を見受けた。その理由については不明であるが、被災者等において不利益となる要因が、減免制度に対する広報等の不足によるものであるのか否かの視点から監査を行った。

(2) 監査の結果等

【 問 題 な し 】

平成 24 年 9 月に、「長野市地域防災計画」及び「長野市水防計画」が策定されており、大規模な災害に対応する手続等について真剣さが伺える。一度大規模な災害が発生した場合には、直ちに市のホームページ上に被災した事を原因とした場合の情報が掲げられることになっている。では、比較的小規模な災害の発生による被災者への対応はどのようになっているか。

被災の程度に関係なく、被災者は物理的、精神的余裕がないことが予測され、被災者に不利益が生じない配慮をする必要性を強く感じる。この点に関しては、「火災に遭われたときは」というパンフレットを被災された者に手渡している。このパンフレットの内容を確認すると、次の内容について網羅されている。

1. 「り災証明書」の発行について
2. 長野市清掃センター「り災物件」の受け入れについて
3. 火災に遭われた後の各種手続き
 - ア 印鑑登録手帳の再登録
 - イ 住民基本台帳カードの再発行
 - ウ 外国人登録証の再交付
 - エ 国民健康保険証の再交付
 - オ 金手帳（基礎年金番号通知書）の再交付
 - カ 年金証書の再交付
 - キ 福祉医療費受給者証の再交付
 - ク 老人保健 医療受給者証の再交付
 - ケ 介護保険被保険者証の再交付
 - コ 身体障害者手帳の再交付
 - サ 療育手帳の再交付

- シ 精神保健福祉手帳の再交付
- ス 障害福祉サービス受給者証の再交付
- セ 自立支援医療受給者証（更生医療）の再交付
- ス 自立支援医療受給者証（精神通院）の再交付
- 4. その他の再交付手続き
 - ア 運転免許証の再交付
- 5. 火災に遭われた時の相談窓口
 - ア 国民健康保険料の減免
 - イ 国民年金保険料の免除
 - ウ 介護保険料の減免
 - エ 介護保険利用者負担額の減免
 - オ 障害福祉サービス利用者負担額の軽減
 - カ 保育料の減免
 - キ 個人市民税の減免
 - ク 固定資産税・都市計画税の減免
 - コ 市税の納税猶予
 - サ 所得税、個人市民税の雑損控除
 - シ 県営住宅・市営住宅へのり災世帯の受け入れ
 - ス り災児童生徒の教科書及び学用品について
- 6. その他の制度について
 - ア 中小企業振興資金（経営安定特別資金・災害対策）
 - イ 災害等見舞金（品）事業について

以上のように、被災された者に対して保護する観点から、2 度手間、3 度手間とならないようしっかりとした内容になっており、当初の疑問であった広報等の不足による未対応の心配は無いことが理解できた。よって、問題なしと判断した。

3. 生活保護に関する件

今回の特定の事件（テーマ）

- ・市税等の非課税・免税・減免・軽減等に関する事務の執行について
- ・固定資産税の非課税・免税等及び償却資産の事務の執行について

今回のテーマに共通するものとして、多くの減免等を受けており、最近特に話題性及びその問題性を指摘されている生活保護に関して、最後に若干触れておくことにする。

（1）概要

生活保護の動向は社会情勢や経済状況に影響される傾向があり、平成 20 年度のリーマンショックによる、失業者の増加にともない、本市の被保護人員も急増することとなり、毎年高い水準で増加している。

被保護世帯を典型的にみると高齢者及び傷病・障害者世帯の割合が全体の約 76%を占め、自立が困難な要因のひとつとなっている。

なお、長野市の 23 年度平均の保護率 7.2%は全国平均の 16.2%と比較するとかなり低いが、長野県の平均 5.2%を上回る水準にある。

① 年度別被保護世帯人員の推移（実数）

年度	年度末 総世帯 (世帯)	年度末 総人口 (人)	被保護世帯数		被保護人員		年平均 保護率
			総数	月平均	総数	月平均	
23	154,127	386,026	25,269	2,106	33,632	2,803	7.23
22	153,202	387,146	22,987	1,916	30,584	2,549	6.56
21	152,343	387,815	20,040	1,670	26,282	2,190	5.70
20	148,121	380,883	16,998	1,417	21,673	1,806	4.73
19	146,935	381,114	15,695	1,308	19,929	1,660	4.34
18	145,798	381,903	14,285	1,190	18,119	1,509	3.94
17	144,284	381,592	13,371	1,114	16,902	1,409	3.68

『市政概要 平成 24 年度版』長野市議会事務局

② 法定扶助事業

厚生労働大臣の定める基準により要保護者の需要に応じて、各扶助を単給又は併給として行う。（昭和 25 年 5 月生活保護法施行）以下では、その概要等について記載している。

事業名	概要	24年度予算額	
		23年度実績	
生活扶助費	原則として金銭給付によって行う。 (1)衣食、その他日常生活の需要を満たすために必要なもの (2)移送	2,017,100 千円	
		延人員	29,914 人
		延世帯	22,041 世帯
		扶助費	1,621,059 千円
住宅扶助費	原則として金銭給付によって行う。 (1)住居 (2)補修、その他住宅の維持のために必要なもの	752,533 千円	
		延人員	27,938 人
		延世帯	20,540 世帯
		扶助費	583,223 千円
教育扶助費	原則として金銭給付によって行う。 (1)義務教育に必要な教科書、その他の学用品及び通学用品 (2)学校給食、その他義務教育の伴って必要なもの	47,446 千円	
		延人員	2,227 人
		延世帯	1,616 世帯
		扶助費	28,364 千円
医療扶助費	原則として現物給付によって行う。 (1)診察 (2)薬剤又は治療材料 (3)医学的処置、手術及びその他の治療並びに手術 (4)病院又は診療所への収容 (5)看護 (6)移送	2,123,548 千円	
		延人員	21,764 人
		延世帯	18,259 世帯
		扶助費	2,010,286 千円
介護扶助費	原則として現物給付によって行う。 (1)居宅介護(居宅介護支援計画に基づくもの。) (2)福祉用具 (3)住宅改修 (4)施設介護 (5)移送	96,329 千円	
		延人員	3,843 人
		延世帯	3,744 世帯
		扶助費	81,502 千円
出産扶助費	原則として金銭給付によって行う。 (1)分べんの介助及び前後の処置 (2)衛生材料等	190 千円	
		件数	0 件
		扶助費	0 千円
生業扶助費	原則として金銭給付によって行う。 (1)生業に必要な資金、器具又は資料 (2)生業に必要な技能の修得 (3)就労のために必要なもの	17,918 千円	
		延人員	678 人
		延世帯	610 世帯
		扶助費	11,329 千円

葬祭扶助費	原則として金銭給付によって行う。 (1)検案 (2)死者の運搬 (3)火葬又は埋葬 (4)納骨、その他葬祭のために必要なもの	2,593 千円
		延人員 31 人 延世帯 31 世帯 扶助費 1,933 千円
施設事務費	救護施設 2 か所 (旭寮、共和寮) 授産施設 6 か所 (長野授産所、篠ノ井授産所、 松代福祉企業センター、戸隠福祉企業センタ ー、信州新町授産センター、中条社会就労セン ター)	356,745 千円
		救護延人員 1,166 人 授産延世帯 2,150 人 施設事務 337,143 千円

『市政概要 平成 24 年度』長野市

③ 法外援護事業

事業名	概念		24 年度予算額	
			23 年度実績	
生活保護世帯 児童生徒 援護金支給事 業	被保護世帯の児童・生徒を対象に保育所入 所から中学校卒業までの児童・生徒の保育、 学習及び就職等に必要な金品を支給する。		905 千円	
	援護の種類	23 年度支給額 (1 人あたり) (円)	23 年度実績	
			人員 (人)	決算額 (千円)
	保育所新規入所児童の支度 に要するもの	10,000	2	20
	小・中学校入学児童・生徒 の支度に要するもの	7,000	29	203
	中学校卒業生徒の就職又は 進学に要するもの	10,000	17	170
	小・中学校在学児 童・生徒の学習、 運動に要するもの	小学校	96	576
		中学校	70	490
	特殊支援学校及び	小学校	3	21

特殊支援学級在学

	児童・生徒の学習、運動に要するもの	中学校	8,000	2	16
	合計			219	1,496
生活応用金支給事業	被保護者が法令等による保証の基準外の需要又はその補完を必要とする金品の給付を行う。(被服、家具什器、家具補修費、法外診断書作成料等)			50千円	
				食料費等 決算額	3件 35千円
授産所通所作業員就労奨励費支給事業	通勤費(バス、電車賃)の一部を支給する。 1日あたり実費の $\frac{1}{2}$ (250円限度)			1,844千円	
				延人員 決算額	478人 1,793千円
し尿汲取料支給事業	「長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定による手数料等の減免措置の適用ができない若穂・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区内の被保護者にし尿汲取料を支給する。			197千円	
				延世帯 決算額	26世帯 204千円

『市政概要 平成24年度』長野市

④ 生活保護費算定基準(2-1級地 H23.4.1現在)

ア 本市における最低生活保障水準

(単位:円)

区分	世帯類型	標準世帯 33歳男(無職) 29歳女、4歳女	高齢世帯 72歳男(無職) 67歳女	高齢単身世帯 70歳女(無職)	母子世帯 30歳女(無職) 9歳男、4歳女
	一等		97,280	62,280	29,430
二等		48,490	43,740	39,520	48,490
教育費		—	—	—	(小3) 5,310
住宅費		実費(48,900)	実費(48,900)	実費(37,600)	実費(48,900)
冬季加算		16,250	13,620	10,520	16,250
期末一時扶助		38,700	25,800	12,900	38,700
母子加算		—	—	—	23,360
児童養育加算		10,000	—	—	20,000

合 計	4月～10月 (1人当たり)	155,770 (51,923)	106,020 (53,010)	68,950	188,790 (62,930)
	11月,1～3月 (1人当たり)	172,020 (57,340)	119,640 (59,820)	79,470	205,040 (68,346)
	12月 (1人当たり)	210,720 (70,240)	145,440 (72,720)	92,370	243,740 (81,247)
	各月実費支給	—	—	—	学校給食費

『市政概要 平成 24 年度』長野市

就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費し得る水準としては、上記の額に控除額を加えた額となる。なお、教育費は基準額と学級費等の合計額。また、住宅費の（ ）内には限度額を掲載した。

イ 生活扶助基準等の改定状況

時期	H24. 4	H23. 4	H22. 4	H21. 4	H20. 4	H19. 4	H18. 4
基準額 (円)	162,540	165,540	165,540	157,540	157,540	157,540	157,540
対前年度当初 改定率 (%)	- 2%	0%	5%	0%	0%	0%	0%

※2 - 1 級地標準 3 人世帯 (年度平均、期末一時扶助は算入しない。)

『市政概要 平成 24 年度』長野市

(2) 生活保護に関する歳入、歳出

次頁から記載した表は、平成 24 年度の長野市における、生活保護に関する歳入及び歳出について、簡潔に記したものである。

①生活保護に関する歳入（平成24年度、一般会計）

歳入（一般会計）

（款） 14 国庫支出金 18,654,765千円

（項） 1 国庫負担金 12,930,136千円 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較
1 民生費国庫負担金	12,833,933	14,484,254	△ 1,650,321
2 衛生環境費国庫負担金	27,242	21,604	5,638
3 教育費国庫負担金	68,961	60,877	8,084

節		説明	
区分	金額		
1 社会福祉費負担金	2,733,819	特別障害者手当等給付費負担金	149,243
		保険基盤安定負担金	86,143
		国民年金事務費交付金	60,769
		特別児童扶養手当支給事務交付金	1,010
		障害者介護給付費等負担金	2,359,073
		障害者医療費負担金	77,581
2 児童福祉費負担金	5,975,342	児童福祉運営費負担金	5,558,362
		児童扶養手当給付費負担金	416,980
3 生活保護費負担金	4,124,772	生活保護費負担金	4,053,300
		中国残留邦人生活支援給付金	71,472
1 保険衛生費負担金	27,242	感染症予防等負担金	2,769
		結核医療費負担金	6,771
		未熟児養育費負担金	8,969
		障害児医療費負担金	6,511
		疾病予防対策事業負担金	2,222
1 中学校費負担金	18,846	中学校新增築事業費負担金	
2 高等学校費負担金	50,115	公立高等学校授業料不徴収交付金	

『平成24年度 長野市(一般会計・特別会計)予算説明書』

②生活保護に関する歳出（平成 24 年度、一般会計）

歳出（一般会計）

（款） 3 民生費 45,136,396千円

（項） 4 生活保護費 5,801,164千円

（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳	
				特定財源の内訳	一般財源
1 生活保護総務費	288,469	253,008	35,461	国庫支出金	265,523
				17,846	
				県支出金	
				5,100	
2 扶助費	5,512,695	5,360,965	151,730	国庫支出金	1,377,923
				4,124,772	
				諸収入	
				10,000	

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	1,272	生活の安定と自立	39,797
2 給料	126,324	生活保護	39,797
3 職員手当等	80,753	効率的な行政の推進	248,672
4 共済費	42,928	職員人件費 32人分	248,672
7 賃金	8,935		
9 旅費	899		
11 需用費	2,470		
12 役務費	5,271		
13 委託料	9,702		
14 使用料及び賃借料	9,639		
19 負担金補助及び交付金	276		
20 扶助費	5,512,695	生活の安定と自立 生活保護 中国帰国者等援護	5,512,695 5,417,398 95,297

『平成24年度 長野市(一般会計・特別会計)予算説明書』

（3）生活保護の現状

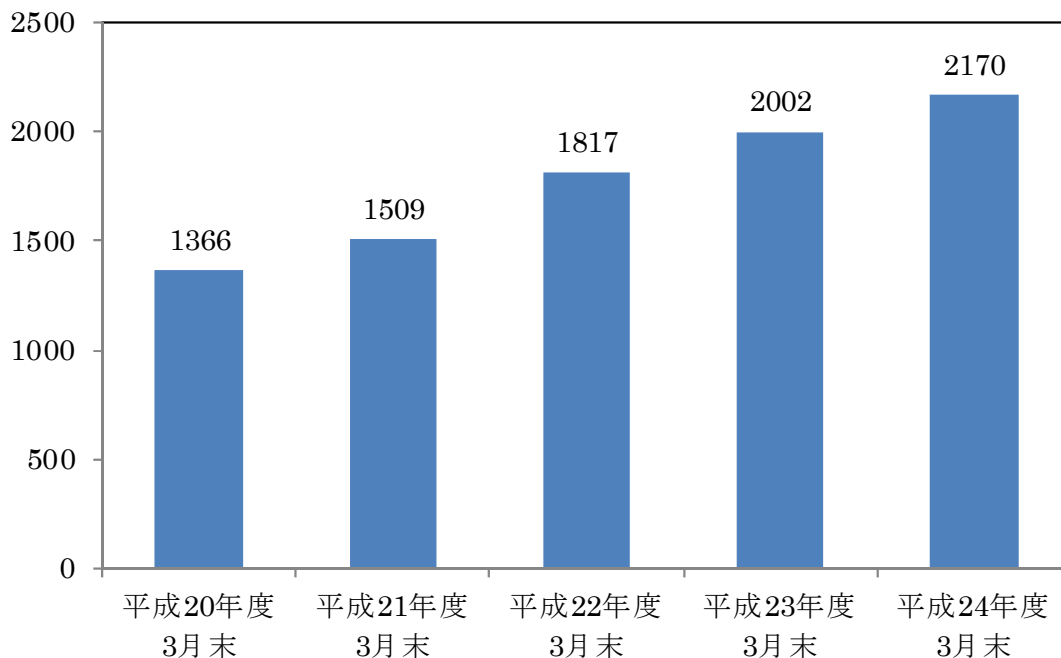
①現状

平成 24 年 9 月時点で、生活保護を受けている人は全国で約 213 万人、受給世帯は約 156 万世帯にのぼり、ともに過去最多となっている。又、65 歳以上の高齢者世帯が全体の 4 割以上を占めている。長野県内では、同時点において 1 万 1373 人が生活保護を受けており、受給世帯は 8685 世帯となっている。65 歳以上の高齢者世帯が占める割合は 41.3%である。

長野市を見ると、平成 24 年 3 月時点での受給世帯は 2170 世帯となっており、平成 20 年の 3 月時点と比べて 804 世帯、その割合で 58.9%も増加している。この様な状況は平成 20 年のリーマンショック以降に顕著となり、生活保護の受給

世帯は増加傾向にある。

長野市内の生活保護受給世帯



『長野市民新聞 平成24年6月19日(火)』

福祉経費の扶助費は、平成 23 年度で国費を含み 43 億 3,769 万円となっており、平成 20 年度の 32 億 3,249 万円より約 11 億円も増加している。なお、生活保護費は国が 4 分の 3、市が 4 分の 1 を負担している。

②ケースワーカー〔Caseworker〕

社会福祉法に基づき、県や市の各福祉事務所に配置される職員で、社会福祉主事の資格が必要である。生活保護の受給申請者と面接し、資産・家庭状況等を調べ、それらをもとに各福祉事務所が受給の可否を判断する。受給世帯の状況を継続調査し、日常生活や健康状況等の相談を受けたり、働ける人への助言や指導を行ったりする。

社会福祉法によると、ケースワーカー1人当たりが受け持つ受給世帯の標準は、都市部で 80 世帯、郡部で 65 世帯となっている。長野県の場合、ケースワーカーは平成 24 年 4 月 1 日現在、146 人で平均 60 世帯弱である。

長野市では、同現在 25 人のケースワーカーが配置されており、平均 80 世帯超となっている。なお、平成 20 年には 17 人であったケースワーカーが、現在 25 人となっている。

(4) 保育資産の調査

基本的には申請者が提出する「資産申告書」「収入申告書」に基づいて行われ、申告内容の裏付けや、申告もれの有無についての確認のための調査である。

長野市内に不動産を保有している場合には、確認等の調査は比較的安易であるが、長野市外の不動産等については本籍地、前居住歴等の知り得る情報により、可能な限りの調査が行われている。

又、金融機関等の調査においても、申請者からの「同意書」を受理しているため、あらゆる調査が可能である。例えば、1人の申請につき39機関の金融関係の調査が行われていた。

長野市「資産申告書」

資料番号 第 号

資 産 申 告 書

福祉事務所長 殿

平成 年 月 日

住所
申告者 氏名

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

不 動 産	種 類	面 積 等	名 義 人	所 在 地	抵当権		
	建 物	専 用 住 居 其 他	造 m ² 造 m ²			有・無 有・無	
動 産	宅 地	m ²			有・無		
	土 田	a			有・無		
	畑	a			有・無		
	山 林 原 野	a			有・無		
助 産	預 貯 金	預 金 先 口座番号 金 額	円	円	円	円	
	現 金					円	
	有 価 証 券	() 評 価 額				円	
	各 種 保 険	種 類	被 保 険 者	受 取 人	契 約 金 額	掛 金 (月 額)	円
							円
	自 動 車 (白二を含む)	(名義人)	(車種)	(排気量)	(年式)		
	貴 金 属 類	() 評 価 額				円	
其 他 高 価 な も の	品 名						
負 債 (借 入)	有・無	金 額	借 入 先				

(5) その他

- ① 生活保護を受ける世帯数の増加が、今後も続く様相を呈しているため、ケースワーカーにおいては更なる増員の検討をするなど、生活保護受給者の生活実態を見極めることで、より適切な支援を行うことを希望する。また、生活保護の不正受給問題が深刻化する中、調査の目が行き届き、不正受給の防止につながることも希望する。

生活保護受給者に対する適切な支援と適正な調査を行うことにより、市の扶助費の負担額を減らすことにつながるものとする。

- ② 破産等の事由により生活保護費を受給している者に対し、グレーゾーン金利の返還請求による回収可能性の検討と指導は将来の課題であるとする。

又、長期生活支援資金貸付制度（リバースモーゲージ制度：Reverse mortgage）の積極的な検討を希望する。

* リバースモーゲージ制度

逆抵当融資と呼ばれるこの制度は、自分の家に住みながら、それを担保に生活必要資金を少しずつ借り、死亡時に資産の家や土地を売却して一括返済するものである。

4. 平成 18 年度包括外部監査における指摘、意見についての措置状況についての検証

平成 18 年度の包括外部監査のテーマは、主に市民税、固定資産税、国民健康保険料に関する事務の執行についてであった。取り上げる範囲は非課税、減免等と限定されるが、今年度も市民税、固定資産税、国民健康保険料を取り上げている。したがって、今回の監査において重複して監査の対象となるものがある。平成 18 年度において付された指摘、意見については措置状況の検証を行うことによりその後の状況を把握することが、監査手続の重複を避けることに繋がると考えた。ただし、監査対象の重要性に鑑み、個々の事案によっては再度監査の対象にしたものもある。

平成 18 年度の指摘事項等	措置状況等	監査の結果
<p>(結果)</p> <p>II 市民税に関する監査の結果と意見</p> <p>3.法人市民税の賦課に関する事務の執行</p> <p>(4) ① (キ) 中間申告義務のある法人について</p> <p>予定申告書又は中間申告書の提出がない法人から予定納税がない場合には、みなす申告の適用ができる。</p> <p>みなす申告の適用がないと、予定納税額に係わる収入調定が行われなし、納付すべき税額の督促もない。この結果予定納税額の納付をしないまま確定申告を迎えても延滞金は発生しない。</p> <p>中間申告義務がありながら申告をしない法人に対しては、システム上の改善をした上で、原則どおりみなす申告を適用すべきである。</p>	<p>(平成 19 年 10 月 25 日措置の通知書より)</p> <p>中間申告義務があり未申告である法人の把握については現行システムでは対応できていない。システムの改善を検討しているが、当面の間は課税資料によって上記未申告法人の把握を行い原則どおりみなす申告を適用することとした。(平成 19 年 9 月から実施)</p> <p>(市民税課)</p> <p>[平成 24 年度包括外部監査における現状の聞き取り]</p> <p>システム改善については、現行システムの改修及び新システム導入の検討を行ったが、システム改修には複雑な作業が必要となること、また、新システム導入には高額な費用がかかることに比べて従来の方法(前年度課税台帳との突合)でも未申告法人の把握は容易なことから、従来システム管理を続けている。</p> <p>なお、現在も課税データから対象となる法</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>システム改善については高額な費用をかけてまで行わなくとも、従来の方法でも未申告法人の把握が容易とのことであるので、現行では妥当である。</p> <p>さらには、中間申告義務のある法人が未申告とならないようにすることも必要である。</p>

	<p>人を抽出し、中間申告がない場合は、みなし申告を適用している。</p> <p>(市民税課)</p>	
<p>(結果)</p> <p>(4) ② (イ) 従業員数のチェックについて 給与支払総括表の提出人員と申告書に記載された人数のチェック、資本積立金額のチェックは行っていないとのことである。しかし、均等割の額は従業員数と資本積立金額によって決まってくるのであるから、テスト又はローテーションでこれらについてもチェックすべきである。</p>	<p>(平成 19 年 10 月 25 日措置の通知書より)</p> <p>従業員数のチェックについては、抽出により市民税課に提出された給与支払総括表の人数をチェックすることとした。(平成 19 年 10 月期から実施)</p> <p>また、資本積立金額については、抽出により法人税に関する書類の閲覧等によりチェックすることとした。(平成 19 年 10 月期から実施)</p> <p>(市民税課)</p> <p>[平成 24 年度包括外部監査における現状の聞き取り]</p> <p>従業員数のチェックについては、課税データより従業者 45 人～55 人の法人を、毎年 10 数件抽出し、給報と照合を行っている。</p> <p>また、資本積立金額のチェックについても、</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>従業員数のチェックについて、従業者数が 50 人以下か超えるかで均等割の額が変わってくるので、従業者数が 45 人～55 人の法人を調査していることは妥当である。</p> <p>資本積立金額のチェックについて、税務署に提出された決算報告書等と照合しているので、その信憑性は増すと考えられるので妥当である。</p>

	課税データより資本積立金がある法人を、毎年10数件抽出し、税務署にて法人税申告書と照合している。 (市民税課)	
<p>(結果)</p> <p>IV収納に関する監査の結果と意見</p> <p>③納税の緩和措置</p> <p>(ア) 執行停止手続の承認について</p> <p>滞納処分の執行停止について、抽出した42件のうち1件について、決裁権限の誤りが発見された。滞納処分後即時消滅のケースでは、不納欠損処分であるから、本来部長決裁でなければならないが、これを課長決裁で行っていた。</p> <p>執行停止後即時消滅などの不納欠損処分は、市税の債権を消滅させる行為であるので、決裁権限の遵守は重要である。決議書の下にケースごとの決裁権限を記載するなどして、誤りのないよう処理する必要がある。</p>	<p>(平成19年10月25日措置の通知書より)</p> <p>執行停止手続については、滞納整理用システムでの処理後、帳票出力し決裁を行っている。この決裁欄における決裁区分の表示が十分でなかったことから、今後は決裁区分を明確にするため、平成19年度に実施する税制改正に伴うシステム改修にあわせ、出力帳票への決裁欄の追加と決裁区分を表示することとした。</p> <p>(収納課)</p> <p>[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り]</p> <p>平成19年度に措置を行い、平成24年度も継続して行っている。</p> <p>(収納課)</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>出力帳票への決裁欄の追加と決裁区分を表示することとしたので、誤りのない処理が可能となる。</p>

<p>(意見)</p> <p>II 市民税に関する監査の結果と意見</p> <p>3.法人市民税の賦課に関する事務の執行</p> <p>(4) ① (ア) 不申告台帳のレビューについて</p> <p>電話調査、現地調査の結果は不申告台帳に記載されていた。しかし、その結果の記載は現況等の記載に留まり、不申告の理由及び、アクションプランを個別の案件ごとに明示した上で、さらに一覧表に記載することが望まれる。</p>	<p>不申告台帳については、紙での管理から、データ (Access) の管理に移行しており、また、アクションプランについても、Access の調査状況の欄に入力するように改善した。なお、データ管理としたため、一覧表で確認を行っている。</p> <p>(市民税課)</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>紙での管理からデータ (Access) の管理に変えることにより、管理の効率性が増す。</p> <p>アクションプランを作成することにより不申告法人の減少に向けた取り組みを実際に行うことが可能となる。</p>
<p>(意見)</p> <p>(4) ① (イ) 未登録法人調査表のレビューについて</p> <p>上記のような一覧表を作成することは調査の進捗を管理してゆく上でも大変有用なことであり、今後も継続して頂きたい。上表のオ、クの法人は、調査を継続して行う必要がある法人である。現地調査により申告法人を増加させることが望まれる。</p>	<p>[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り]</p> <p>未登録法人についても、データ (Excel) での管理を継続して行っている。</p> <p>なお、オ・クの法人についても、毎年現地調査は行っているが、全件実施はできていないため、引き続きローテーションで調査をしていく。</p> <p>(参考)</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>現地調査を毎年可能な範囲で行っている。</p> <p>さらには、市の調査で得られる情報だけでは限界があると思われるので、税務署と連絡を取り、税務署の情報も活用することを実施されたい。</p>

	<p>才電話をしたが確認が取れなかった法人 ク電話をして実体ないとの回答を得たが、活動が疑われる法人 (市民税課)</p>	
<p>(意見) (4) ① (エ) 長野市に支店のある法人の把握について 長野市以外に住所を持つ法人で長野市に給与支払報告書を提出している法人は、長野市に支店等を有する可能性が考えられるが、従業員の住所地に必ず支店等があるとは限らないという理由で調査を行っていない。しかし、支店法人を網羅するための1つの参考となるので、絞込みの手段として考えることが望まれる。 また、ハローページに記載されていないこれらの法人についても、未登録法人リストに記載をする必要があるものとする。</p>	<p>[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り] 従業員の住所地に支店があるとは限らないことから、現在も給報との照合は行っていないが、未登録法人として調査対象となった法人の中に、給与支払報告書の提出がある法人については調査している。 (市民税課)</p>	<p>未登録法人として調査対象となった法人の中に、給与支払報告書の提出がある法人については調査しているとのことであり、支店法人を網羅することにつながるため妥当である。 過去5年間、毎年、給与支払報告書が提出されている支店法人をリストアップするなどして、調査対象を限ることで調査の省力化に資する方法を検討すべきである。</p>
<p>(意見) (4) ① (オ) 長野市に新規設立届、異動届を未提出である法人の把握について</p>	<p>[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り]</p>	<p>適切な措置がなされている。</p>

<p>未登録かつ未申告の12件は、新規設立届が提出されていないことが原因であった。このため興信所情報についても、少なくとも未登録法人リストに網羅して調査対象とすべきと考える。</p>	<p>興信所情報「東京商工リサーチ」で把握した法人も、未登録法人としてリストに加え調査をしている。 (市民税課)</p>	
<p>(意見) (4) ① (カ) 公益法人の把握について 平成19年度調査予定とされており、このため平成19年度では公益法人についても課税の適正化が得られるものと期待される。</p>	<p>[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り] 平成19年度から、公益法人も含めて未登録法人の調査を実施している。 (市民税課)</p>	<p>適切な措置がなされている。</p>
<p>(意見) (4) ② (ウ) 減免について 減免申請書上に収益事業が行われていないという明確な記載がなかったものがあつた。決算書が添付されており、実質審査をしているので、それを閲覧すれば収益事業を行っていないということが一目瞭然であるとのことであるが、減免申請書が用意されているので明確に収益事業がないことを申請者に記載させるべきである。</p>	<p>[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り] 平成19年度から、減免申請書に収益事業がないことを記載して提出してもらうようにしている。 (市民税課)</p>	<p>適切な措置がなされている。 減免申請書の記載の網羅性が守られるので妥当である。今回の監査でサンプリングをした減免申請書においても該当する記載が確認できた。</p>
<p>(意見)</p>		

<p>(4) ② (エ) 均等割賦課の正確性について 給与支払報告書の提出枚数が 50 枚超であるのに、法人市民税申告書に記載されている均等割の税率適用区分に用いる従業者数が 10 人未満である法人が 88 件中 12 件あった。これら 12 件の法人については、従業者数の正確性を確かめるために法人から期末時点における従業者数を示す資料の提出を求め、従業者数の正確性を検証することが望まれる。</p>	<p>〔平成 24 年度包括外部監査における現状の聞き取り〕 (4) ② (イ) の指摘と同様 従業員数のチェックについては、課税データより従業者数 4 5 人～5 5 人の法人を毎年 1 0 数件抽出し、給報と照合を行っている。その結果、差異がある場合には従業者数を示す資料の提出を求め調査を行っている。 (市民税課)</p>	<p>適切な措置がなされている。 従業者数を示す資料の提出を求め調査を行っているので、均等割賦課の正確性に資するため妥当である。</p>
<p>(意見) 5.個人市民税の賦課に関する事務の執行 (3) ① (ア) 給与支払報告書の未提出者の把握方法について 給報催告リストはチェックリスト的に使用するだけでなく、ある一定時点の未提出者とその未提出の理由を記載し、一覧表にまとめることによって翌年度以降の参考資料とするとともに、経年比較した形式で作成することが有用と考える。</p>	<p>〔平成 24 年度包括外部監査における現状の聞き取り〕 従業員の退職等により、長野市に提出する給与支払報告書がなくなる事業所もあるため、経年管理された資料を参考とするよりも、前年と比較して作成している給報催告リストを元に提出依頼を行うほうが有効と考える。 なお、継続的に提出が遅れている事業所についてはシステムで確認できるため、担当者による催告を行っている。</p>	<p>適切な措置がなされている。 納税義務者の網羅性確保の観点から前年比較リストの方が有効であるならば、その取り組みは妥当といえる。</p>

	<p>※ この時期は非常な繁忙期で、提出された給報への対応が最優先となっているため、給報パンチ入力期間中に、全体的な提出依頼を行うことは困難である。</p> <p>(市民税課)</p>	
<p>(意見)</p> <p>(3) ① (イ) 給与支払報告書以外の課税資料未提出者の把握方法について</p> <p>「未申告のおたずね」の回収率を上昇させることよりも調定額の増加が目的であるので、「未申告のおたずね」を回収したことによる調定額の増加額を各年度で把握し、将来の目標調定額を算出するための基礎とすべきと考える。</p> <p>未回答者に対しては、毎年あるいは全件電話調査又は実地調査までは必要ないが、たとえば2～3年に1回あるいは未回答者の住所ごとにローテーションを組んで循環的に調査をする方法も考えられる。</p> <p>個人市民税の賦課額を増加させる方策として給与支払報告書の未提出を減少させる</p>	<p>[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り]</p> <p>「未申告のおたずね」を元に調定額の増加額を把握するよう改善を図った(例:平成23年度送付件数3,286件、申告件数777件、うち新規課税件数139件、新規課税額約900万円)。なお、従来より目標調定額の算出には、「未申告のおたずね」による新規課税で増加した調定額を含めた直近の調定状況やその年の景気の動向等、大局的な見地から見積りを行っている。</p> <p>未回答者への対応としては、後期高齢者医療保険制度より高齢者福祉課でも未申告者の調査を行っているため、循環的調査は考えていない。</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>未回答者への対応として循環的調査は考えていないとのことであるが、抽出が容易にできるのであれば、循環的調査を行うことによって税負担の公平性に資すると考える。</p> <p>なお、「未申告のおたずね」については未回答の比率が70%近くであるので、1回のおたずねだけでは充分とはいえない。未申告の理由を把握するための方策を採るべきである。</p>

<p>ことが望まれる。</p>	<p>給与支払報告書については、5.(3)①(ア)のとおり。 (市民税課)</p>	
<p>(意見) (3)①(ウ)年金支払報告書の未提出者の補足について 提出者が社会保険庁等であるから提出漏れの可能性は少ないものと考えられる。提出漏れの程度を把握するためには、給与支払報告書と同様に一度試験的に提出者のリストを作成して、翌年度において前年度提出しているが当年度未提出である者のリストを作成することが有用であると考えられる。</p>	<p>〔平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り〕 公的年金支払報告書は、地方税法第317条の6第3項により「受給者の1月1日現在における住所地に提出」とされているが、提出される公的年金支払報告書の9割を占める日本年金機構は、受給者側が各種届出書類についての送付先を登録できないために、家族等の住所地に変更するケースがあり、その場合は住民登録地には送付されていない。 また、その逆で、課税権がない自治体に公的年金支払報告書が届いても、住所地の確認が必要となることから、年金機構に照会しても個別の回答は得られず、確認することが困難な状況となっている。 なお、本件については平成24年度長野県19市税務事務研究会において是正を求める協議</p>	<p>適切な措置がなされている。 補足が困難である理由は日本年金機構にあるとの判断の下に、是正を求める要望書を提出することなので、さらなる補足の拡大が期待できる。</p>

	が行われ、要望書を提出することとしている。 (市民税課)	
(意見) (3)②(ア) 調定額の算定の正確性 長野市としても過去の課税誤りを事例集として作成し、同じ失敗を繰り返さないために、活用すべきである。	[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り] 事例集の作成はしていないが、賦課システムの共有メモ欄に、間違い易い箇所や誤った経過、苦情があったことの情報を入力し、活用している。 また、課内の税務研修の際に事例を提示し、正確を期すよう徹底を図っている。 (市民税課)	適切な措置がなされている。 事例集に代わるものとして賦課システムの共有メモ欄を活用している。また、研修において事例を提示している。それぞれ、調定額の算定の正確性に資すると考えられるので妥当である。
(意見) 6.賦課事務の効率性 ③長野市市民税課個人担当(特別徴収)の職員1人当たり調定額の推移 担当職員が申告書への入力を行う場合と外注委託する場合のコスト計算をすることによって、コストの比較検討をして外注委託を選択することも考慮すべきである。	[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り] 平成23年1月から、確定申告書についてはほとんどが、国税連携という仕組みで、賦課システムに課税データとして取り込むことができるようになり、システム使用料はかかるが、課税データを取り込んだあとの検証にか	賦課システムの変更により入力そのものがなくなってきたので、コスト比較の必要もなくなった。 今後も業務が効率的になるようコスト意識を重視していただきたい。

	<p>かる時間も減少し、パンチ委託等の外注委託は不要となっている。</p> <p>(市民税課)</p>	
<p>(意見)</p> <p>④長野市と他の中核市等の市民税課職員1人当たり市民数及び市民税調定額</p> <p>長野市の職員1人当たり市民数、職員1人当たり調定額は松本市の次に低くなっている。その分析と対策が望まれる。</p>	<p>〔平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り〕</p> <p>賦課事務の効率化を目的として、平成18年度以降2名の正規職員を削減、併せて臨時職員の活用拡大も図ってきた。これにより、本市の職員1人当たり市民数、同調定額の伸びは共に前回比較対象とした5市中でも最も高い数値を示す結果となっている。</p> <p>(市民税課)</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>今後も支障がない範囲で継続していただきたい。</p>
<p>(結果)</p> <p>Ⅲ固定資産税に関する監査の結果と意見</p> <p>3. 土地に関する固定資産税課税事務</p> <p>地方税第348条第2項各号に、固定資産が供されている用途の特質にかんがみ非課税とされているものが規定されている。</p> <p>たとえば、学校法人、宗教法人、社会福祉</p>	<p>(平成19年7月26日措置の通知書より)</p> <p>土地の用途非課税物件に該当するものについては、データの抽出を行った、今後、「住宅地図の利用」「航空写真の利用」による絞込みを行ったうえで順次、現地調査を実施する。</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>今後もサンプリング又はローテーションによる調査を実施していただきたい。</p>

<p>法人、病院等の本来の用に供される固定資産である。これを用途非課税又は物的非課税という。この固定資産がその目的以外に転用された場合は課税となるため、用途非課税物件に対し、市は定期的な現状調査、具体的には費用対効果を考慮した上でサンプリング又はローテーションによる調査をすることを検討すべきである。</p>	<p>(平成 23 年 3 月 3 日措置の通知書より)</p> <p>検討の結果、固定資産システムのデータから、サンプリングを行い、「住宅地図」「航空写真」を利用した絞込みを経て、現地調査を実施した。その結果、現況に変更があるものについては、課税処理を行った。</p> <p>(資産税課)</p> <p>[平成 24 年度包括外部監査における現状の聞き取り]</p> <p>データ抽出物件を絞込み、サンプリング調査を実施した結果、現況に変更があるもの数件について課税処理を行った。</p> <p>今後は、長期的スパンで必要と思われるものについて抽出調査を実施したい。</p> <p>(資産税課)</p>	
<p>(結果)</p> <p>4. 建物についての課税事務</p> <p>建物について課税漏れが発見された場合、市税条例及び地方税法に準拠し、遡及課税をすべきである。</p>	<p>(平成 19 年 7 月 26 日措置の通知書より)</p> <p>固定資産税課税客体「家屋」調査事業／実地調査実施計画において、建物の遡及課税を行わない部分を、遡及課税を行うことに改めた。</p> <p>(資産税課)</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>今後も継続していただきたい。</p>

	<p>〔平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り〕</p> <p>H19年度に措置を行い、平成24年度も継続している。</p> <p>(資産税課)</p>	
<p>(結果)</p> <p>5. 償却資産に対する課税事務</p> <p>(ア) 現状の調査は一巡するのに10年間位を要しているが税の時効(5年)を考えて、5年間で市内を一巡する方法に改善すべきである。</p>	<p>(平成19年7月26日措置の通知書より)</p> <p>調査対象を抽出して、効果的な実地調査を行う。</p> <p>(平成23年3月3日措置の通知書より)</p> <p>調査対象の抽出方法を変更して5年で一巡するように決定した。</p> <p>(資産税課)</p> <p>〔平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り〕</p> <p>H22年度の措置状況により、平成25年度からの実施を計画している。</p> <p>(資産税課)</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>今後も継続していただきたい。</p>

<p>(結果)</p> <p>(イ) 合併町村分の調査で申告漏れを発見した場合、現在合併時点以後の分についてのみ修正を求めているが、旧町村時代分も含めて原則どおり遡及課税をするべきである。</p>	<p>(平成 19 年 7 月 26 日措置の通知書より)</p> <p>過去のデータが未整備のため、遡及課税が困難となっているが、納税者の協力を得て実施する。</p> <p>(平成 23 年 3 月 3 日措置の通知書より)</p> <p>旧合併町村には過去の申告資産データがなく、ホストシステムにデータを取り込むことができなかった。そこで申告書類により課税資産の確認を試みたが、課税年度における資産判別が難しく正確な課税を確保することが困難なところ、平成 19 年税制改正による理論帳簿価格廃止、平成 20 年の耐用年数省令の変更によるシステムの改修を優先せざるを得ず、また平成 21 年は新合併町村マスター照合確認、平成 22 年は新合併町村の実地調査により、システムの改修、旧合併町村の申告資産データの整備が未実施となり遡及困難となった。</p> <p>(資産税課)</p>	<p>合併は一段落したが、今後の合併に備えて体制を整えておいていただきたい。</p>
--	---	--

	<p>〔平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り〕</p> <p>H17 合併については、H22 年度措置状況のとおり。</p> <p>H21 合併については、合併後翌年度までに旧合併町村の全事業者の現地調査を実施し、以後、旧町村時代も含めた遡及課税を実施している。</p> <p>(資産税課)</p>	
<p>(結果)</p> <p>7. 非課税事務</p> <p>物的非課税の建物等については、本人より非課税申告書の提出があり、その使用状況を確認した上、非課税決定通知書の発送をもって確認するものであるから、手続きに漏れがないよう改善すべきである。</p>	<p>(平成19年7月26日措置の通知書より)</p> <p>非課税申告の必要な建物等については、事務手続きに従って行うように徹底した。</p> <p>(資産税課)</p> <p>〔平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り〕</p> <p>H19 年度に措置を行い、H24 年度も継続している。</p> <p>(資産税課)</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>今後も継続していただきたい。</p>

<p>(結果)</p> <p>12. 土地価格等縦覧制度と不服申立制度</p> <p>市は土地価格等縦覧制度の関係で、不利益変更の禁止の原則の趣旨について再確認を行い、少なくとも、市民にそのような疑いを持たれることがないよう、細心の注意で業務を行うよう改善が望まれる。</p>	<p>(平成 19 年 7 月 26 日措置の通知書より)</p> <p>価格の決定及び修正は、地方税法第 410 条、第 417 条に基づき実施しているが、納税者からの問い合わせ等については、より一層親切、丁寧に行うように徹底をした。</p> <p>(資産税課)</p> <p>[平成 24 年度包括外部監査における現状の聞き取り]</p> <p>H19 年度に措置を行い、H24 年度も継続している。</p> <p>(資産税課)</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>今後も継続していただきたい。</p>
<p>(意見)</p> <p>5. 償却資産に対する課税事務</p> <p>(3) 監査手続及び問題点等</p> <p>(ア) 業種により、新規開業時点で、多額の設備、機器への投資が必要とされる職業がある。しかも、これらは耐用年数の短いものも多く、開業時点では税額が発生するが、数年経過すると税額も減少し、又は免税点以下と</p>	<p>[平成 24 年度包括外部監査における現状の聞き取り]</p> <p>新規開業の情報については、土地・家屋調査及び法人市民税の情報などを参考にして、最新情報の把握に努めている。</p> <p>また H18 以降は税務署及び市保健所における調査など、情報収集の幅を広げている。</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>今後も継続していただきたい。</p>

<p>なる傾向も見られる。したがって、これらの業種を選定し、その開業情報の収集による課税の適正化についても検討されることが望まれる。</p> <p>開業情報としては、監督官庁、税務署等への開業届、業界名簿や職業別電話帳の最新のものと少し前のものとの比較等が有効である。</p>	<p>事務効率面を考え、今後も効果的な方法の検討をしていく。</p> <p>(資産税課)</p>	
<p>(意見)</p> <p>11. 固定資産評価委員 (2) 固定資産評価補助員</p> <p>固定資産評価で問題が発生し、納税者又は市に損害を与えた場合、補助者はあくまで補助であり、責任は固定資産評価員にあるため、補助者の作業についてチェックを行う必要がある。</p> <p>このため、この制度を真に生かしてゆくためには、固定資産評価員に不動産鑑定士や土地家屋調査士等の専門家を充てることも必要と考える。</p>	<p>[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り]</p> <p>固定資産評価員は、地方税法第404条第2項の規定に基づき選任している。</p> <p>(資産税課)</p>	<p>固定資産の評価については高度な知識及び経験が必要である。この要件を充足する専門家である不動産鑑定士や土地家屋調査士等が固定資産評価員となることも必要である。</p>
<p>(意見)</p> <p>13. 市の税務職員の経験年数</p>	<p>[平成24年度包括外部監査における現状の聞</p>	<p>経験年数の短さを補うものとして、業務マ</p>

<p>税務職員の経験年数について、都道府県の12.7年、政令指定都市の9.2年に比較し、長野市を含めたほかの県庁所在市では4.3年となっており、特に長野市の場合、下記の表のとおり平均で4年未満となり、市の税務職員の経験年数は短いように思われる。</p> <p>税務職員は高度の専門性が要求されるので、経験年数がもっと長くなるような人事政策、さらには、税務職員を専門職とするなどの人事制度の採用も期待される。</p>	<p>き取り]</p> <p>資産税課としては、市の回答とすることはできません。</p> <p>人事担当部署に対し、監査意見と同様の主旨の人員配置の要求を行っている。</p> <p>(資産税課)</p>	<p>ニュアルの充実、研修の充実などの方策を取るべきである。</p>
<p>(意見)</p> <p>14. 固定資産税の賦課事務の効率性</p> <p>(1) 概要</p> <p>平成17年1月1日の周辺町村との合併により平成17年度は職員数が増加したため、それまで職員1人当たり市民数は増加していたが、下落に転じた職員1人当たり調定額は、平成13年度に比較し8.4%の大幅な減少となり、さらなる賦課事務の効率化策が望まれる。</p> <p>長野市は類似する他市と比較した場合、職員1人当たり市民数及び調定額がともに少な</p>	<p>[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り]</p> <p>賦課事務においては、課税客体数、課税面積など、人口に比例しない要因で事務量が影響を受けることもある。</p> <p>単位あたり調定額は、各都市によって単価の大小があり、一律に事務効率の指標とならない。</p> <p>効率化に向けては、事務処理の流れや担当間の連携などを見直すことにより、対応策を検討している。</p>	<p>平成18年度の他市との比較において、富山市、和歌山市、岐阜市、松本市の中で長野市の次に少ない他市と比較した場合、職員1人当たりの市民数では長野市は他市の78%、調定額では73%である。課税客体数、課税面積、単価の大小によるものなどの違いはあるが、これだけの差があることを考えれば数値それら以外の原因も考えられる。</p> <p>事務処理の流れや担当間の連携も重要であるが、体制や仕事そのものを見直すことも検討すべきである。</p>

く、その分析と対策の検討が望まれる。	(資産税課)	
<p>(意見)</p> <p>(3) 償却資産(固定資産税)の申告書発送(シーラーハガキを含む)</p> <p>償却資産は150万円という免税点があるため、この免税点以上の償却資産所有者に申告書を送付することが重要であるので、この点も多少加味し申告書の発送件数の検討が望まれる。</p>	<p>[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り]</p> <p>前年度課税標準額140万円以上の事業所を対象に申告書を発送している。</p> <p>140万円未満の事業者には、資産の内容を確認するため、前年度の資産内容を明記した圧着はがき(シーラーハガキ)を発送し、異動連絡を求めている。</p> <p>(資産税課)</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>今後も継続していただきたい。</p>
<p>(意見)</p> <p>15. 固定資産税及び都市計画税の納期についての「市税条例第67条の規定」及び「都市計画税条例第5条の規定」の改訂</p> <p>実際の納期が条例の規定と異なるときは、附則に実際の納期を置くことによって対応している。現状の納期は、少なくとも14年度以降はずっと「5月16日頃から同月31日頃」までとなっている。しかしこの分の附則を廃止し、市税条例67条第1項及び都市計</p>	<p>[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り]</p> <p>平成24年6月市議会において条例改正を行い、平成25年度固定資産税から、第1期の納期を「5月16日から同月31日まで」に改めた。</p> <p>(資産税課)</p>	<p>適切な措置がなされている。</p>

<p>画税条例第5条第1項を改訂するほうが明瞭となるので、それぞれ同条例本文の改訂が望まれる。</p>		
<p>(意見)</p> <p>IV収納に関する監査の結果と意見</p> <p>1. 収納業務全体に係る問題の検討</p> <p>(5) 個人に対する徴収率を上げるための対策</p> <p>コンビニエンス・ストアでの納付や、マルチペイメントネットワークを用いた電子決済サービス(ペイジー)、クレジットカード収納等、全国の自治体で導入されつつある新たな収納方法の導入は、行われていない。</p> <p>長野市においても、納税者の納税手続の利便性を高める多様な収納方法の導入を検討すべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>滞納を防止するため納税者が資金繰り計画を立てやすいよう納税時期や納税額をできるだけ早く、わかりやすい形で情報提供する必要がある。</p> <p>市税についての広報・啓発をより充実さ</p>	<p>[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り]</p> <p>市県民税納税額についてのお知らせは納税通知書の交付により行っているが、正確で適正な課税を行うためには課税判定等に相当の時間を要することから、当該通知の交付は、給与特別徴収については5月15日、普通徴収については6月15日を基本としている。</p> <p>課税の仕組み、納税時期や納税方法については、納税通知書に同封の説明書、市税ガイドの配布、広報ながのや市ホームページへの掲載、FMぜんこうじでの放送のほか、申告相談等の機会を通じて周知を図っている。</p> <p>(市民税課)</p> <p>課税の仕組み、納税時期や納税方法について、広報ながの(3月1日号・5月1日号に特集記事掲載)や市ホームページへの掲載、FM</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>放送媒体、広報誌及びホームページ、そして対面での広報等、広報活動の充実を図っている。また、平成25年度からコンビニ収納・ペイジー収納を導入することで収納率の向上に資する。</p> <p>クレジットカードによる収納については、今後も検討を続けていきたい。</p>

<p>せ、納税者にあらかじめ納税準備を求めるなど、理解と協力を得られるよう更なる努力が望まれる。</p> <p>(意見)</p> <p>納税者の資金繰りの事情で滞納が発生するケースに対しては、クレジットカードでの収納を認めることで、納税者の資金繰りを改善できる可能性がある。クレジットカード会社への支払に際して、納税者がリボ払いやボーナス一括払いなど多様な支払方法を選択できる可能性があるから、クレジットカード収納の導入検討に当たっては、この点についても考慮することが望まれる。</p>	<p>ぜんこうじでの啓発放送のほか、縦覧期間や現地調査、申告等の機会を通じて周知・啓発を行っている。</p> <p>また、公平かつ適正な課税に努めながら納税通知書の早期発送(3週間前)を行っている。</p> <p>(資産税課)</p> <p>コンビニ収納・ペイジー収納を平成25年度から導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報ながのによる情報提供 市民税課;6月1日号、資産税課;3月1日号・5月1日号、収納課;12月1日号に特集記事掲載 ・その他の広報媒体による情報提供 税三課共通;ホームページ掲載 収納課;もんぜんぷら座壁面への懸垂幕掲出、FM ぜんこうじでの啓発(いずれも長野市収納向上対策協議会が行う年末滞納一掃強化月間(12月)の一環として行うもの) <p>検討の結果、費用対効果の面からクレジットカード収納は当面導入しない。(取扱手数</p>	
---	--	--

	料が、将来安価になれば検討の必要性あり。) (収納課)	
(意見) (6) 徴収・滞納整理の組織について 専門性を持つ全県的な滞納整理組織の設立が望まれる。長野市は、県庁所在地でもあり、県内市町村をリードしてゆく立場にあるのであるから、県において設立に向けた具体的な動きがあった場合は、積極的に参画してゆくことが望ましい。その際、滞納整理だけでなく、県税、国税との徴収一元化や、納付方法の多様化も併せて遡減してゆくことも考えられる。	[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り] ・平成22年度に「長野県地方税滞納整理機構」設立、平成23年6月から業務開始。 ・長野市から課長級・係長級職員を各1名派遣。 ・県税及び市町村税を一元的に徴収している。 (収納課)	適切な措置がなされている。 今後も継続していただきたい。
(意見) (7) 徴収コスト ③(ア) 長野市たばこ税増収・安定化対策事業補助金 このような補助金は廃止すべきである。平成15年度の包括外部監査でも同じ指摘がなされているにも関わらず、未だ対応がなされ	[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り] 平成15年度の外部包括監査の指摘を受けて平成16年度に補助金の減額または廃止の検討を行った。 平成17年度に行った翌年度予算編成で補助	適切な措置がなされている。

<p>ていない。補助金を廃止するだけでなく、どのような経緯で現在まで対応がなされなかったのかについても、市として検討が必要である。</p>	<p>金を約 30 万円減額することを決定し、平成 18 年度は 200 万円を交付、以後毎年 20 万円を減額してきている。</p> <p>平成 24 年 5 月に長野市たばこ税協議会（交付先）に市の考え方を説明し、平成 27 年度をもって補助金を廃止することの理解は得たところ。</p> <p>（市民税課）</p>	
<p>（意見）</p> <p>（イ）償却資産の申告データ等の入力委託契約にかかる委託費</p> <p>予定単価設定の透明性を高める方策の検討が必要である。</p>	<p>〔平成 24 年度包括外部監査における現状の聞き取り〕</p> <p>入力委託契約については、ホストシステムの都合上、条件に合う業務が出来る事業者が 1 社であるため、随意契約以外の方法が困難な状況にある。</p> <p>したがって、条件に合う業務の設計にあたり、他の方法及び単価設定で見積もることが困難な状況にある。</p> <p>（資産税課）</p>	<p>他の地方自治体の情報を入手するなどして委託費の内容に精通し、契約の交渉にあたっていただきたい。</p>
<p>（意見）</p>		

<p>2.個別の収納業務の検討</p> <p>(2) ①督促手続</p> <p>市内部の入金情報が、委託金融機関経由のため、タイムリーに消し込みがおこなわれず督促状が出力されてしまうのは、市の情報システムの問題とも言える。将来の情報システム見直しの際には、コストとの比較考量のうえ、市内部の情報はタイムリーに処理できるようにすることも検討すべきである。</p>	<p>〔平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り〕</p> <p>平成25年度から導入するトータル収納サービス経由の入金情報（コンビニ収納等）を活用するとともに、市の情報システムの運用手順を見直すことで、出力される督促状は減少する。</p> <p>（収納課）</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>今後も継続していただきたい。</p>
<p>（意見）</p> <p>③（イ）執行停止の事後管理</p> <p>事後調査した場合にはその旨を、執行停止決議書の事後調査欄に記載すべきである。また、事後調査を行うまでもないと判断した場合には、やはりその旨と判断理由を記載すべきである。</p> <p>なお、収納課によると、今後も資力回復が見込まれないなど、事前に十分な調査や経過を見て執行停止としているとのことであるが、そうであるならば執行停止の際に即時消滅とすることができないか、検討が必要である。</p>	<p>〔平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り〕</p> <p>執行停止後の事後調査については、執行停止要件が継続しているかどうか確認するためのものであるので、それを担保するため決議書の記載に代えて、執行停止中案件に新規課税が発生した場合は、収納支援システムの区分を執行停止者から地区担当者に変更し、要滞納整理案件に戻す対応を行っている。</p> <p>即時消滅は、地方税法第15条の7第1項第1号の規定により執行停止した場合にのみ可能であり、納税義務を直ちに消滅させるもの</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>今後も継続していただきたい。</p>

<p>現在、長野市では執行停止については、地方税法の定めに加え、「執行停止運用基準」を作成して、それに従った運用が行われている。「執行停止運用基準」に記載されている即時欠損の具体的事例について充分網羅的であるか検討し、必要に応じて見直しを行うことも考えられる。</p>	<p>であるので、慎重に適用することが求められる。</p> <p>また、即時消滅の要件とともに執行停止事務全体の見直しを併せて行い、平成19年3月14日付けで滞納処分の執行停止マニュアルを全面改正の上、部長決裁により制定し、これに基づき執行停止事務を行っている。</p> <p>(収納課)</p>	
<p>(意見)</p> <p>(3) ②支所における収納手続</p> <p>支所などの業務は、市町村での業務のように分かれているわけではなく、さまざまな部課で管掌している業務を一箇所で行っている。したがって、各部課が窓口研修マニュアルの配布を実施しているが、それぞれ必要書類や手続を指示するだけでは不十分である。</p> <p>会計課においては、支所等の事務処理が、内部統制上問題のないよう、より一層支所の立場に立った指導が必要である。</p>	<p>[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り]</p> <p>別紙のとおり</p> <p>(平成22・23・24年度現金収納等の出納事務現地調査の結果報告書)</p> <p>(会計課)</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>会計課では4年で一巡するローテーションで現地調査を行っている。主な調査事項は①収納金、つり銭現金残高の実査、②収納金、つり銭等の事務取扱状況、③備品管理事務取扱状況、④現金・金券類の取扱状況、⑤収入に関する事務取扱状況である。調査の結果、改善を要する事柄があれば指導を行い、改善をさせている。</p>
<p>(意見)</p> <p>V 国民健康保険料に関する監査の結果と意</p>	<p>[平成24年度包括外部監査における現状の聞</p>	<p>広報活動を通じて加入手続きの必要性の周</p>

<p>見</p> <p>2. (1) 国民健康保険被保険者資格取得の届出</p> <p>国民皆保険体制を維持するためには、未加入者に対する加入手続の促進が必要不可欠である。また、国民健康保険未加入期間についても保険料が最大 2 年間分遡及賦課され（国保法第 110 条）納付額が多額になることから、遡及加入者がそのまま滞納者になる可能性が高い。事実、遡及加入者の収納率は他の被保険者のそれに比べ低くなっている。</p> <p>したがって、国民皆保険体制を維持すると同時に滞納者の発生を未然に防ぐために、今後も引き続きホームページ等での加入手続の必要性の周知徹底や被用者保険の保険者に対する指導などを通じて円滑な資格移動を実現し、遡及加入者を減少させるように努めるべきである。</p> <p>また、悪質な未加入者に対しては罰則規定の適用も辞さない強い対応を検討する必要がある。</p> <p>なお、資格異動が円滑に行われないという</p>	<p>き取り]</p> <p>①被用者保険を外れた可能性のある者に対して、国保の加入届出の勧奨を行っている。</p> <p>②市のホームページや、「広報ながの」、ラジオ放送を通じて、加入手続きの必要性の周知を行っている。</p> <p>(国民健康保険課)</p>	<p>知を行っていることは適切な措置である。</p> <p>被用者保険を外れた可能性のある者に対して、国保の加入届出の勧奨を行っているが、適時とはいかないと考えられる。よって、(意見)にあるように、国民健康保険と被用者保険との間で相互の被保険者の資格情報を交換する仕組みの構築が必要であり、市側からも積極的に働きかけるべきである。</p>
--	---	---

<p>問題点は、資格異動に関して届出主義を採用する国民健康保険制度の構造的問題である。この問題を根本的に解決するためには国民健康保険と被用者保険との間で相互の被保険者の資格情報を交換する仕組みの構築が必要であり、今後の制度改革に期待が集まる場所である。</p>		
<p>(意見)</p> <p>(2) 国民健康保険被保険者資格の喪失 未納保険料が発生すれば相当の処理をとらなければならない。しかし、被保険者資格喪失の届出が遅れたために発生する未納保険料は、徴収する必要も根拠もない全くの形式上のものであり、そのような処理は被保険者資格喪失届が適時に行われていればすべて不要だったはずの処理である。</p> <p>このような無駄な事務作業の発生を未然に防ぎ事務の効率化を図るためには、これまで以上に広報やホームページを通じて被保険者資格喪失届の必要性を市民に周知徹底する必要ある。</p> <p>なお、資格異動が円滑に行われていないと</p>	<p>[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り]</p> <p>①国保加入中の人で、被用者保険加入の可能性のある者(20歳から59歳を対象)に通知し国保の喪失処理を促している。</p> <p>②市のホームページや、「広報ながの」、ラジオ放送を通じて、喪失処理の必要性の周知を行っている。</p> <p>(国民健康保険課)</p>	<p>同上</p>

<p>いう問題は、資格異動に関して届出主義を採用する国民健康保険制度の構造的問題である。この問題を根本的に解決するためには国民健康保険と被用者保険との間で相互の被保険者の資格情報を交換する仕組みの構築が必要であり、今後の制度改革に期待が集まるところである。</p>		
<p>(意見)</p> <p>(3) 減免</p> <p>相互共済の精神に則り運用されている国民健康保険制度において、災害等によって困窮を極める被保険者の生活が保険料の徴収によってさらに圧迫されることがあってはならない。</p> <p>したがって、市報や「国民健康保険のしおり」等の広報及びホームページ等を通じて減免制度の存在とその適用要件を広く市民に知らせ、制度の効果的な運用を実現する必要がある。</p>	<p>[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り]</p> <p>①「国民健康保険のしおり」や、「広報ながの」、ラジオ放送、市のホームページを通じて、減免の周知を行っている。</p> <p>②個別にお渡ししている納額通知書や同封の案内チラシに減免について記載している。</p> <p>(国民健康保険課)</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>「国民健康保険のしおり」で軽減・減免が独立した項目として扱われるようになり、妥当な処理といえる。</p>
<p>(意見)</p> <p>3.(1) 収納手続</p> <p>現年分の滞納を低い水準に抑えるために</p>	<p>[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り]</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>今後も時代やニーズに合わせた新たな収納</p>

<p>は、納付義務者が納付しやすい仕組みを作り上げてゆくことが重要になる。</p> <p>口座振替利用率を高めることが収納率の向上につながることは統計上明らかである。しかし、長野市の口座振替利用率は他市と比べて高い水準にあり、これ以上高い水準を達成するのが困難と予想される。今後は従来と同様に口座振替の利用を市民に促進するだけでなく、他の納付手段を用意するとともに既存の納付手段を見直すことがより一層必要かつ重要になってくると考える。</p> <p>具体的には、時代やニーズに合わせた新たな収納方法として、コンビニエンス・ストアや携帯電話、マルチ支払いネットワークシステムの活用による納付方法・機会の拡大を検討するといった対応が必要である。</p>	<p>毎年 5 月に、全庁における口座振替推進キャンペーンに合わせ、口座振替勧奨を継続している。</p> <p>また、全庁的な収納向上対策として検討を重ね、平成 25 年度よりコンビニエンス・ストアやマルチ支払いネットワーク等を活用した納付機会の拡大を実施する予定である。</p> <p>(国民健康保険課)</p>	<p>方法を積極的に採用していただきたい。</p>
<p>(意見)</p> <p>(2) 滞納繰越額の収納率向上</p> <p>今後はこれまで蓄積してきた滞納者についての情報を整理することによって悪意の滞納者を識別し、適時に滞納処分を執行することによって滞納繰越額の収納率を向上さ</p>	<p>[平成 24 年度包括外部監査における現状の聞き取り]</p> <p>国民健康保険料の収納率向上の検討を重ね、平成 23 年度に「長野市国民健康保険料収納業務基本方針」を策定し、適正な財産調査</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>今後も収納率の向上に努めていただきたい。</p>

<p>せてゆくことが必要である。</p> <p>納付指導員の活用は滞納繰越額の回収手段として有効な手段であると考えられ、その費用対効果を高めてゆく必要がある。そのためには、これまで市が収集してきた滞納者についての情報を整理することによって悪意のある滞納者を識別し、当該滞納者に対して能力の高い給付指導員を重点的に配置するといった手段を講じることが必要である。</p>	<p>の基、滞納者の納付能力を確認の上、処分や執行停止等を判断することにより質的滞納整理を実施するとともに、納付指導員を活用し、主に現年度滞納者を対象とした早期隣戸訪問や、滞納者の実態把握、納付指導等、量的滞納整理の実施に努め、収納率の向上を図っている。</p> <p>(国民健康保険課)</p>	
<p>(意見)</p> <p>(3) 延滞金</p> <p>延滞金の徴収は保険料の納期限を遵守しなかった者に対するペナルティーである。その徴収が適切になされない場合、真面目に保険料を支払っている者が不公平感を感じ、納期限を遵守しようとする意識を失ってしまうおそれがある。すなわち、保険料の滞納を誘発する可能性を秘めているのである。</p> <p>したがって、やむを得ない事情によって延滞金を減免する(長野市国民健康保険条例第26条3項)のは極めて限定的なケースに絞るべきである。この点、被保険者の負担能力</p>	<p>[平成24年度包括外部監査における現状の聞き取り]</p> <p>延滞金の徴収について、「長野県徴収事務取扱要領」に準じて減免基準を明確にし、原則延滞金を徴収することにより、正しく保険料を納めている被保険者との公平性を図っている。</p> <p>(国民健康保険課)</p>	<p>適切な措置がなされている。</p> <p>今後も延滞金の適切な徴収に努めていただきたい。</p>

等を考慮した実質的判断が求められるので、その判断に大きなブレが生じることのないように仕組みを構築する必要がある。		
--	--	--

『長野市ホームページ』より抜粋